

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
1	入札説明書	(用語の定義)	0							要求水準書(案)では「排熱」という表記でしたが、「廃熱」に修正したとの理解でよろしいでしょうか。	一般的な表記に改めたもので、定義や意味付けを修正したものではありません。
2	入札説明書	(用語の定義)	0							【発電電力】発電機本体が発生する電力のことをいいます。海拔0m、給気温度15℃、気圧1,013Hpa、相対湿度60%の条件による評価をいいます。とありますが、今回企業庁様で試算された際の条件と考えてよろしいでしょうか？	一般的な数値を用いた数値です。応募者ごとのカタログスペックとさせていただいて結構です。
3	入札説明書	(用語の定義)	0							割賦支払金の定義として「当該割賦支払元本と割賦支払利息の合計額に、割賦支払額に対する消費税等を上乗せした額で構成されます」とありますが、他資料を鑑みるに、消費税等を抜いた額を割賦支払金とされるものの誤謬ではないでしょうか。	割賦支払金の定義を修正します。なお、各様式では消費税を考慮せず記載する点に留意ください。
4	入札説明書	入札説明書等の定義 (要求水準書)	1							用語の定義によれば、入札説明書等には要求水準書が含まれることになっていますが、5月2日の公表資料にはこれが含まれていません。昨年12/25に公表された実施方針に含まれる「要求水準書(案)」をそのまま使用するのか、後日改めて最終版の「要求水準書」が公表される見込みなのかどうかをご教示下さい。	要求水準書を別添のとおり示します。基本的な内容は、H25年12月24日に公表した要求水準書(案)と変わりませんが、変更箇所については履歴版を参照してください。
5	入札説明書	要求水準書	1							別添資料の「犬山浄水場始め～ 要求水準書」とありますが、今回公表資料には要求水準書はありません。平成25年12月公表の要求水準書(案)を要求水準書と読み替えればよいのでしょうか。また、実施方針等の質問回答における要求水準書(案)の回答も有効になるとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、その通りです。ただし、No.4の通り、今回、要求水準書(案)を改定し、要求水準書として公表しましたので、変更箇所については、要求水準書が優先します。
6	入札説明書	要求水準書	1							「また、別添資料の「犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業 要求水準書」(以下「要求水準書」という。)」とありますが、5月30日現在でまだ「要求水準書」が公表されていません。要求水準書はいつ公表されるのでしょうか。	No.4、5の通りです。
7	入札説明書	要求水準書	1							入札説明書の定義の中に、「別添資料の「犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業 要求水準書」(以下「要求水準書」という。)」との記載がありますが、今回公表の資料の中には要求水準書がありません。本要求水準書に関して、別途発行されるご予定でしょうか。また、公表される場合は、公表時期をご教示願います。	No.4、5の通りです。
8	入札説明書	事業方式	4	2	2.5	2.5.2				既設設備の改良とありますが、具体としてはどのような内容を想定されているのでしょうか。現時点でのお考えをご教示願います。	常用発電設備、太陽光発電設備、排水処理設備の構築に際し、既設系統に接続するための電気設備の改良と、計装設備の改良を意味します。
9	入札説明書	生活環境影響調査	4	2	2.5	2.5.3	1)	ア)		「生活環境影響調査」にはどのような調査が含まれるのでしょうか。	廃棄物処理法、大気汚染防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法並びに水質汚濁防止法などの法令、景観条例含む上乗せ規制条例に準じます。周辺環境に影響があると思われる項目については、廃棄物処理法による生活環境影響調査同等の調査を行ってください。想定調査項目は次の通りです。 排水処理設備：大気汚染、騒音、振動、悪臭 常用発電設備：大気汚染、騒音、振動 太陽光発電設備：騒音
10	入札説明書	事業範囲	4	2	5	3	1)	ア)		竣工後に…… は、竣工時に……との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。工事竣工→検査→引き渡し、の手順になります。
11	入札説明書	事業範囲	5	2	5	3	2)	ア)		「設計・建設業務の対象施設の維持管理」の設計・建設業務を建設業務と読み替えての理解で、よろしいでしょうか。	設計業務は建設業務と一体のものとして位置付けているので、設計も含まれます。
12	入札説明書	事業範囲	5	2	5	3	2)	ア)		「PFI事業範囲の管理業務」とは、具体的に何を考えればよろしいでしょうか。	実施方針回答No.26の通りです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等			
13	入札説明書	県企業庁が行う業務	6	2	2.2	2.5.4				「既設の特高変電所及び浄水場中央計装の改造」は、県企業庁が行うものとすると思いますが、事業者の工事工程とも関係してきますので、想定している工事発注時期をご教授願います。	事業者の事業提案書にあわせて実施する予定です。現時点での想定は、(H26・)H27・H28に設計・建設、工事出来形はH27=50%、H28=50%です。事業提案によっては、H26年度に設計業務に着手することも検討します。 また、提案内容により、企業庁との協議を行うこともあります。 なお、上記はあくまでも予定です。	
14	入札説明書	県企業庁が行う業務	6	2	2.2	2.5.4				「LNG供給事業者との契約」は、同じく県企業庁が行うものとすると思いますが、供給されるガス組成に基づき、ガスエンジン及びLNGサテライト貯槽の設計を行う必要があります。事業契約締結時には、LNG供給事業者との契約を締結していただけますようよろしくお願い申し上げます。	LNG供給事業者により供給されるガス組成が異なることは承知していますが、事業の性格上、非常時においては普段取引のない遠方のLNG供給事業者からLNGの供給を受けることも想定しています。事業者によるガス組成の違いは、常用の燃費には影響があっても非常時の運転には大きな影響はないものと考えています。また、非常時の燃費は問わないので、ガス組成の違いを調整する装置の設置は義務付けていません（設置の有無は事業提案によります）。 LNG供給契約については、H29年4月1日の運転開始には間に合うよう県企業庁で進めますが、PFI事業契約時にLNG供給事業者を決定する予定はありません。	
15	入札説明書	事業範囲（運営・維持管理業務）	6	2	2.5	2.5.3	2)		ウ)	ii)	太陽光発電設備のPFI事業範囲について、要求水準書P.23 6.2.1に「事業区画内において、事業者が整備した施設一式とする」とありますが、事業区画内でも事業者として整備していないエリアについては運営・維持管理業務範囲外と考えてよろしいでしょうか？ 事業者の運営・管理業務範囲内である場合は除草作業の費用を算出する上で範囲と回数など具体的な条件のご教示をお願いします。（除草作業費は、条件により金額にばらつきがでるため応札者のコスト算出条件を一緒にするために条件提示が必要と考えます）	事業範囲内の管理業務（No.12）は全て事業者が実施するものであり、太陽光パネル等の施設を設置していない部分の除草等についても、事業者が行います。 管理については、様々な手法（防草シート、舗装、玉砂利舗装、人力除草（肩掛け式）、機械除草等）が考えられるため、その仕様は定めていません。
16	入札説明書	県企業庁が行う業務	6	2	2.5	2.5.4					「既設の特高変電所及び浄水場中央計装の改造」は貴県の所掌ということですが、既設改造の発注時期や現地改造時期の計画スケジュールをご教示ください。平成26年2月14日（金）に公表された「実施方針等に関する質問書（回答）」<要求水準書（案）>No.38の質問「県にて事業開始前までに実施して頂けるとの理解で宜しいでしょうか」に対するご回答で「ご理解のとおり」とあり、改めて施工条件の明示をお願いします。	No.13の通りです。
17	入札説明書	事業スケジュール 既設、新設並列運転	6	2	2.7						「・・・並列して、運転維持管理は行わない。ただし、短期の試運転期間は除く。」とありますが、試運転期間中の並列運転時、西部浄水場にて、既設と同様に、信号とITVの遠隔監視は必要でしょうか。	ITV単体の遠隔監視は不要ですが、各種信号の表示確認は必要です。
18	入札説明書	事業スケジュール	6	2	2.7						太陽光発電の申請・接続契約は平成27年3月までとされています。実施方針等に関する質問書（回答）のNo.32において、事業者・第三者の帰責において接続契約が間に合わなかった場合の措置は事業契約書（案）にて提示とありますが、該当箇所をご教示願います。	別紙11第3項(2)記載のとおり、理由のいかんを問わず、FIT収入の減少リスクは、事業者が負担します。
19	入札説明書	事業スケジュール	6	2	2.7						早期の申請を実施できるよう心がけますが、協議先との打ち合わせにより、H27.3月をまわることも考えられます。その場合でもご丁承りいただけるでしょうか。	No.18の通りです。 また、事業者は電力会社との調整を十分に行ってください。
20	入札説明書		7	2	2.8	2.8.1					「設計・建設業務に係る対価について、事業契約書は～」とありますが、事業契約書（案）との理解でよろしいでしょうか、また、入札説明書内にある「事業契約書」は「事業契約書（案）」と読み替えるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）は、落札者決定後において、その内容を事業者と交渉する余地を残しているため、（案）として公表しているものです。ただし、実施方針回答No.45の通り、事業契約書（案）の根幹部分については、事業契約書においても変更しません。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等			
21	入札説明書	選定の手順及びスケジュール	8	3	3.2						資格審査後に質問受付をしていただけないでしょうか。事業内容を双方で相違なく、正確に理解できるようにするため実施を希望します。	資格審査結果の通知以降に、資格審査を通過した応募グループの代表企業を通じて、質問を受け付けます。 (入札説明書等に関する質問受付・回答公表) 質問書の提出期間は、平成26年7月9日(水)から同11日(金)正午までとし、平成26年8月8日(金)に回答を公表する予定とします。その他の手続き方法(質問書の様式、提出先及びメールアドレス)は今回と同様とします。なお、日程は確定次第、県企業庁Webサイトに掲示します。
22	入札説明書	選定の手順及び入札スケジュール	8	3	3.2						基本協定の締結から事業契約書の締結まで1ヶ月と大変短いですが、万が一、事業契約締結がずれ込み事業開始が遅れた場合の遅延による費用負担はご配慮いただけませんか。	実施方針回答No.45を参照してください。
23	入札説明書	接続検討申込回答書(写)	10	3	3.3	3.3.7					接続検討申込の回答は、申込後3ヶ月程度かかるので、10月3日(金)の回答書の写しの提出期限に間に合わないケースもありますが、その場合は失格にならないという理解でよろしいでしょうか。 また、接続検討申込回答書の結果が系統連系上の制約があり連系否であっても10月3日(金)に連系否の回答書の写しを提出すれば失格にはならないという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書で示したとおり7月1日までに申し込みを行えば10月3日の期限には間に合うと考えられるため、そうでないケースの取扱いには現時点では検討していません。 「連系否」の内容にもよりますが、一般的には連系否の場合は、要求水準の未達と判断されますので、中部電力側と十分に調整してください。
24	入札説明書	接続検討申込回答書(写)	10	3	3.3	3.3.7					接続検討申込回答書の結果が事業者の書類不備等の責であって連系否であっても事業開始までに連系適とするべく対応を予定すれば、10月3日(金)に連系否の回答書の写しを提出しても失格にはならないという理解でよろしいでしょうか。	No.23の通りです。
25	入札説明書	接続検討申込	10	3	3.3	3.3.7					接続検討は事業者決定後、発電事業者である県企業庁にて再度申込するという理解でよろしいでしょうか。その場合の検討料は県企業庁負担でよろしいでしょうか。	中部電力株式会社の規定に従い、県企業庁が、接続検討申込者(事業者)と接続契約に係る申込者(県企業庁)とを結び付ける申込名義変更通知を行う予定です。
26	入札説明書	接続検討申込書(写)及び回答書(写)の提出	10	3	3.3	3.3.7					接続検討申込書を作成する上で、大山浄水場の既設特高受変電設備の単線結線図及び機器配置図のCADデータが必要になってきます。(単線結線図及び機器配置図を書く為) 上記の図面のCADデータ(dwgデータ)を公表して頂けないでしょうか。	県企業庁Webサイトの案内(平成26年2月14日付け実施方針等)に関する質問への回答について「1 既存資料の閲覧について.pdf)」に従って、資料閲覧してください。
27	入札説明書	接続検討申込書(写)及び回答書(写)の提出	10	3	3.3	3.3.7					常用発電機導入後、中部電力との契約電力の数値は、貴庁としては3,300kWを考えているのでしょうか。もしくは契約電力の数値は、事業者側の提案となるのかをご教示下さい。	要求水準書(案)及び要求水準書「3.3.6 運転条件」に規定している通り、契約電力は3,500kW～4,000kWと考えています。
28	入札説明書	接続検討申込書(写)及び回答書(写)の提出	10	3	3.3	3.3.7					接続検討申込書を電力会社へ提出するに当たり、既設情報(高調波発生機器、各機器インピーダンス等)が必要となります。 既設設備のインピーダンスマップ図の公表をして頂けませんでしょうか。もしくは、上記既設情報は、県企業庁にて接続検討申込書を作成した時に使用した数値を正と考えてよろしいでしょうか。	インピーダンスマップは、県企業庁の接続検討申込書を参考としてください。インピーダンスの確認等、浄水場の既設資料の閲覧については、当庁Webサイト(平成26年2月14日付け実施方針等)に関する質問への回答について「1 既存資料の閲覧について.pdf)」のとおりです。
29	入札説明書	接続検討申込書(写)の提出	10	3	7	3.7					接続検討申込書(写)の提出について、平成26年7月1日以降において提案設備構成の見直しをした場合は、平成26年7月1日以降に申込書(写)を再提出することよろしいでしょうか。	結構です。ただし、事業提案書に接続検討申込書(写)を添付し、入札説明書で定めた期日(平成26年9月10,11日)に提出してください。また、見直しした場合であっても、回答書(写)の提出期限は10月3日として不変です。 なお、設備認定及び接続申込の後においても、小規模な変更については認められることがあり、同変更については本事業においても事業者の責任で変更して差し支えありません。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
30	入札説明書	応募者等の参加要件	11	3	3.4	3.4.1				実施方針等に関する質問書(回答)No56において、別途回答となっている件です。応札に参加し落札できなかった企業が、落札者のグループ構成員及び協力会社から物品販売・下請けとして一部の建設や維持管理の受注は可能との理解でよろしいでしょうか。	各応募グループは予め、清掃業務等の周辺業務を除く本事業の主たる業務について各業務を担当する者を予定し、また担当する者は建設、設置する機器等について計画し、これらについて事業提案書を提出します。よって、質問の様に、本事業を落札・契約後に、事業提案書の計画を変更することによって、入札競合相手グループから機器を購入したり、役務の提供を受けることは原則あり得ないと考えられます。 なお、個別の事例については、競争入札を公正に執行できるか否かにより判断することとしています。
31	入札説明書	協力会社の参加資格	11	3	3.4	3.4.1				脱水ケーキの再生利用業務のみを担当する企業について ①協力会社として明記は必須でしょうか ②協力会社として明記しなかった企業が、事業開始後に脱水ケーキの再生利用業務を担うことは可能でしょうか ③参加表明書提出までに、脱水ケーキ再生利用業者が決まっていな場合、当該グループの応募不可との理解でよろしいでしょうか。	①協力会社となっている場合は、記載が必要です。なお、単なる脱水ケーキの取引先企業である場合はその必要はありません(この場合は、脱水ケーキの再生利用業務はSPC又は構成員が行うこととなります)。 ②可能です。事業契約書(案)第17条を参照してください。 ③応募を制限するものではありません。
32	入札説明書	応募者の参加要件	11	3	3.4	3.4.1				応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記することとありますが、「業務を明記」とは「脱水機工事担当」「常用発電設備工事担当」等の表記と考えてよろしいでしょうか。	業務とは、入札説明書「2.5.3 事業範囲」のタイトルに示す「1) 設計・建設業務 ア) 排水処理施設」等を指します。なお、それ以上の業務の細分化(例えば「脱水機の設置工事業務」、「財務モニタリング業務」等々)については、各応募企業の提案によるものであり、記載を妨げるものではありません。
33	入札説明書	応募者等の資格要件	13	3	3.4	3.4,2	7)			「工場等」には、国内の浄水場、下水道終末処理場は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針回答No.81の通りです。
34	入札説明書	応募者等の資格要件	13	3	3.4	3.4,2				「運営・維持管理」にはモニタリング業務を含みますでしょうか。	運営・維持管理業務のみならず、設計・建設業務においてもセルフモニタリングを含みます。 なお、セルフモニタリングを行う企業は、応募グループの構成員及び協力会社に限らずとも結構です。
35	入札説明書	応募者の資格要件	13	3	3.4	3.4.2	3)			電気工事業の経営事項評価点数が920点以上とありますが、実施方針では890点であったかと思われれます。点数が変わった理由についてお聞かせ頂けますでしょうか。	点数設定の考え方は変わりませんが、入札参加資格者名簿が「平成24年度及び平成25年度」から「平成26年度及び平成27年度」に改められたため変更しました。
36	入札説明書	応募者の資格要件	13	3	3.4	3.4.2	4)			機械器具設置工事業の経営事項評価点数が900点以上とありますが、実施方針では890点であったかと思われれます。点数が変わった理由についてお聞かせ頂けますでしょうか。	No.35の通りです。
37	入札説明書	応募者等の資格要件	13	3	3.4	3.4.2	6),7)			「6)公称浄水処理能力1万㎡/日以上浄水場における浄水汚泥の排水処理施設について、機械脱水設備本体の製造又は施工(下請含む)の実績を有する者であること。 7)工場等における平常時の発電出力の合計が1,000kW以上の天然ガスコージェネレーションシステム本体について、製造又は施工(下請含む)の実績を有する者であること。」と、実施方針と比較して資格要件が緩和されていると考えられますが、お考えをご教示ください。	より明確な表現に改めたものであり、条件を緩和したものではありません。
38	入札説明書	応募者等の資格要件	13	3	3.4	3.4.2				「運営・維持管理」には脱水ケーキの再利用業務も含みますでしょうか。	入札説明書 2.5.3 事業範囲の通り含みます。
39	入札説明書	応募者等の資格要件	13	3	3.4	3.4.2				応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち設計・建設、運営・維持管理の各業務に当たる者のすべてが1)及び2)を満たし、かついずれかが3)から7)の要件を満たすことと記載されていますが、運営・維持管理にかかわる脱水ケーキの再生利用業務のみを行う協力会社は、本要件に含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	脱水ケーキの再生利用業務のみであっても協力会社であれば要件は満たす必要があります。No.31も参照してください。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
40	入札説明書	応募者等の資格要件	13	3	3.4	3.4.2				SPCへの融資やアドバイザー業務に当たる者は、入札説明書3.4.2の応募者等の資格要件の対象とならず、県企業庁の入札参加資格及び愛知県競争入札参加資格は不要という認識でよろしいでしょうか。	構成員、協力会社でない場合は、ご理解の通りです。
41	入札説明書	応募者の構成員等の変更	14	3	3.4	3.4.3				代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社の変更について、県企業庁が特に認める場合は、どのようなケースを想定されていますか。	変更しないことを原則としています。ただし、例外的なケースは考慮することとしたため設けた条項です。例外的な事例については、条件規定や例示が難しいため、個別事案ごとに判断することとしています。
42	入札説明書	入札予定価格	15	3	3.5	3.5.6	1)			最低制限価格の設定はなしとの理解でよろしいでしょうか。	現行制度には無いため設定していません。ただし、本PFI事業の仕組みから、極端に低い応札額では事業の履行に支障をきたすため、契約しない場合もあり得ます。このことを判断するため、落札者は開札後に直ちに決定しないで保留し、審査することとしています。
43	入札説明書	最低制限価格	15	3	3.5	3.5.6	1)			入札最低制限価格はありますか。	No.42の通りです。
44	入札説明書	入札予定価格	15	3	3.5	3.5.6	1)			低入札価格調査基準や失格基準の設定はありますか。	No.42の通りです。
45	入札説明書	入札予定価格	15	3	3.5	3.5.6	1)			入札予定価格で示されている「11,215,075,000円」と、特定事業の選定で示されている「PFI方式で実施する場合のコスト：11,681百万円」の差異に関して、ご教示ください。	入札予定価格は、実質負担額であり、特定事業の選定で示す財政負担額は現在価値に換算した額となります。 また、財政負担額には、県企業庁が負担するLNG購入費及び太陽光発電設備の撤去費用等が含まれますが、これらは入札予定価格に含みません。
46	入札説明書	入札予定価格	15	3	3.5	3.5.6	1)			入札予定価格は「金11,215,075,000円」とありますが、特定事業の選定における「評価結果」では、PFI方式により実施する場合のコスト（名目値）は13,693百万円と記載されています。入札予定価格とPFI方式により実施する場合のコスト（名目値）について、約2,478百万円の金額差が発生している理由についてご教示ください。（「PFI方式により実施する場合のコスト」のうち、アドバイザー費用及びモニタリング費用は入札予定価格に含まれないと理解しておりますが、その他にどのような費用が入札予定価格として含まれていないのでしょうか。）	No.45の通りです。
47	入札説明書	入札予定価格	15	3	3.5	3.5.6	1)			入札予定価格について、設計・建築に係わる対価と運営・維持管理に係わる対価について、割合だけでも良いのでご提示頂けるとでしょうか。	入札価格の内訳書は、一般的な工事や業務委託と同様に入札手続きでは提示しません。
48	入札説明書	入札予定価格	15	3	3.5	3.5.6	1)			入札予定価格の内訳をお示しいただくことはできますか？	No.47の通りです。
49	入札説明書	入札予定価格	15	3	3.5	3.5.6				実施方針等に対する質問書（回答）No86において、「最低制限価格の設定は入札公告にて提示」とありますが、予定価格に対する最低制限価格、低価格調査基準、失格基準等は設けておられるでしょうか。また、設けている場合には基準の算定方法をご教授下さい。	No.42の通りです。
50	入札説明書	事業提案の公表	15	3	3.5	3.5.7	1)			「県企業庁が示した図書の著作権は県企業庁に帰属します。また、入札参加者が提出した事業提案書の著作権は入札参加者に帰属し、原則として公表しません（愛知県情報公開条例に基づく開示を要する場合を除く。）。なお、県企業庁は、本事業においての公表時及びその他県企業庁が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の一部を使用できるものとします。」とありますが、事業契約書（案）第80条では、「事業者から県企業庁に提出された事業提案書について、その著作権は事業者に帰属するものとするが、県企業庁は、本事業に関する限り、事前に事業者に通知することなく、無償にてこれを利用することができるものとする。」とあり、齟齬がみられます。事業提案には、応募者の技術的ノウハウや工夫が多く盛り込まれていますので、公表する際には、事業者の了解を得ていただきますようお願いいたします。	事業契約書（案）にある「県企業庁が利用すること」とは、事業提案書を一般を対象として開示することではなく、庁内利用する場合を想定します。従って、「情報公開条例に基づき開示すること」とは異なり、事業提案書を公表する際は入札参加者の承諾を得ることとします。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等			
51	入札説明書	追加提出書類	16	3	3.5	3.5.7	4)				提出書類を追加的に要求することがあると記載されていますが、追加要求されるタイミングは、プレゼン・ヒアリングの後となるのでしょうか。また、追加された内容の取扱い（評価）はどのように影響されるのでしょうか。	資料の追加は、事業提案書等の内容に対する県企業庁の理解を深め、内容を確認するために適宜要求するものです。従って、新たな提案等を認めるものではないので、評価には直接影響しません。
52	入札説明書	開札時の立ち会い	16	3	5	3.5.8	3)				入札立会人数は何人ですか？	応募者が立会させ人数を特に規定しませんが、開札の支障となる場合は、制限することもあり得ます。入札室の広さ等を意識して、常識の範囲で立会に臨んでください。
53	入札説明書	ヒアリング	18	3	3.6	3.6.4					ヒアリングにおけるプレゼンテーションの出来不出来は事業提案書等の性能等の評価に対する採点に影響を与えるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	直接影響を与えるものではありません。
54	入札説明書	有資格者の配置	20	4	4.2	4.2.2					20年間の運営・維持管理業務における電気事業法に基づく電気主任技術者は本事業における他の業務の責任者と兼務してもよろしいでしょうか。	入札説明書等で配置を求める有資格者が、電気以外の業務（例：脱水ケーキの管理、見学者対応等）の責任者を兼務することは、業務に支障がない範囲で構いません。 事業者は、県企業庁が選任する電気主任技術者を補佐するため、有資格者を配置してください。 業務に支障が無い範囲で、2浄水場の兼務は認めますが、主たる勤務地は犬山浄水場としてください。 要求水準書（H26.6）を参照願います。
55	入札説明書	有資格者の配置	20	4	4.2	4.2.2					「電気事業法に基づく電気主任技術者の資格保有者」は、本事業以外の業務との兼任可能と考えてよろしいでしょうか。	業務に支障が無い範囲で、本事業以外の業務との兼務は認めますが、主たる勤務地は犬山浄水場としてください。
56	入札説明書	有資格者の配置	20	4	4.2	4.2.2					建設業務及び、運営・維持管理業務における電気事業法に基づく電気主任技術者はSPCの構成員から選出してもよろしいでしょうか。	No.54の通りです。
57	入札説明書	有資格者の配置	20	4	4.2	4.2.2					電気事業法に基づく電気主任技術者は電気保安協会等への再委託が可能でしょうか。	No.54の通りです。
58	入札説明書	有資格者の配置	20	4	4.2	4.2.2					維持管理業務において「電気事業法に基づく電気主任技術者の資格保有者」は、2浄水場内いずれかへの常駐義務は無いものと考えます。また、建設業務期間においても、常駐義務はないものと考えてよろしいでしょうか。	No.54の通りです。
59	入札説明書	有資格者の配置	20	4	4.2	4.2.2					「電気事業法に基づく電気主任技術者の資格保有者」は、2浄水場内いずれかへの常駐義務がある場合、昼間のみ常駐と考えますかよろしいでしょうか。	No.54の通りです。
60	入札説明書	有資格者の配置	20	4	4.2	4.2.2					建設業務及び維持管理業務にて「電気事業法に基づく電気主任技術者の資格保有者」の配置とありますが、建設業務では建設業法上の電気工事監理技術者にて代替することで問題ないでしょうか。	電気事業法の電気主任技術者と、建設業法上の電気工事監理技術者は別議論です。
61	入札説明書	有資格者の配置	20	4	4.2	4.2.2					電気主任技術者の資格保有については第三種電気主任技術者でよろしいでしょうか。	No.54の通りです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
62	入札説明書	有資格者の配置	20	4	4.2	4.2.2				電気主任技術者の資格保有者を1名以上配置することと記載されていますが、入札説明会時の説明において、県企業庁殿において主任技術者を選任するがその補佐として事業者においても主任技術者を配置してもらうとの説明がありました。 ①県企業庁殿の電気主任技術者を補佐する事業者の電気主任技術者は、電気事業法43条に基づくものではないとの理解で宜しいでしょうか。 ②上記事業者で配置する電気主任技術者は、第3種電気主任技術者以上の有資格者を、2浄水場のいずれかで常勤で配置させるとの認識でよろしいでしょうか。 ③常勤での配置が不要の場合、電気保安協会等への外部委託が可能との認識で宜しいでしょうか。 ④県企業庁殿において選任される電気主任技術者が、本事業範囲を全てを含め電気事業法第43条に基づいた選任及び届出がなされるとの理解で宜しいでしょうか。また、そうでない場合、事業者を「みなし設置者」として解釈し、電気事業法43条に基づく選任及び届け出る事業者の電気主任技術者の管理範囲を具体的に教えてください。	No.54の通りです。
63	入札説明書	有資格者の配置	20	4	4.2	4.2.2				電気事業法に基づく電気主任技術者の資格保有者を1名以上配置することとありますが、特別目的会社としての配置が必要なのか、特別目的会社が委託する運営・維持管理業務を担当する応募グループの構成員又は協力会社に配置が必要なのかご指示ください。又、その電気主任技術者は、常駐する必要があるのかも、ご指示ください。その他、電気主任技術者以外の資格者については、法の規制によるものと考えて宜しいでしょうか。	No.54の通りです。
64	入札説明書	有資格者の配置	20	4	4.2	4.2.2				現地説明会の際に、SPCが求められる電気主任技術者は、県企業庁様が配置されている「電気主任技術者」を補佐する役割との説明がありましたが、SPCが配置する資格者は「第三種電気主任技術者」で、よろしいでしょうか？	No.54の通りです。
65	入札説明書	有資格者の配置	20	4	4.2	4.2.2				電気主任技術者の資格保有者は、特別目的会社において非常勤でもよいでしょうか。	No.54の通りです。
66	入札説明書	有資格者の配置	20	4	4.2	4.2.2				電気主任技術者の資格保有者は、構成員または協力会社からの出向以外に、特別目的会社が新たに直接雇用する者でも問題ないでしょうか。	No.54の通りです。
67	入札説明書	有資格者の配置	20	4	4.2	4.2.2				本事業では法令に則った資格者を配置しますが、エネルギーの使用の合理化等に関する法律で定めるところの“エネルギー管理者”の配置は、貴県側の所掌という理解でよろしいでしょうか（すでに配置済みとの認識です）。	県企業庁にて配置いたします。 ただし、省エネ法に基づく定期報告書等の作成について、ご協力をお願いします。
68	入札説明書	有資格者の配置	20	4	4.2	4.2.2				「電気事業法に基づく電気主任技術者の資格保有者を1名以上配置すること」とありますが、入札説明書5.5.2 4)及び5)より合計出力5000kW以上の発電施設となることから、第二種電気主任技術者以上の有資格者の配置が必要となりますか。	No.54の通りです。
69	入札説明書	事業契約の締結	20	4	4.3					「入札前に明示的に確定することができない事項については、必要に応じて県企業庁と落札者との間で協議を行い内容を定めるものとする」とありますが、現時点で、県企業庁様の方で、事業契約書において明示的に確定していない事項として把握されているものについてご指示ください。	現時点では特にありません。
70	入札説明書	事業契約の締結	20	4	4.3					入札前に明示的に確定することが出来ない事項については、必要に応じて県企業庁と落札者との間で協議を行い、内容を定めるとありますが、今回の基本協定締結から事業契約締結までの期間が1ヶ月程度と短期間のため、全ての協議がまとまらない可能性が考えられます。その場合は、協議中の事項については事業契約書とは別に契約書に準じる覚書等を締結するという対応を認めてください。	事業契約書(案)を事業契約書として締結する交渉の内容については、No.20の通りです。 全ての協議を期間内にまとめることを基本とし、原則、覚書等の締結については、行わない方針です。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所					質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
71	入札説明書	県企業庁と事業者のリスク分担	21	4	4					「県企業庁と事業者のリスク分担は事業契約書(案)によるものとします」との記載がありますが、実施方針P32の資料1リスク分担表(案)および、リスク分担表(案)に該当する実施方針等に関する質問書(回答)は有効との認識でよろしいでしょうか。	質問回答の効力については、「1. 入札説明書の定義」の通りです。
72	入札説明書	リスク分担	21	4	4.4					「このリスク分担の考え方は、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」及び「契約に関するガイドライン」などを踏まえ、県企業庁と事業者のリスク分担については、事業契約書(案)によるものとします。なお、事業契約書(案)に示されていないリスク分担については、関係者協議会において双方の協議により定めるものとします。」とありますが、リスク分担に関しては、「実施方針 資料1 リスク分担表(案)」で示されている以外、まとめて公表されているものがありません。企業庁様の設定されているリスクの分担者をお示しください。	想定されるリスク分担については、全て契約書(案)に示しています。
73	入札説明書	債権の質権設定及び債権の担保提供	21	4	4.5	4.5.2				質権を設定する場合及びこれを担保提供する場合には、事前に県企業庁の承諾がなければ行うことはできません。とありますが、事業契約書(案)第72条第4項の債権を被担保債権とする第一順位の質権を県企業庁のために設定することを条件とする。場合には県企業庁様は承諾していただくと考えてよろしいでしょうか。	承諾しない合理的な理由がない限り、承諾する予定です。
74	入札説明書	工事完成に関するモニタリング	24	5	3	5.3.1	3)			要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行いますとありますが、太陽光発電設備の確認はどのように行うのでしょうか。	工事完成に関するモニタリングは、企業庁の発注する一般的な工事と同様に行います。
75	入札説明書	工事完成に関するモニタリング	24	5	3	5.3.1	3)			要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行いますとありますが、常用発電設備のBOS機能についての確認はどのような方法で行うのでしょうか。	試運転を行うことにより確認する予定です。
76	入札説明書	国庫補助金	25	5	5.4	5.4.2				一次金支払の条件は、国庫補助金交付の有無に関わらず行われるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
77	入札説明書	一時払い金	25	5	5.4	5.4.2				「なお、本事業の一部施設は国庫補助金の補助対象とする予定であるため、県企業庁は事業者を支払う対価の一部に一時支払金として国庫補助金相当額を充てる場合があります。」とありますが、「実施方針等に関する質問書(回答)」では、補助金の交付如何に関わらず、申請の有無に関わらず、補助金の申請を本事業において計画したが額は一時払金としますので、・・・と回答されています。入札説明書の公表が後の公表ですので、入札説明書が有効なのでしょうか。事業収支計画に、大きく影響をしますので、ご教示ください。	実施方針回答No.5の通り、補助金の有無に関わらず、事業提案書及び契約書(案)に従い、県は事業者に一時的支払金を支払います。ただし、国庫補助金の概算要求は既に始まっていることもあり、実際に交付される補助金額は申請額以下である場合があり、また申請額は計画(事業提案書及び事業契約書(案))以下である場合もあるので、「県企業庁は事業者を支払う対価の一部に一時支払金として国庫補助金相当額を充てる場合があります」としています。この場合、不足額は県企業庁の自己資金により一時支払いすることとします。なお、補助金の申請にあたっては、平成27,28年度における工事出来形として、それぞれ50%ずつを想定しています。
78	入札説明書	脱水機棟に関する要件	26	5	5.5	5.5.2	1)			「事業完了後3年程度まで使用できる耐久性を有する構造とする」とありますが、建築付帯設備は対象ではないと考えてよろしいでしょうか。	実施方針回答No.106の通り、建築付帯設備も対象としてください。ただし、事業完了時には建築付帯設備については、良好に使用できる状態であることが望ましいとの解釈で結構です。
79	入札説明書	発電機棟に関する要件	26	5	5.5	5.5.2	1)			太陽光発電設備のパワーコンディショナと中間変電所(変圧器)を、発電機棟ではなく設備近傍の屋外設置としても問題ないでしょうか。	電気設備は屋内設置が原則です。ただし、設備配置の問題によるものであれば、屋外型のパワーコンディショナのみ屋外設置を認めますが、維持管理等に支障がない提案としてください。なお、要求水準書3.3.3以外の部分はご提案の範囲とします。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
80	入札説明書	脱水機棟に関する要件 発電機棟に関する要件	26	5	5.5	5.5.2	1) 2)			「事業完了後3年程度まで使用できる耐久性」とありますが、使用できないの基準は何かありますでしょうか。事業完了時に状態について検査等を行われますでしょうか。また、事業契約上該当する規定はありますか。	実施方針回答No.105で「引き渡し時点において、事業者と県企業庁で協議にて決定します」としています。引き渡し時点で引き続き良好に使用できる状態であることが必要です。
81	入札説明書	発電機棟に関する要件	26	5	5.5	5.5.2	2)			「事業完了後3年程度まで使用できる耐久性を有する構造とする」とありますが、建築付帯設備は対象ではないと考えてよろしいでしょうか。	No.78の通りです。
82	入札説明書	脱水設備に関する要件	26	5	5.5	5.5.2	3)	ウ)		脱水機ろ液に関する要求水準書の水質規定とは、ろ液の濁度を示しているかと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書5.2.3 ろ液の水質管理(5. 運転管理業務に関する要求水準)で「水質汚濁防止法を満足すること」としているため、濁度に限りません。
83	入札説明書	常用発電設備の要件	26	5	5.5	5.5.2	4)	ア)		3,000kWの発電運転は実施方針の質問回答通り使用端の理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、使用端の位置の関しては、別途協議によるものとします。
84	入札説明書	常用発電設備の要件	27	5	5.5	5.5.2	4)	イ)		ブラックアウトでの運営再開は、どのような状況まで求められるでしょうか。点検中に大規模災害が発生した場合も対応が必要でしょうか。	本件の常用発電設備は、防災兼用型のため、質問は「県企業庁の発注仕様において、非常用自家発電の点検に備えて何が求められるか」と解釈されます。 当庁が所管する本件以外の浄水場においても、また、一般的な非常用自家発電の設置例から言っても、非常用自家発電の設置にあたり、予備機を設置しておらず、本件においてもBOS用の予備機は不要です。運悪くBOS用設備や常用発電設備の点検中に、大規模災害により商用電源を失った場合は、点検を速やかに終了し、BOSでの浄水場の運営再開を目指すこととなります。ただし、同点検が不当に長期間に及ぶことにより、大規模災害時のBOSに支障がある事業提案は要求水準の未達と判断する場合がありますので、仮設を設置する等を事業提案してください。 なお、「要求水準書3.3.2 出力・台数」において「設置台数は、オーバーホール等の大規模メンテナンスに備え複数台とすること、出力3,000kW以上」と規定しており、これは平時における常用発電の要求水準です。非常時における要求水準は「BOSで導水ポンプ2台を運転して浄水場を運営できること」となります。
85	入札説明書	常用発電設備に関する要件	27	5	5.5	5.5.2	4)	イ)		「浄水場の運営を再開できること」とは、高圧受変電設備において高圧による印加を確認することを以て、「再開できる」と理解してよろしいでしょうか。	狭義の解釈においてはその通りです。ただし、要求水準の求めるところは「県企業庁が浄水場の運営を再開するのにあたって、事業者は必要な対応をすること」であり、質問よりも幅広い対応を求めます。その具体的な内容（ソフト及びハード）は事業提案書によります。
86	入札説明書	太陽光発電の検収条件	27	5	5.5	5.5.2	5)	ア)		太陽光発電設備は、日射量・外気温度等で出力が変動しますが、検収時の確認方法をご提示頂けますでしょうか。	工事検査の方法はNo.74の通りです。具体的な検査方法は検査前に事業者と調整して決定しますが、外部条件により出力が変動するため、施工後の実測では設計値の確認が難しいことは承知しております。
87	入札説明書	太陽光発電設備に関する主な要件	27	5	5.5	5.5.2	5)	ア)		太陽光発電設備の太陽光モジュールおよびパワーコンディショナは公称値(カタログ値)で2.5MW以上の理解でよろしいでしょうか。	No.86の通りです。 また、実施方針回答No.123も参照願います。
88	入札説明書	脱水ケーキの再生利用	27	5	5.5	5.5.3				PFI事業区域以外の場所に脱水ケーキの加工作業を行う場合は、その作業場所は有償扱いと理解してよろしいでしょうか。	脱水ケーキの加工は、業務の一環であり、常設施設で実施すべきであるため、事業区域内で実施することとします。
89	入札説明書	建設工事のために必要な作業用地	27	5	5.5	5.5.4				「事業者が要求する場合、県企業庁は建設工事のために必要な作業用地として、2浄水場の一部又は全部につき、その敷地内の一定範囲の土地を、有償又は無償で貸与します。詳細は、事業契約書(案)を参照のこと。」とありますが、PFI事業予定地を正確に把握するための、座標の入った平面図の提示をいただけますようお願いいたします。	犬山浄水場については、TSS測量を実施しました。同資料については、実施方針資料2に従い、閲覧してください。 その他資料については、No.26のとおりです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
90	入札説明書	生活環境影響調査	27	5	5.5	5.5.5				生活環境影響調査は排水処理施設の整備に加えて、常用発電設備および太陽光発電設備の整備も生活環境影響調査が必要と理解してよろしいでしょうか。	No.9の通りです。
91	入札説明書	生活環境影響調査	27	5	5.5	5.5.5				生活環境影響調査の測定項目をご教示願います。	No.9の通りです。
92	入札説明書	生活環境影響調査	27	5	5.5	5.5.5				本事業における排水処理施設の整備は、「生活環境影響調査」の対象となりますが、入札説明書2.5.3の事業範囲では発電施設も「生活環境影響調査」とされており、発電施設も対象と考えてよろしいでしょうか。	No.9の通りです。
93	入札説明書	入札説明書等に関する質問提出書類	29	6	6.1					「とりまとめて1部提出すること」とありますが、メールでお送りした今回の質問事項を入札書として再度とりまとめて提出するとの意図でよろしいでしょうか。 このときコンソーシアムで提出する場合は、それぞれの会社の質問をまとめておさする必要がありますか。	質問書の提出は必要ありません。
94	入札説明書	資格審査書	30	6	6.2	6.2.2				実績を証明する書類とは、例えば元請であればコリンズの竣工登録と条件を満たしていることを確認できる発注仕様書、図面等にてよろしいでしょうか。	書面で確認できる実績であれば対象とします。
95	入札説明書	資格審査書	30	6	6.2	6.2.2				「代替信用保管措置への対応」について具体的に教示下さい。	保証書（様式自由）等の第三者（構成員とその親会社、金融機関、保険会社等）による履行保証が確認できる書類を提出することで、対応がなされているものとします。
96	入札説明書	資格審査書	30	6	6.2	6.2.2				「会社概要」とは各社のカタログに類するものと考えますがよろしいでしょうか。	カタログの類でも結構です。
97	入札説明書	資格審査書	30	6	6.2	6.2.3				直近3期分とありますが、平成25年度については発行が間に合わない可能性があります。（7月までには発行可能）その場合は平成24年度～平成22年度の3期にて問題ないでしょうか。	ご理解の通りです。
98	入札説明書	事業提案書	30	6	6.4	6.4.2				事業提案書の正本は袋綴じおよび契印が必要でしょうか。	事業提案書の正本の綴じ方は事業者にて委ねます。契印は不要です。
99	入札説明書	事業提案書	30	6	6.4	6.4.2				「事業提案書等は、15部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）14部）を提出すること」とありますが、副本にも応募企業または応募グループの代表企業名を記入することよろしいでしょうか。	正本、副本ともに様式5-1を表紙として提出してください。
100	入札説明書	運営・維持管理業務提案書	32	6	6.4	6.4.2	3)			「主要機器の耐用年数」とありますが、耐用年数の定義をご教示ください。	法定耐用年数と定義します。必ずしも目標とする実の使用年数とは整合する必要性はありません。
101	入札説明書	受電設備のメンテナンス	32	6	6.4	6.4.2	3)			受電設備とは、犬山浄水場の特高受電設備のことでしょうか。	犬山浄水場に限らず、受変電設備に対するメンテナンス対応を意味します。
102	入札説明書	技術提案書	33	6	6.4	6.4.3				技術提案書の正本は袋綴じおよび契印が必要でしょうか。	No.98のとおりです。
103	入札説明書	使用ソフト	36	7	1	3				使用するソフトはワードまたはエクセルとの記載ですが、 ①ワード、エクセルのバージョン指定はありますか。 ②技術提案書内の図面および添付資料はPDFでもよろしいでしょうか。	①ワード、エクセルは、バージョン2007にて読み込み可能なものとしてください。 ②添付資料の提出はPDFにて可能です。なお、事業提案時までには、PDFデータでの提出も可能ですが、契約後は、生データを提出願います。なお、PDF化する際は、文字等が判別可能な解像度としてください。
104	入札説明書	使用する用紙のサイズ等	36	7	7.1	7.1.2				Microsoft Word及びMicrosoft Excelのバージョン指定は特になしと理解してよろしいでしょうか。	No.103の通りです。
105	入札説明書	使用ソフト	36	7	7.1	7.1.3				電子データを保存するアプリケーションソフト（Microsoft WordあるいはMicrosoft Excel）のバージョンの指定はありますか。	No.103の通りです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
106	入札説明書	使用ソフト	36	7	7.1	7.1.3				提案書の各様式について、上下左右の余白は自由に設定してよろしいでしょうか。	内容が確認できる範囲での書式の変更は可能です。
107	入札説明書	会社名の記入	36	7	7.1	7.1.4				「事業提案書」には、応募企業または応募グループの代表企業名を記入することとありますが、これは「様式5-1」のみを示すのでしょうか？様式5-2事業提案書一覧表に示される各様式にも、「応募企業または応募グループの代表企業名を記入する」との指定でしょうか？	様式5-1とします。ただし、各様式に応募企業または応募グループの代表企業名を記載することは妨げません。
108	入札説明書	会社名の記入	36	7	7.1	7.1.4				「事業提案書」とは、様式5-1のみを指しているのでしょうか、それとも「事業提案書」一式のことを指しているのでしょうか。	No.107の通りです。
109	入札説明書	会社名の記入	36	7	7.1	7.1.4				「事業提案書」には、応募企業または応募グループの代表企業名を記入することとありますが、事業提案書一式を通して、代表企業だけでなく、構成員や協力会社、その他本事業に関与する企業名を記入して構わないとの理解でよろしいでしょうか。	No.107の通りです。また、各様式に構成員及び協力会社、その他本事業に関して業務にあたる企業名を記載することを妨げません。
110	入札説明書	提案書に関する共通事項	36	7	7.1	7.1.5				「様式集」に示されている様式の「上下・左右の余白」、「行間」、「文字数」などは、わかりやすい表現をする目的で多少変更はしてもよろしいでしょうか？また、タイトルに網掛け・色付け・白抜き文字などを、使用してもよろしいでしょうか？	内容が確認できる範囲での書式の変更は可能です。
111	入札説明書	その他事業提案書に関する共通事項	37	7	1	5				事業提案書のCD-ROMを一式提出とありますが、提出は1セットでよろしいですか。	CD-ROMは事業提案書の付属品のため、事業提案書と同じく15部提出してください。
112	入札説明書	その他事業提案書に関する共通事項	37	7	7.1	7.1.5				「事業提案書等」について作成したものを1冊分にまとめ、左側を綴じて提出することとありますが、キングファイル等にまとめると考えてよろしいでしょうか。	綴じ方は任意です。
113	入札説明書	提出形式	37	7	7.1	7.1.5				「左側を綴じて提出」とありますが、正本、副本ともに「簡易ファイル」に綴じて提出するとの理解でよろしいでしょうか。	No.112の通りです。
114	入札説明書	提出形式	37	7	7.1	7.1.5				正本、副本ともに「簡易ファイル」に綴じて提出する場合、当該ファイルの「表紙」及び「背表紙」に関する必須記載事項（事業名、応募グループ名、提出書類名など）についてご教示下さい。	ファイルの表紙に応募者名または応募グループ名、及び事業名称を記載してください。
115	入札説明書	提案書に関する共通事項	37	7	7.2					「各様式に準じて作成する提出書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイントで作成することとありますが、フォントの指定はありますでしょうか？また、表題や表中の文字等で、ポイント・フォントなどの変更は許されるでしょうか？	電子データの一般的な閲覧環境に配慮し、標準的なフォントを使用してください。 また、本文の文字については、10.5ポイント以上としてください。ただし、表中の文字については、10.5ポイント未満の使用も認めます。
116	入札説明書	入札書	37	7	7.3	7.3.1				「県企業庁の指定する封筒」の様式とは愛知県建設工事関係入札者心得書の「別記様式1（封筒）」の様式と考えてよろしいでしょうか。その場合、他の様式と併せてあて先は「愛知県企業庁長」、「工事名」は「事業名」、「工事場所」は「無記入」にて改める形で問題ないでしょうか。	ご理解の通りです。
117	入札説明書	入札書	37	7	7.3	7.3.1				愛知県建設工事関係入札者心得書の第10条2のとおり「入札は代理人をしておこなわせることができる」とありますが、本入札も同様でしょうか。また、その場合に入札前に委任状の提出が必要だと記載されていますが、その様式が指定されておりません。様式は任意で宜しいのでしょうか。指定がある場合にはその様式、封筒の可否について具体的にご教示下さい。ここでの様式とは、封筒仕様、記載事項、押印要否と押印場所、割印に関する押印要否と押印場所等を指します。	代理人の入札については、ご理解の通りです。 また、その際の委任状について、様式は任意です。ただし、代表者及び代理人の押印は必要です。
118	入札説明書	入札書(様式4-1)	37	7	7.3	7.3.1				入札書は、県企業庁の指定する封筒に入れとありますが、県企業庁の指定する封筒は別途支給されるものと考えてよろしいでしょうか。	各事業者でご用意ください。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
119	入札説明書	入札価格内訳書	38	7	7.3	7.3.2				「入札価格内訳書」は「入札書」一緒に封筒等に入れる必要はありますかでしょうか。また別封にて提出する必要がある場合、その様式は愛知県建設工事関係入札者心得書の「別記様式1（封筒）」の様式と考えて宜しいでしょうか。また他の様式と併せてあて先は「愛知県企業庁長」、「工事名」は「事業名」、「工事場所」は「無記入」、「入札書在中」は「入札価格内訳書在中」にて改める形で問題ないでしょうか。	「7.3.1 入札書(様式4-1)」及び「7.3.2 入札価格内訳書(様式4-2)」を入札書として、県企業庁の指定する封筒と一緒にに入れて封印し、提出願います。
120	入札説明書	設計・建設工事費用内訳書(様式6-4)資料1	38	7	7.4	7.4.1				サービス対価算定の前提となる汚泥処理量と脱水ケーキ発生量と、設備規模、容量算定の前提となる汚泥処理量、脱水ケーキ発生量が異なります。この場合、例えば犬山では建設は給水能力344,300m3/日に対応した規模とし、運転管理費および運転管理計画は実績平均値の251,100m3/日で算定するのでしょうか。	ご理解の通りです。
121	入札説明書	提案書作成要領	38	7	7.4	7.4.1				「計算式及び関数かわかる形」とありますが、シートに関しては必要のあるシートのみの開示とさせていただきますでしょうか。	計算式及び関数については、可能な限り記載してください。なお、審査の過程で事業提案書を照査するために、計算式が分からないなど、確認できないところは、入札説明書3.5.7 4) 追加提出書類に基づいて、追加で求めることがあります。
122	入札説明書	運営・維持管理業務費用内訳書	39	7	7.4	7.4.2	1)			算定根拠について明示とありますが、様式6-5の算定根拠欄に記載されない場合は別紙等を使つての説明記載は認められますでしょうか。同様に他のEXCELシートに関しても、様式6-5と同様に別紙での説明記載は認められますでしょうか？	様式6-5を修正します。算定根拠は本様式及び別紙にて記載してください。なお、算定根拠の記載方法については、別添の修正した様式集の各脚注を参照願います。
123	入札説明書	修繕費	39	7	7.4	7.4.2	2)			修繕業務には設備の更新、大規模修繕も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	主要な部分は、設計・建設期間に発注するものとし、運営・維持管理期間に行う部分的な修理・交換・改良等を修繕業務として想定しています。
124	入札説明書	運営・維持管理業務費用内訳書	39	7	7.4	7.4.2	5)			SPCの運営等に必要経費について具体的に計上することありますが、費用の内訳(例えば公認会計士費やSPC人件費など)を個別に明示するということでしょうか。	ご理解の通りです。
125	入札説明書	提案書作成要領	39	7	7.4	7.4.2	5),6),7)			5) SPC事務経費、6) 保険料、7) その他必要と考える費用とありますが、様式上には「SPC事務経費」「運営・維持管理業務に係る費用」と項目が別れています。5)、6)、7)のどれをどの項目に入れるべきか、事業者提案で宜しいでしょうか。	適宜、費目の欄は訂正・追加してください。また、事業者が適切と思われる項目に5),6),7)を計上してください。
126	入札説明書	損益計算書	40	7	7.4	7.4.3	1)	7)		「損益計算書」は、エクセルファイルの様式6-7の「①収支計画」に読み替えるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書7.4.3 1) 7)については、「収支計画」に修正します。
127	入札説明書	損益計算書	40	7	7.4	7.4.3	1)	4)		営業費用に関して、「補修費」「用役費」という項目は、エクセルファイルの様式6-7及び6-5に記載がありませんが、本項目の明記が必要(様式6-5及び6-7の必須記載項目)との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書を修正します。補修費の記述は修繕費に統一します。その他の費用については、必要に応じて欄を追加してください。
128	入札説明書	損益計算書	40	7	7.4	7.4.3	1)	4)		営業費用に関して、「補修費」は、エクセルファイルの様式6-5に記載する「修繕費」に含まれる(「補修費」と「修繕費」は同じ費用)との理解でよろしいでしょうか。	No.127の通りです。
129	入札説明書	損益計算書	40	7	7.4	7.4.3	1)	7)		エクセルファイルの様式6-7には「営業外収支」の記載欄がありませんが、追記する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書と様式6-7を修正します。営業外収支の記載が必要であれば、適宜、費用の欄を追加してください。
130	入札説明書	損益計算書	40	7	7.4	7.4.3	1)	7)		「営業外収入」の記入が求められていますが、エクセルファイルの様式6-7には「内部留保金運用益」が「(営業)収入」欄に記載されています。「内部留保金運用益」は、「営業外収入」欄を追記(「(営業)収入」欄から「営業外収入」欄に移動)して記載するとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書と様式6-7を修正します。必要に応じて、適宜、費用の欄を追加してください。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
131	入札説明書	損益計算書	40	7	7.4	7.4.3	1)	ウ)		営業外費用の支払金利について、「資金管理計画(様式6-8)の外部借入の金利と一致させること」とありますが、様式6-7には、「営業外費用」欄を追記して、支払利息額だけでなく、支払金利(●%)も明記する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書を修正します。文中の「資金管理計画(様式6-8)」は「資金調達計画(様式6-14)」に修正します。 なお、様式6-7に金利の記載は不要です。支払金利の利率は様式6-14に記載してください。
132	入札説明書	損益計算書	40	7	7.4	7.4.3	1)	オ)		「諸経費、内部留保金運用益、その他項目等の他の様式に関連のないものについては、算出根拠を別紙として記入すること」とありますが、エクセルファイルの様式6-7の項目内に記載できる場合は、別紙様式の提出は不要と理解してよろしいでしょうか。	算定根拠の記載は不要とします。様式6-7を修正します。
133	入札説明書	提案書作成要領	40	7	7.4	7.4.3	1)	オ)		「諸経費、内部留保金運用益、その他項目等のほかの様式に関連のないものについては、算出根拠を別紙として記入すること」とありますが、算出根拠が明確なものだけで直しいでしょうか。確認させてください。	No.132の通りです。
134	入札説明書	提案書作成要領	41							キャッシュフロー計算書で指定の経済条件(PIRR、DSCRなど)の計算条件をそれぞれ詳細にお示しください	計算条件は事業者で設定し、当該条件が確認できるようにしてください。様式集回答No.41も参照願います。
135	入札説明書	割賦支払金(割賦代金算定方法)	42	7	4	5	2)			「基準金利は平成26年4月1日の東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されたTOKYO SWAP REFERENCE 6か月LIBORベース10年もの(円-円)金利スワップレートとする。」との記載がありますが、算定間違いを防止するために貴庁から数値を明示下さるようお願い致します。	該当する基準金利の値は、公表しません。
136	入札説明書	割賦支払金(割賦代金算定方法)	42	7	7.4	7.4.3	2)			提案の前提となる基準金利は0.823%でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
137	入札説明書	提案書作成要領	42	7	7.4	7.4.5	2)			提案時の基準金利について、提案者間で齟齬のないように念の為数値を公表して頂けないでしょうか。	No.135の通りです。
138	入札説明書	運営・維持管理業務に係る対価	42	7	7.4.	7.4.5	3)	イ)		対価の支払いについては提案どおりとし、変更は行わないとありますが、事業者に起因しない事象で年間修繕費が変わった場合は、変更を認めて下さい。	実施方針回答No.40を参照してください。 法令等変更、不可抗力等に起因する場合は、事業契約書(案)の第65条、第66条、第67条、及び第68条、第69条、第70条を参照してください。また、それ以外の事由に起因する場合は、関係者協議会において協議を行います。
139	入札説明書	脱水ケーキの再生利用再生利用業務に係る対価	43	7	7.4	7.4.5	4)			脱水ケーキ処分単価の算出に参考したいため、39,000円/t-dsの内訳をご教示願います。	過去の実績から算出した金額です。
140	入札説明書	年間脱水ケーキ発生量	43	7	7.6	7.4.5	4)			年間脱水ケーキ発生量Atは、資料1の「運営・維持管理業務サービス対価算定値」の1,850ds-t/年を使用するという理解でよろしいでしょうか。	同条件で審査を行うために、提案時に使用する年間脱水ケーキ発生量は1,850ds-t/年とします。
141	入札説明書	運営・維持管理業務提案書	44	7	6					提案書についてはエクセルにてA3ヨコにて作成との記載がありますが、様式8-7-1および8-10-1についてはA4タテとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。入札説明書を修正します。
142	入札説明書	運営・維持管理業務提案書	44	7	7.6					「提案書についてはMicrosoft ExcelにてA3ヨコで作成し…」とあります。これは、修繕計画及び長期修繕計画の計算書類のみを指しているとの理解でよろしいでしょうか。	No.141の通りです。
143	入札説明書	運営・維持管理業務提案書	44	7	7.6					「提案書についてはMicrosoft ExcelにてA3ヨコで作成し、計算式及び関数がかかる形でCD-ROMに保存の上、提出すること」とありますが、本記載は誤り(削除)と理解してよろしいでしょうか。(「運営・維持管理業務提案書」はA4版縦置き横書きで作成するとの理解でよろしいでしょうか。)	No.141の通りです。
144	入札説明書	運営・維持管理業務提案書	44	7	7.6					「提案書についてはMicrosoft ExcelにてA3ヨコで作成し、計算式及び関数がかかる形でCD-ROMに保存の上、提出すること」と記載がありますが、様式集の様式8-7-1、8-8-1、8-10-1が該当するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、8-7-1、及び8-10-1についてはA4タテで作成してください。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
145	入札説明書	技術提案書	45	7	7.8					「技術提案書」について作成したものを1冊分にまとめ、左側を綴じて提出することとありますが、キングファイル等にまとめると考えてよろしいでしょうか。	提案書を綴じるファイル等については任意です。
146	入札説明書	技術提案書	45	7	7.8					技術提案書の提出方法に関して、下記の記載があります。 「・指定の様式あるいは書類を必要部数作成し、様式10-1の表紙(A3版)を付け、それぞれ1分冊として左側を綴じること。 ・記載様式及び枚数は、指定様式を定めている場合を除き任意とするが、事業提案書等と同様の様式デザインとするとともに、出来るだけ簡潔に整理して記載すること。 ・図面のサイズは「A3版」を標準とするが、提案内容が確認できるように大きさには留意すること。 ・図面以外は「A4版」とすること。 ・図面以外の様式と図面は、別冊で整理すること。」 様式10-1をA3版とし、図面以外のA4の表紙としてつけ、図面以外の様式と図面は、別冊で作成するとのことでしょうか？提出方法がわかりませんので、具体的ご教示ください。	図面以外の様式と図面は別冊にて作成し、様式10-1を表紙としてください。表紙については、図面以外の様式はA4版、図面はA3版としてください。
147	入札説明書	技術提案書	45	7	7.8					「それぞれ1分冊として」とありますが、「それぞれ」とは何を指しているのかご教示ください。	図面と図面以外の様式を言います。No.146も参照ください。
148	入札説明書	技術提案書	45	7	7.8					「図面以外の様式と図面は、別冊で整理すること」とありますが、ここでいう「図面以外の様式」と「図面」とは、それぞれの様式が該当するのかご教示下さい。	様式集における技術提案書作成要領もご覧いただき、事業者にて判断してください。
149	入札説明書	技術提案書	45	7	7.8					「左側を綴じること」とありますが、「簡易ファイル」に綴じて提出するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、当該ファイルの「表紙」及び「背表紙」に関する必須記載事項（事業名、応募グループ名、「技術提案書」など）についてご教示下さい。	前段については、No.145の通りです。 後段については、表紙に応募企業名又は応募グループ名、及び事業名称を記載してください。
150	入札説明書	技術提案書	45	7	7.8					「図面は別冊で整理すること」とありますが、提出する図面の枚数に制限はあるのでしょうか。	制限はありませんが、常識的な範囲でお願いします。
151	入札説明書	常用発電設備運転条件	47							運転条件が想定よりも大きく変化した場合にはメンテナンス費などの増減が発生しますが、その場合の対価は見直されるということでしょうか。	No.138のとおりです。
152	入札説明書	常用発電設備運転条件	47							夜間ピークカット運転の開始時刻については、毎回決められた時間に開始との理解でよろしいでしょうか。	決められた時間ではありません。その都度連絡する予定です。
153	入札説明書	常用発電設備運転条件	47							昼間の時間帯に導水ポンプが3台運転が行われる時間は、何時間程度か御教示願います。	昼夜間関係なく、1回当り3～5時間程度を想定しています。
154	入札説明書		47							夜間のピークカット発生日数が80日と記載されています。 ①夜間ピークカット以外で発生する常用発電設備の停止作業も、有人にて行うとの理解で宜しいでしょうか。 ②前記ピークカット以外の常用発電設備停止作業に伴う変動費も、「事業契約書(案)」P50 3. (1)イに記載される方法にて対価が支払われるとの理解で宜しいでしょうか。 ③①の質問にて有人での停止作業が必要となる場合、夜間勤務対応等、応募者が平等となる運転条件に変更して提示していただくことは可能でしょうか。	①ご理解の通りです。 ②対価が支払われるのは、夜間、災害時、停電時の運転です。 ③ご質問の意図が不明ですが、不平等になるとは認識しておりませんので、条件の変更はありません。
155	入札説明書	常用発電設備運転条件	47							変動費に係る夜間ピークカットの運転時間は以下を参考に算出とありますが、掲載されている表にある「夜間発生日数」に4をかけた時間を固定値とするという意味でしょうか。	同条件で審査を行うために、提案において使用する夜間ピークカットの運転時間は、ご理解の通りです。 事業開始後は実績に応じた時間となります。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
156	入札説明書	常用発電設備運転条件	47							3台目の導水ポンプの稼働日数の表について、ポンプ運転号機変更に伴う一時的な3台運転を考慮された数値でしょうか（このような場合でもピークカット用に発電機を運転する必要があると思います）。	一時的な3台目運転ではなく、水需要による3台目運転を想定しています。ポンプ運転号機切替時は、先行して1台を停止後に別号機起動するため、こうした場合の一時的な3台目運転を考慮する必要はありません。
157	入札説明書	資料1-2	47							常用発電設備の運転条件について、年間の中でも気温の低い1～3月に稼働日数が集中しています。その意図は何でしょうか、資料中に明示していない条件があるならばご教示をお願いします。	水需要による実績値です。
158	入札説明書 資料-2	上水道使用料	48	1	(1)					供給いただく「作業用水」と「衛生用水」とは、個別にメータを設置する必要があるでしょうか？ 共通配管のどこかの位置で、SPCのしとして使用水量を1か所で計測すればよろしいでしょうか？	運営に支障がなければ、SPC分として集約して計測しても構いません。
159	入札説明書	用役費	48	1	(3)					油燃料を使用する場合はプロパンガス使用の場合に準拠することでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、消防法を遵守すると同時に漏洩などのないよう十分な措置を考慮したものとしてください。
160	入札説明書	事業提案書作成にあたっての用役費と土地使用料の算定について	48	2						土地使用料について、PFI事業区域外を運営・維持管理（例えば修繕工事の作業ヤードや重機待機等）で有償にて使用することは可能でしょうか。	No.88の通りです。 ただし、修繕工事等の作業ヤード等、やむを得ない場合は、可能な範囲で協議により有償にて使用を認めます。
161	入札説明書	土地使用料	48	2						PFI事業区域外を設計・建設工事の作業ヤードとして使用する場合は、県企業庁の定める土地使用料を県企業庁へ支払います。とありますが、借用できる面積はどの程度で、どの区域を借用できますでしょうか。ご教示ください。	協議によることとします。
162	入札説明書	土地使用料	49	2						事業契約書(案)別紙18において「土地の使用を許可する日の属する年の前年の土地価格の規定により定められた価格とする」とありますが、49頁の表と年度がずれた場合には、改訂されるとの理解でよろしいでしょうか。	土地を貸し出す時点の算定基準で算定します。
163	入札説明書	脱水実験等に使用する汚泥の提供	50		(1)					日付が過去のものになっております。平成26年5月2日（金）から読み替えることでよろしいでしょうか。	原案の通りです。
164	入札説明書	「資料4」プレゼンテーションの内容	51	4						「事業提案に記載した以外の新たな内容は認めません」とありますが、記載した内容を具体化したものはご了承いただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、追加提案と認められる場合はこの限りではありません。
165	入札説明書	プレゼンテーションの方法	51	5	(3)					パワーポイント等を配布資料として当日持参することとします（A3版×20部）とありますが、A3版の制限ページ20ページ×人数分なのか、A3版のページ数制限無し×20部なのか判断しかねます。ご教示ください。A3用紙1枚にいくつのパワーポイントのシートを表示するのでしょうか。資料は両面印刷とすることで、よろしいでしょうか？	A3版のページ数×20部です。ページ数は、簡潔にまとめてください。パワーポイント資料は、A3縦用紙1枚に2画面としてください。資料は片面印刷を推奨します。
166	入札説明書	ヒアリング実施要領	51	5						パワーポイントの配布資料はA3版1枚に1画面を印刷するのでしょうか。あるいは複数画面を印刷する場合、何画面まで印刷してもよいのでしょうか。	No.165の通りです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応箇所						質問内容	回答		
			対 応 頁	1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等	
1	落札者決定基準	審査体制	1	2	(2)					「委員会は、入札参加者から提出された事業提案書の審査及びヒアリングを行います。」との記載がありますが、審査の対象は事業提案書のみ（技術提案書は審査対象ではない）との理解でよろしいですか。または、技術提案書の内容も含めて採点がなされるのでしょうか。	技術提案書も審査の対象です。	
2	落札者決定基準	要求水準書	1	2	(2)					「「提案審査」は、要求水準書に示す内容を満足しているか否か、…」とありますが、要求水準書の公表時期を明示ください。評価の重要な項目となりますので、早めに公表いただけますようお願いいたします。	要求水準書を別添の通り示します。	
3	落札者決定基準	図1 落札者決定までの流れ	2	2	(3)					図1の「ヒアリング」とありますが、このヒアリング内で、ピークカット運転時間に伴う電気代なども価格に連動するため、これらも評価しないと考えますがこのような考えでよろしいでしょうか。	電気代は入札価格に反映されるため、価格点として評価します。	
4	落札者決定基準	事業遂行に関する確認	3	4	(1)			3)		「事業遂行に関する確認」ですが、事業の安定性について年次別資金表を示すこととなります。これらは入札価格として評価せず審査を実施され则认为ますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
5	落札者決定基準	構成員の財務状況に関する確認事項	4	4	(1)			3)	(4)	応募者等の資格要件として、経営状況が健全であることとの規定があります。そのため、「構成員の財務状況に関する確認」は、資格審査の段階で行うべきと考えますが、提案審査の段階で行われる理由をご教示願います。	事業提案の内容によらず、外形的なものは、提案審査における基礎審査として実施します。	
6	落札者決定基準	採点基準	5	4	(2)			1)	(4)	「各評価項目において」とありますが、評価を行なう様式番号をご教示いただけないでしょうか。	原案の通りとします。	
7	落札者決定基準	採点基準	5	4	(2)			1)	(4)	「各評価項目において」とありますが、様式10-2～10-45に記載している内容は全て評価をして頂けると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
8	落札者決定基準	評価の視点と配点	6	4	(2)			1)	(7)	評価の視点に記されている項目のみが評価の対象でしょうか、視点はあくまでも一例であり、記されていない事項についても評価していただけると考えてよろしいでしょうか。	主に評価の視点に示した項目を中心として評価します。	
9	落札決定基準	性能等の評価項目における評価の視点と配点	6	4	(2)			1)	(7)	1-2事業の実施体制の適切性に事業関係者（県企業庁、2浄水場、事業者等）の連絡・協議体制が適切に提案されている。とありますが、浄水場の現状協議体制が分からないと適切な提案ができないものと考えます。現況の浄水場協議体制をご教示いただけませんか。	浄水場オペレーターは24時間交代勤務、浄水場日勤者は平日昼間出勤としています。連絡・協議体制は、事業提案書に基づき詳細は契約後の協議としますが、浄水場で毎朝夕に行われる引継等を想定しております。	
10	落札者決定水準	性能評価等における評価の視点と配点	6	4	(2)			1)	(7)	①1-4	「資金調達計画の適切性」について、「複数行から関心表明書等を取付されている」旨記載がありますが、単独行から融資確約書を取付している場合と、単なる「関心表明」を複数行から取得する場合とでは、評価点に差がつかますでしょうか。	委員会での評価によります。
11	落札者決定基準	水質事故に対する対策	7	4	(2)			1)	(7)	②2-1	河川表流水の油事故等の水質事故時の連絡体制について、どのタイミングで誰から事業者へ連絡を入れていただけるのでしょうか、また連絡方法をご教示願います。	発生の都度、適宜、影響を勘案して実施します。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応箇所						質問内容	回答	
			対応頁	1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
12	落札者決定基準	脱水設備の信頼性	7	4	(2)		1)	(7)	②2-1	水質事故(河川表流水の油事故等)に対策が考慮されていることとの記述があります。 浄水処理工程が油類等で汚染され、発生する浄水汚泥も油類等で汚染されていることを想定するのでしょうか。 それとも、浄水場への油類等の侵入を防止するための設備を本事業で整備するものと考えてよろしいでしょうか。具体的な例でご教示願います。	取水、浄水処理に対する対策は本PFI事業範囲外となります。排水処理では、活性炭注入などによる一時的な汚泥量の増加などが考えられます。汚泥の性状、発生量の変動に柔軟に対応するための提案をご提示ください。
13	落札者決定基準	性能等に関する評価	7		(2)		1)	(7)		水質事故（河川表流水の油事故等）に対する対策とありますが、河川水源の水質事故に対する浄水場の対応マニュアルについてご教授願います。また脱水設備を検討するにあたり、油事故の場合、排水処理施設にどの程度影響があるのかご教授願います。	No.12の通りです。マニュアルについては契約後に提示します。
14	落札者決定基準	性能等に関する評価	7		(2)		1)	(7)		浄水場システムと調和のとれた脱水機の運転管理方法の提案とありますが、現在の浄水場の運用状況に関してご開示願います。（例えば、沈殿池の排泥、急速ろ過池の洗浄スケジュールや排水、排泥量等）	具体的運用状況については、県企業庁Webサイトの案内（平成26年2月14日付け実施方針等に関する質問への回答について「1 既存資料の閲覧について.pdf」）に従って、各浄水場へ照会願います。
15	落札者決定基準	燃料消費量	8	4	(2)		1)	(7)	④4-2	発電出力1,000kWは発電端との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書回答No.83の通りです。
16	落札者決定基準	ブラックアウトスタート時の手法	8	4	(2)		1)	(7)	④4-3	非常時とはどのような状況まで求められるでしょうか。点検中に大規模災害が発生した場合も対応が必要でしょうか。	入札説明書回答No.84の通りです。
17	落札者決定基準	受電設備のメンテナンスへの対応	8	4	(2)		1)	(7)	④4-4	定期点検時の現在の受電設備の運用はどのようにしているか御教示願います。	2回線受電の2バンク方式であるため、片系運転にて運用しています。
18	落札者決定基準	運転手法	8	4	(2)		1)	(7)	④4-5	常用発電設備による発電出力増により太陽光の売電量増につながりますが、常用発電設備の容量について、より多くの発電出力(kW)は評価されないのでしょうか。	契約書(案)のとおり、事業者が受け取るサービス対価には反映されますが、落札者決定に関する性能評価とはしていません。 なお、常用発電設備による逆潮流は認めませんので、常用発電設備の発電出力には自ずと限界があることは、実施方針に関する回答No.38のとおりですが、電力会社と調整してください。
19	落札者決定基準	表中 4-1既設受変電設備との接続	8	4	(2)		1)	(7)		標題の評価の視点欄に「既設受変電設備の改造が合理的である」とありますが、どのようなイメージが合理的として用いられるのかご教授願います。	既設改造内容の低減やコストの縮減、施工の容易さ、工期の長短等が含まれます。
20	落札者決定基準	表中 4-3ブラックアウトスタート時の手法	8	4	(2)		1)	(7)		標題の評価の視点欄に「信頼性の高いシステム」とありますが、実績数としても評価して頂けると考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	実績も評価の1つとなり得ます。
21	落札者決定基準	総合評価	11	4	(2)		3)			三河地域のPFI事業の時は性能等に関する評価について最高得点者が満点となる補正がありました。本件についても三河と同様に最高得点者に500点満点を付与する補正を行うようお願い致します。	原案の通りとします。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応箇所						質問内容	回答	
			対応頁	1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等			i) ii) 等
1	基本協定書(案)	甲及び乙の義務	1	第2条	4					SPCが排出事業者となる場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物の収集運搬業の許可をSPCが取得する必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。	廃棄物処分業許可(中間処理)の取得は必須ですが、それ以外は提案内容によります。
2	基本協定書(案)	甲及び乙の義務	1	第2条	4					「特別目的会社が平成[]年[]月[]日までに廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業(中間処理)の許可を取得するよう最大限の努力をするものとする」とありますが、定めた期日まで許可を取得できないことが想定されるという意味ですか。また、許可を取得できない場合は、運営・維持管理業務が遂行できないことになるのでしょうか。	前段については、定めた期日までに許可を取得できない可能性は低いと思いますが、可能性としてはあります。 後段については、許可を取得できない場合は、ご理解の通りです。
3	基本協定書(案)	太陽光発電に係る契約	1	第2条	5					太陽光発電設備について、平成26年度中にFITによる売電契約が締結出来なかった場合の取扱についてご教示願います。	事業者は、電力会社との調整を十分に行って下さい。FITの売電契約の成否や発電実績及び買取価格等の如何に因らず、県企業庁は投資費用を回収する仕組みにしています(事業契約書(案)別紙11参照)。
4	基本協定書(案)	株式の担保提供	2	第4条	1					貴県の書面による事前のご承諾なくSPC株式を担保提供しない旨の規定となっておりますが、プロジェクトファイナンス方式で資金調達する場合、SPC株式の担保提供は必須となっておりますので、その際にご承諾頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	承諾しない合理的な理由がない限り、承諾する予定です。
5	基本協定書(案)	準備行為	3	第7条	1					SPCが排出事業者となる場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物の収集運搬業の許可をSPCが取得する必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。	No.1の通りです。
6	基本協定書(案)	事業契約不調の場合における処理	3	第9条						事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は、「別途協議により負担割合を決定する」とさせていただきますでしょうか。	原案の通りとします。
7	基本協定書(案)	秘密保持	3	第10条						甲が愛知県の定める情報公開条例その他の法令等に基づき開示する場合、甲は事前に開示内容について乙に通知するものとありますが、入札説明書の著作権の箇所には入札参加者の承諾を得た場合のみ公表されるとあります。開示内容について乙に通知するのではなく、乙に承諾を得た後、開示すると考えてよろしいでしょうか。	法令等に基づく開示の場合でも、基本的には乙の承諾を得る予定ですが、乙の承諾を得られない場合でも甲が法令等に基づき開示を義務付けられる場合には、事前通知をもって開示する場合があります。
8	基本協定書	別紙1;出資者保証書	6							「連帯して誓約し」とありますが、個々の株主として個別に誓約し、保証すれば足りるものと考えます。 民間の事業会社として他の会社と連帯して責任を負うことは困難であるため、修正をご検討頂けないでしょうか。	出資者保証書において保証・誓約する事項は、落札者として必要な限度に限られていますので、原案の通りとします。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応箇所						質問内容	回答	
			対 応 頁	1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
1	事業契約書(案)	第1条1号(用語の定義)	1			第1条				「一時支払金」の定義に「本件整備施設の所有権が県企業庁に移転した後、事業者を支払われる費用」とありますが、別紙9の図表9-2には「年度ごとの出来形に応じて年度ごとに支払う」とあります。どちらを正と考えたら良いでしょうか。	どちらも正しいです。一時支払金とは、年度ごとに本件整備施設の出来形を調査し、出来形部分の所有権を県企業庁に移転した場合に事業者を支払われる費用のことです。
2	事業契約書(案)	用語の定義 確認・了承	1	第1章		第1条	(12)			「確認」とは、事業者が県企業庁に書類の提出等をした場合、県企業庁がその内容を把握し了解する行為をいう。ただし、県企業庁は、確認を行ったことを理由として何ら責任を負うものではない。」とありますが、「設計図書」「建設工事工程」「維持管理方法」など、確認を得て実施したものに對して、第三者に損害があった場合には、県企業庁にも責任が発生すると考えますが、いかがでしょうか。「確認」いただくことなく、事業者が勝手に事業行為を行った場合は、異なるかと存じます。	事業契約に基づき行う「確認」は、事業者による事業実施・継続の条件にすぎず、県企業庁が「確認」を行ったことをもって、「確認」対象事項についての第三者責任を県企業庁に移転させることは行いません。
3	事業契約書(案)	関係者協議会	1	第1章		第1条	(14)			「関係者協議会」とは、設計・建設業務及び運営・維持管理業務に関する事項について、県企業庁と事業者が協議を行うための機関をい、・・・とありますが、どのレベルの議題をお考えでしょうか。「取水先河川の水質事故対策」「ピークカット運転増加対応」などは、議題とお考えでしょうか？	関係者協議会では、現場で解決できない事項を協議することを予定しています。
4	事業契約書(案)	協力会社の定義	1			第1条	(16)			実施方針等に関する質問への回答No.6において、協力会社は「SPCだけでなく、代表企業もしくは構成員から業務を請け負う企業を含むことも可能」とありましたが、事業契約書(案)第1条(16)では「事業者から本事業にかゝる業務を直接受託し又は請け負うことを予定している者」と記載されており、協力会社の定義は修正されたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、入札書類に記載すべき協力会社は、本事業において主たる業務に当たる者となります。本事業における主たる業務については、事業者にて判断してください。
5	事業契約書(案)	用語の定義	1	第1章		1条	(16)			協力会社とは構成員以外の者で、事業開始後、事業者から本事業にかゝる業務を直接受託し又は請け負うことを予定している者となりますが、実施方針等に関する質問書(回答)のNo.6にて、SPCだけでなく協力会社は代表企業もしくは構成員から業務を請け負う企業を含むことも可能とあり、整合がとれていません。どのように考えればよいでしょうか。	No.4の通りです。
6	事業契約書	用語の定義	2	1		第1条	(17)			生活環境影響調査の対象地域をご教示願います。	入札説明書回答No.9の通りです。
7	事業契約書	用語の定義	2	1		第1条	(19)			ケーキヤード”等”は”棟”の誤字でしょうか。	原案の通りです。
8	事業契約書(案)	用語の定義	4	第1章		第1条	(62)			ユーティリティにガス等が含まれていますが、常用発電設備にて使用するLNGはユーティリティのガス等には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	事業契約書(案)	用語の定義	5	第1章		第1条				常用発電設備のブラックアウトスタート用の非常用電源(非常用発電機)は常用発電設備に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	仮にBOS起動用の専用機を設ける場合は、常用発電設備の一部とすること。
10	事業契約書(案)	[]の意味	6			第8条	3			[]の意味を御教示ください。	[]は削除します。
11	事業契約書	土地の使用許可	7			第10条				事業予定地上のゴミ等の処分は発注者側で実施するとの認識でよろしいでしょうか。	尾張西部浄水場の事業予定地内にある金属類や設備等は、スクラップ処分のために一時的に置いてあるものです。
12	事業契約書	事前調査	7			第11条	2			ただし以降の、十分に実施していない等とは、どのような状態を示すのでしょうか。建設途中に発生する課題を示すのでしょうか。	前段については、調査対象が不十分である、あるいは調査実施方法に不備がある等の場合があげられます。後段については、建設期間が対象になります。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所					質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
13	事業契約書	事前調査	7			第11条	2			事業予定地内で工事施工中に、事前調査では確認できなかった地中支障物があった場合、その撤去・処分費についての負担の考え方を教えてください。	入札説明書等に定める現地調査を事業者が適切に実施しており、かつ、事前に当該地中支障物を確認できなかったことが事業者の責に帰せられない場合に限って、その撤去・処分費を合理的な範囲で県企業庁が負担します。
14	事業契約書(案)	合理的費用の範囲	7			第9条				「県企業庁はその合理的費用を負担する。」と規定がございますが、当該箇所を含め事業契約書内に規定される「合理的費用」にはブレイクファンディングコスト等の金融費用が含まれ、別段の記載がある場合を除き、貴県が負担される増加費用及び損害等は、(割賦ではなく)一括で事業者に対して支払われるとの認識で宜しいでしょうか。	県企業庁が合理的と判断した額については、支払う予定です。
15	事業契約書(案)	設計の変更の損害及び費用の負担	8	第3章		第13条	1			「事業者の責めに帰すべき事由(事業者の作成した別紙3「建設工事前提出図書」の不備又は瑕疵による場合を含むが、これに限定されない。))により、第14条に基づいて確認された本件整備施設の設計(以下「確認済設計」という。))の変更が必要であると県企業庁が合理的に判断した場合、県企業庁は事業者に対してこれを求めるものとし、事業者はこれに従うものとする。当該設計の変更において、県企業庁が建設工事前提出図書を確認したか否かにかかわらず、設計・建設業務、運営・維持管理業務及び資金調達に係る事業者に生ずる損害及び費用は、事業者が負担する。」とありますが、「事業者の作成した別紙3「建設工事前提出図書」の不備又は瑕疵による場合」以外の事業者の責めに帰すべき事由があるのでしょうか？官民連携事業は、それぞれの責務を全うすることで成立する事業ですが、県企業庁が建設工事前提出図書に関して不備や瑕疵がないことを確認したのに関して、事業者の責めに帰すべき事由とならないと判断できます。	事業者の責めに帰すべき事由による設計変更については、事業者が損害・費用を負担していただきます。県企業庁による確認は、責任を県企業庁に移転させるものではありません。
16	事業契約書(案)		8	第3章		第13条	2			「県企業庁の責めに帰すべき事由その他県企業庁の事由又は法令等変更若しくは不可抗力により、確認済設計その他設計業務内容の変更が必要であると県企業庁が合理的に判断した場合、県企業庁は事業者に対してこれを求めるものとし、事業者はこれに従うものとする。県企業庁の事由による当該設計の変更において、設計・建設業務、運営・維持管理業務及び資金調達に係る事業者に生ずる損害及び費用は、合理的な範囲で県企業庁が負担する。」とありますが、合理的の判断を行うための客観的根拠をお示しください。	さまざまなケースが想定されるため、その時に各々の個別に判断します。
17	事業契約書	設計の変更	8			第13条	2			～損害及び費用は、合理的な判断で県企業庁が負担する。とありますが、具体的に算出方法、条件等がございますか。	No.16の通りです。
18	事業契約書(案)	設計変更を行う事由	8			第13条	5			「本条第1項又は第2項の場合を除き」とありますが、具体的にどのような場合を想定されていらっしゃいますでしょうか。	事業者が改善提案を行う場合が考えられます。
19	事業契約書(案)	本件整備施設の建設	9			第15条	3			排水処理施設の建設工事開始に必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に規定されている設置許可は、県企業庁が取得するのでしょうか。設置許可を県企業庁が取得する場合は、事業者が建設工事を開始する前までに設置許可は取得されるものと理解してよろしいでしょうか。	申請者は県企業庁ですが、事業者が代理申請を行います。申請にあたっての書類作成等の事務的作業が発生します。申請に係る手数料は県企業庁が負担します。
20	事業契約書(案)	工事監理者の設置	10	第4章	第1節	第18条	2			工事監理者は必ずしも現場常駐の必要がなく、現場代理人(現場監督者)が常駐することになると考えますが、よろしいでしょうか。	本条文を修正します。
21	事業契約書(案)	事業者による工事監理者の設置	10	第4章	第1節	第18条				事業者による工事監理者の設置とありますので、建設業法の規定に基づく主任技術者又は監理技術者ではなく、建築士法に規定される工事監理の事ではないでしょうか？	本条文を修正します。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応箇所						質問内容	回答	
			対応頁	1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
22	事業契約書(案)	工事監理者の設置	10	第4章	第1節	第18条				設置に係る事実確認を証する書類とは、具体的にどのような書類でしょうか。例えば、当該技術者の監理技術者資格を証明する書類と考えてよろしいでしょうか。	工事監理者については、工事監理者の指名又は名称(経歴及び資格を含む。)を記載した書類になります。 主任技術者又は監理技術者については、お見込みのとおり。
23	事業契約書(案)	事業者による工事監理者の設置	10	第4章		第18条	2			工事監理者は～設計・建設業務を受託する構成員から配置する。とありますが、協力会社からの工事監理者は認められないということでしょうか。	本条を「工事監理者は、事業者が配置する」に修正します。配置の方法は、委託でも構いません。委託の場合、このことが協力会社に該当するか否かは、その委託内容に因りますので、事業者で適宜、提案することとなります。例:事業者が建築士の独占業務を設計事務所へ委託するが、その他工事監理に必要な業務は事業者自らが行う場合は、事業者が当該設計事務所を協力会社としてもよく、又、しなくてもよい。
24	事業契約書(案)	工事監理者	10	第4章		第18条	2			設置すべき工事監理者(監理技術者)に関し、下記事項についてご教示ください。 ①選任時期は、各施設の施工業者が、SPCと工事請負契約を締結した時点でよろしいですか。 ②監理技術者に求められる要件をご教示ください。 ③工場製作期間と現地施工期間は、各々別の技術者としてよろしいですか。 ④専任期間は、現地施工期間のみとし、工場製作期間は兼任が認められるものと考えてよろしいですか。	① それでも差し支えない。 ② 修正条文のとおり、建築士法及び建設業法で規定する有資格者。 ③ 業務が適正に遂行可能な範囲内において差し支えない。 ④ ③に同じ。
25	入札説明書 事業契約書(案)		10			18条				入札説明書・事業契約書上、SPCが建設工事の責任を負う旨が記載されていますが、建設業法上における元請けはSPCではなく、各構成員という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
26	事業契約書(案)	技術者の資格業種	10			第18条	2			工事監理者に必要な資格業種を御教示ください。	No.24②の通りです。
27	事業契約書(案)	工事監理者の配置	10			第18条	2			工事監理者は「事業者又は事業者から設計・建設業務を受託する構成員から配置」とありますが、事業者から設計・建設業務を直接受託する「協力会社」の有資格者を配置してもよろしいでしょうか。(実施方針等に関する質問No.103に工事監理者は構成員または協力企業の中から選任できるとの回答があります。)	ご理解のとおりです。No.23もご参照ください。
28	事業契約書	本件整備施設の建設業務に伴う周辺調整及び住民対応	10			第20条	1			生活環境影響調査との記述がありますが、内容について県の基準をご教授お願いします。要求水準書3.1.4.2の実施でよろしいでしょうか。	要求水準書3.1.4.2を改定しました。なお、入札説明書No.9もご参照ください。
29	事業契約書	本件整備施設の建設業務に伴う周辺調整及び住民対応	10			第20条	1			近隣住民の定義をご教授お願いします。	本事業の建設期間において一般的に影響が及ぶことが想定される地域の住民をいいます。
30	事業委託契約書(案)	工期の変更	12			第24条	4			本項に掲げる事由(1)～(5)を理由として建設工期が遅れた場合は事業期間も延長されるのでしょうか <例> 建設工期が1年間遅れた場合(平成30年3月31日で建設完了)は、事業期間も1年延長される(平成50年3月31日まで)	別途の合意がなされない限り、事業期間の変更(延長)は行いません。
31	事業契約書(案)	工期又は工程の変更	12			第24条	4			「ただし、協議を行ったものの合意に達しない場合、県企業庁が上記事項を決定し」とある箇所を、以下の通り、ご修正(「合理的な範囲で」を追加)頂けますでしょうか。 修正案:「ただし、協議を行ったものの合意に達しない場合、県企業庁が合理的な範囲で上記事項を決定し」	ご指摘の通り、修正します。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応箇所						質問内容	回答	
			対応頁	1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
32	事業契約書(案)	増加費用の負担	12			第25条	1			「県企業庁又は事業者が生じた増加費用を負担する」とある箇所を、第2項と同様に、以下の通り、ご修正（「合理的な範囲で」を追加）頂けますでしょうか。 修正案:「県企業庁又は事業者が生じた増加費用を合理的な範囲で負担する」	原案の通りとします。
33	事業契約書(案)	未完成部分相当額の算定	12			第25条	1			未完成部分相当額の算定は、貴県と事業者間にて協議の上行われるものとの認識で宜しいでしょうか。 また、「14.5%」の根拠法令について、ご教示頂ければ幸いです。	前段については、ご理解の通りです。 後段については、愛知県企業庁公共工事請負契約約款に準拠しています。
34	事業契約書(案)	工事完工の遅延による費用等の負担	12			第25条				「県企業庁は、事業者に対する当該遅延損害金支払債権と、事業者が県企業庁に対して有するサービス購入料支払債権とを、対当額で相殺することができる」とありますが、ここでいうサービス購入料支払債権とはサービス購入料の設計・建設業務にかかる対価部分との理解でよろしいでしょうか。	特に、設計・建設業務にかかる対価に限定していません。
35	事業契約書(案)	工事の中断	13	第4章	第1節	第26条	3			現在の規定ですと、事業者は、「工事中断の原因たる事由が消滅した後」に初めて企業庁様と協議を開始でき、その協議が90日以上整わない場合にしか本契約を解除できないように読めますが（第26条2項）、これでは事業者にとって負担が大きいため、工事中断の原因たる事由が長期にわたって消滅しない場合は、事業者からも本契約を解除することを認めていただけますよう、お願いいたします。（公共工事標準請負契約約款でも第49条1項2号で中止期間が長引く場合は受注者からの契約解除を認めております。）	原案の通りです。
36	事業契約書(案)	本件建設工事において第三者に及ぼした損害	13			27条				『(通常避けることのできない・・・。本条において以下、同じ。)]の記載については、法令を遵守した施工を行えば、通常避けることのできない事象は、事業者の責めに帰すべき事由によらないと考えられるため、事業者の負担はないものと理解して宜しいですか？	現に第三者に損害が生じている場合、行政法規の遵守のみをもって、対第三者責任が完全に免除されるものではありませんので、法令を遵守した施工であっても、事業者負担がある場合は考えられます。
37	事業契約書(案)	通常避けることのできない騒音等による第三者への損害賠償	13			第27条				「通常避けることのできない騒音等」により第三者に損害を及ぼした場合は、第27条2項と同じく第70条に規定するところの協議により負担割合を算出するものとさせていただきます。宜しいでしょうか。	原案のとおりとします。
38	事業契約書(案)	浄水場名	14			第28条				「大山浄水場」と「尾張西部浄水場」が逆になっています。修正願います。	ご指摘の通り、修正します。
39	事業契約書(案)	完工確認書の発行	14 15	第4章	第4節	第28条				金融機関としては事業者が整備施設の完工確認書を受領したことを確認したうえで、融資を実行いたします。融資の実行予定日を検討するために、完工確認書発行の要件を全て満たしている場合、事業者が本件整備施設の完成検査及び試運転を行ってから、県企業庁様が完工確認書を発行するまでにどの程度の日数を想定されているかご教示下さい。	県企業庁が行う一般的な事業は、事業者の完成検査後2週間以内に、完工確認の検査を行っています。
40	事業契約書(案)		15	第4章	第3節	第30条	1			「県企業庁は、大山浄水場に整備する排水処理施設、尾張西部浄水場に整備する排水処理施設、常用発電設備及び発電機棟、並びに太陽光発電設備それぞれにつき、…」は、県企業庁は、大山浄水場に整備する排水処理施設、尾張西部浄水場に整備する排水処理施設、大山浄水場に整備する常用発電設備及び発電機棟、並びに大山浄水場に整備する太陽光発電設備それぞれにつき、…」が正確ではないでしょうか？	ご指摘の通り、修正します。
41	事業契約書(案)	浄水場名	15			第30条				「大山浄水場」と「尾張西部浄水場」が逆になっています。修正願います。	No.40の通りです。
42	事業契約書(案)		15			第30条				「県企業庁は(中略)それぞれにつき、次に掲げる要件を満たしていることを確認した場合」とありますが、排水設備・発電機・太陽光発電設備を個別で確認し、それぞれの施設単位で引渡を認めていただけるのでしょうか。	ご理解の通りです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所					質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
43	事業契約書(案)	目的物引渡書の県企業庁による交付	15			第31条	2			別紙8の様式に合わせ、第2項末尾に、以下の文言を追加頂けませんでしょうか。 追加文案:県企業庁は、事業者より「目的物引渡書」を受領後速やかに、内容を確認の上、引渡を確認した旨を記載した「目的物引渡書」を事業者に交付するものとする。	原案の通りです。
44	事業契約書(案)	瑕疵担保責任	15			32条				事業者の瑕疵によらない突発故障の費用は、企業庁にてお支払いいただけるのでしょうか？	引渡し後の使用方法等に起因する故障費用は、瑕疵担保責任の対象とはなりません。適切でない維持管理・運営によるものとしてなお事業者の負担となる可能性があります。
45	事業契約書	瑕疵担保責任	15			第32条	1	(1)		(ただし、機械・電気設備については2年以内)の記述には、建築工事と外構工事が入っているとの理解でよろしいでしょうか。	機械・電気設備の建築工事と外構工事は、本条における「機械・電気設備」に含まれます。
46	事業契約書(案)		15	第4章	第3節	第32条	1	(3)		「前2号の規定にかかわらず、本件整備施設の引渡しの時において適用のある法令等を基準として太陽光発電設備を廃棄物として処理する場合に、合理的な範囲の費用を超えることとなる素材・成分等が太陽光発電設備に含まれている場合、その引渡しを受けた日から10年以内においては、県企業庁は事業者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとする。」で、よろしいのではないのでしょうか？	ご指摘の通り、修正します。
47	事業契約書(案)	損害賠償(太陽光発電設備)	16	第4章	第4節	第32条	1			太陽光発電設備に関して、「本件設備施設の引渡しの時において適用のある法令等を基準として廃棄する場合の合理的な範囲の費用」はいつ、どのように算定するのかご教示願います。	引渡しを受けた後、見積を行います。但し事後的に問題が発覚した場合には、その時点における廃棄費用の見積方法を用いて算定することを予定しています。
48	事業契約書(案)	瑕疵担保責任	16	第4章	第4節	第32条	1			本件整備施設の引渡しの時において適用のある法令等に照らして、当該時点で既に合理的な範囲の処理費用を超える素材等が含まれていた場合、と理解してよろしいでしょうか。(すなわち、引渡し時点においては合理的な範囲の処理費用であったが、その後の事情や法令変更等によって当該素材等の処理費用が合理的な範囲を超えることとなった場合については、不可抗力や法令変更の規定が適用されるべきと考えられますので、本規定は適用されないとの理解で宜しいでしょうか。)	本件整備施設の引渡しの時において適用のある法令等に照らして、当該時点で既に合理的な範囲の処理費用を超える素材等が含まれていた場合という趣旨です。なお、太陽光発電設備の廃棄物処理は、本事業の対象外ですので、別途の合意がない限り、本項に基づく瑕疵担保責任以外に、事業者が処理費用を負担することはありません。
49	事業契約書(案)	瑕疵担保責任	16	第4章	第4節	第32条	1			完工確認の際に県企業庁様が瑕疵の存在に気が付いた場合は、他の条項の規定に関わらず、直ちに事業者に書面により通知しなければ、県企業庁様は瑕疵担保責任の追及ができないとの条項を設けることが一般的であると思われれます。この趣旨の規定を、本契約においても設けていただければ幸いです。	原案の通りとします。
50	事業契約書(案)	適用法令	16			第32条	1			「本件整備施設の引渡しの時において適用のある法令等を基準として」と規定されておりますが、事業者は本件の入札時点の法令に準拠して入札額等を算出しておりますので、以下の通り、ご修正頂けますでしょうか。 修文案:「本件入札時において適用のある法令等を基準として」	原案の通りとします。法令変更に伴う増加費用は別途事業契約に従って、負担を定めます。
51	事業契約書(案)	瑕疵担保責任	16	第4章	第4節	第32条	3			本条項で言う「損害」は、実際に県企業庁様が、本契約の解除、当該設備の一部の交換等のために、これを廃棄物として処理することとなった時点で実際に要した処理費用(但し、合理的な範囲を超える分)を意味すると理解してよろしいでしょうか。	32条1項3号に関するご質問という前提でご回答いたします。 県企業庁が、現に廃棄物処理する前の段階でも、廃棄物処理することによる合理的な範囲を超える処理費用が見込まれる場合には、事前に損害賠償請求を行います。
52	事業契約書(案)	第37条 運営維持管理業務体制の確認	17			第37条				「事業者は、第36条に規定する教育訓練・研修等を完了し、運営・維持管理業務を実施する事が可能となった段階で、県企業庁に対して通知し、確認を受けるものとする」とありますが、その確認はどのような方法でされるのでしょうか。	事業者の提案に応じて、適した方法で確認することを想定しています。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応箇所						質問内容	回答	
			対応頁	1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
53	事業契約書(案)	運営・維持管理業務の 第三者の使用	18	第5章	第1節	39条				「事業者は、運営・維持管理業務を実施するに当たり、事前に県企業庁に通知し、県企業庁の承諾を得た場合に限り、運営・維持管理業務の全部又は一部を第三者に委託等し、新たな協力会社とすることができるものとする。」とありますが、第32条第2項にある「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処分業許可(中間処理)」に関する廃棄物の処分も、第三者に委託できるものと考えて宜しいでしょうか。	廃棄物処理法14条16項但書において許容される限度で、第三者委託が可能と考えますが、行政庁の指導に従ってください。
54	事業契約書(案)	運営・維持管理業務の 第三者の使用	18	第5章	第1節	第39条				「事業者は、運営・維持管理業務を実施するに当たり、事前に県企業庁に通知し、県企業庁の承諾を得た場合に限り、運営・維持管理業務の全部又は一部を第三者に委託等し、新たな協力会社とすることができるものとする。」とありますが、豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業における脱水ケーキの搬出業務は、天日乾燥床に関するものと思われれますが、本事業は天日乾燥床はありません。	県企業庁が承諾した場合は、ご理解の通りです。なお、ご質問の「豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業における脱水ケーキの搬出業務」は、天日乾燥床に関するものと思われれますが、本事業は天日乾燥床はありません。
55	事業契約書(案)	遅延損害金利率	18			第40条	1			「2.9%」の根拠法令について、ご教示頂ければ幸いです。	政府契約の支払遅延防止等に関する法律に準拠しています。
56	事業契約書(案)	運営開始の遅延による 費用等の負担	18			第40条	2			県企業庁の責めに帰すべき事由により、工事完工日が工事完工予定より遅れた場合、発生する金融費用（ブレイクファウンディングコスト等）も県企業庁が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	融資に係る金融費用については、合理的と認められる範囲で増加費用を県企業庁が負担する考えでおります。
57	事業契約書(案)	運営開始の遅延による 費用等の負担	18			第40条				「県企業庁は、事業者に対する当該遅延損害金支払債権と、事業者が県企業庁に対して有するサービス購入料支払債権とを、対当額で相殺することができる」とありますが、ここでいうサービス購入料支払債権とはサービス購入料の運営・維持管理業務にかかる対価部分との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
58	事業契約書(案)	住民対応	18	第5章	第1節	第41条	2			通常予見不可能な事態によって住民の反対が避けたい状況に陥り、工事完了並びに運営開始が遅延した場合は、県企業庁の責めに帰すべき事由の規定が準用されるのでしょうか。ご教示願います。	通常予見不可能な事態による住民の反対に起因する場合には、不可抗力による遅延として処理します。
59	事業契約書(案)	ユーティリティ	19	第5章	第2節	第42条				ユーティリティの費用とは、電気使用量も含まれると考えますが、使用量が様式10-41-1と大きく異なっても事業者負担で実施するため、ペナルティーはないと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務に支障のない限りにおいては、ご理解の通りです。
60	事業契約書案	「本件整備施設」の範囲	19			第43条	1			尾張西部浄水場の排泥池・濃縮槽付帯の機械・電気設備（汚泥移送ポンプを含む）と大山浄水場の同施設（汚泥移送ポンプを除く）は、「本件整備施設」には含まれないので、事業者がおこなうべき修繕対象ではないと理解してよろしいか？	ご理解の通りです。例：濃縮槽掻き機、界面計等
61	事業契約書(案)	修繕及び機器・部品の 交換	19			第43条	1 2			不可抗力及び法令変更を事由とする修繕等に係る費用負担について、追記頂きますようお願い致します。	第70条及び第66条の規定に従います。
62	事業契約書(案)	常用発電設備	19	第5章	第2節	第44条				事業者側の判断・事由(定期点検又は定期補修等)により、発電機の出力の調整又は運転の停止をする必要が有る場合、県企業局と協議の上、停止することが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
63	事業契約書(案)	脱水ケーキへの汚染物 混入	21	第5章	第2節	第48条				脱水ケーキに放射性物質、自然由来の重金属類等の混入が認められた場合、事業者が契約等に基づき適切に運営・維持管理業務を履行していると合理的に判断され、且つ県企業庁の責めにも寄らないと判断される限りにおいては、不可抗力によるものとの理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	脱水ケーキへの放射性物質、自然由来の重金属類等の混入が、県企業庁及び事業者のいずれの責めにも帰すことができず、通常予見不可能又は回避不可能な場合には、不可抗力に該当します。
64	事業契約書案	やむを得ないと判断する ケース	21			第48条	2			「企業庁がやむを得ないと判断」するケースの例示をしていただけないでしょうか？	現時点では想定していませんが、その時の状況を勘案して判断する予定です。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応箇所						質問内容	回答
			対応頁	1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等		
65	事業契約書(案)		21, 73	第5章 別紙13	第1節	第48条	5 4	(1)	第48条第5項には「脱水ケーキに、法令等の基準を超える汚染物・毒劇物が混入したと認めた場合は、かかる脱水ケーキの再利用を行わないものとし、…」と有り、また別紙13 4.(1)には「脱水ケーキの所有権は、事業者に帰属する。」とあります。第48条第5項で述べられる脱水ケーキについては、産業廃棄物としても浄水場敷地外に直ちに搬出できない状況が容易に想定できます。汚染物・毒劇物の混入が事業者の責による場合を除いて、第48条第5項で述べられる脱水ケーキの所有権は、県企業庁様に帰属すべきと考えますが、いかがでしょうか？	原案のとおりとします。
66	事業契約書案	県企業庁が第三者の損害を賠償	21			第48条	6		「県企業庁が第三者の損害を賠償しなければならない場合」とはどのような場合を想定されているのでしょうか、ご教示ください。	第三者が事業者から購入した脱水ケーキが原因で、第三者に損害が発生し、第三者が県企業庁に対し損害賠償を請求した場合等を想定しています。
67	事業契約書(案)		22	第5章	第3節	第50条	2		本項は、県企業庁の責めに帰すべき事由による、第三者への損害賠償について規定するものであるため、「2 県企業庁の責めに帰すべき事由により、運営・維持管理業務において第三者に損害を及ぼした場合、県企業庁は合理的な範囲で当該損害額を当該第三者に対して賠償するものとする。 3 不可抗力により、運営・維持管理業務において第三者に損害を及ぼした場合で、法令等に基づき事業者又は県企業庁が賠償義務を負う場合は、当該損害額のうち第70条の規定するところの負担割合により算出される額を、県企業庁及び事業者が負担するものとする。」ではないでしょうか。	ご指摘に従い修正いたします。
68	事業契約書(案)	運営・維持管理業務によって第三者に及ぼした損害	22			第50条	2		「事業者の責めに帰すべき事由により、本件建設工事の施工において第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等に起因する場合を含む。本条において以下、同じ。）、事業者は当該損害額を合理的な範囲で当該第三者に対して賠償するものとする。」と規定されておりますが、通常避けることのできない事由に起因する場合に発生したものに關しては、貴県にご負担頂きたく存じます。	原案の通りとします。なお、不可抗力に該当する場合には、新設第50条第3項(旧同条第2項第2文)に従い負担を分担します。
69	事業契約書(案)		22			第51条	3項以下		閉庁日はどのタイミングでどのような方法で確認できるのでしょうか。超長期の日程管理を行うことを考慮し、『閉庁日を除いた』『銀行営業日』等の一般的な起算しやすいものに変更して頂けないでしょうか。	「県の休日に関する条例」をご覧ください。 http://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/aichi-ken/reiki.cgi
70	事業契約書(案)	契約期間終了後の本件整備施設の運営・維持管理業務について	25			57条	2		契約期間終了後、県企業庁が本件整備施設による脱水処理業務又は発電業務を事業者に委託する事を望まれた場合、事業者側には契約締結の義務が発生するのでしょうか。	事業者側が契約締結の義務を負うことはありません。
71	事業契約書(案)					57条	2		「県企業庁が本件整備施設による脱水処理業務又は(中略)県企業庁と事業者との間で新たに締結することができるものとする」とありますが、当然に経済条件の変更や事業者構成員の変更等、事業者側の事由により合意に至らない場合は拒否できることを確認させてください。	No.70の通りです。
72	事業契約書(案)	検査の責任及び費用	25			第58条	1		第58条1項で規定する「県企業庁の検査」は、第60条3項(2)及び第61条2項(1)(a)と同様に、「県企業庁は、自己の責任及び費用において」行われるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
73	事業契約書(案)	本件整備施設の状態の検査	25	第7章	第1節	第58条	2		検査の結果、損傷(経年劣化を除く)が見られたときは、合理的な範囲内で補修を行うよう事業者に対して通知することができますとありますが、PFIという事業形態の性格上、機能が要求水準を満たしていれば、例えばへこみ、異音等の損傷は補修の対象外として下さい。	機能が要求水準を満たすとともに、安全性が確保される状態を求めます。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応箇所						質問内容	回答	
			対応頁	1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
74	事業契約書(案)		25			第58条	6			「県企業庁は、最終回のサービス購入料及びこれに係る消費税相当額の支払を、（中略）確認後に行うことができる」とありますが、割賦支払分は適用対象外であることを確認させてください。事業者が外部より資金を調達する場合、ローンの返済スケジュールに影響を受けます。	運営・維持管理業務に係る対価を対象とし、割賦支払金は対象外とします。
75	事業契約書(案)		25			第58条	6			当該損傷が県企業庁の指示に従ったことにより生じた等、県企業庁の責めに帰すべき事由による場合は、修補に掛かる事業者の合理的な増加費用には、例えばSPCの維持費用等も含まれることを確認させてください。	第58条第4項のご質問として回答しますが、修補を実施することにより通常生ずべき費用であれば、事業者の合理的な増加費用と認められますので、SPCの維持費用がこれに該当する場合には、県企業庁の負担となります。
76	事業契約書(案)		26			第60条	1	(2)		「事業者（事業者から再生利用を委託された者を含む）が、脱水ケーキを不法に投棄し又は県企業庁の承諾を得ず（以下略）」とありますが、直接の委託先に限定しないと事業者によりコントロールすることができないため、対象を「事業者から再生利用を直接委託された」と修正頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
77	事業契約書(案)		26			第60条	1	(9)		「工事完了予定日までに整備が完了しないとき」が解除事由になっていますが、第25条に遅延時の損害金負担の規定があります。完工遅れの期間で分けるなど、運用の区分を明確化して頂きたくお願いします。	原案の通りとします。
78	事業契約書(案)		26	第7章	第3節	第60条		(9)		「本件建設工事につき、事業者の責めに帰すべき事由により工事完工予定日までに本件整備施設が完工しないとき、又は工事完工予定日経過後、相当の期間内に引き渡し・所有権移転ができる見込みが明らかに存在しないと県企業庁が判断したとき。」ではないでしょうか。	ご指摘に従い修正いたします。
79	事業契約書(案)	違約金の対象	26			第60条	2			本件整備施設の引渡し後（県企業庁への所有権移転後の運営・維持管理期間）における違約金は、解除事由に該当するに至った日の属する事業年度のサービス購入料のうち、「運営・維持管理業務に係る対価における固定費（物価変動調整後）、入札説明書資料「資料1年度別発生汚泥量・発生ケーキ量」で算定される当該事業年度における予想発生汚泥量に基づく変動費（物価変動調整後）及び入札説明書資料「資料1-2 常用発電設備運転条件」で算定される当該事業年度における予想ピークカット運転時間に基づく変動費（物価変動調整後）のそれぞれの100分の20に相当する金額」だけでなく、「当該本件整備施設に係る別紙14「割賦支払金の償還表」に定める割賦支払金の償還表の残存価格の100分の10」も合わせて対象になる（2種類の違約金を支払う必要がある）との理解でよろしいでしょうか。その場合、事業者が負担する可能性のある違約金が過大となり、プロジェクトファイナンス方式で金融機関から必要資金を調達することが困難になる（必要資金から違約金相当額が控除される）ことから、「当該本件整備施設に係る別紙14「割賦支払金の償還表」に定める割賦支払金の償還表の残存価格の100分の10」の違約金に関する規定は、削除をご検討いただけないでしょうか。	条文を修正します。
80	事業契約書(案)	事業者の債務不履行による契約終了	26 27	第7章	第3節	第60条	2			事業者の債務不履行による契約終了に伴う違約金は、①運営維持管理期間中の違約金は運営維持管理業務に係る対価における固定費及び変動費の100分の20、②本件整備施設的设计建設期間中（出来高が存在する場合）の違約金は工事費相当額の100分の10、③本契約の解除時に所有権が県企業庁へ移転されている場合の違約金は整備施設に係る割賦支払金の償還表の残存価格の100分の10、の3種類であると理解しています。所有権移転後（維持管理運営業務開始後）の①と③の違約金は同時に発生するが、①と②、②と③が同時に発生すること、①のみ、③のみが発生することはないと理解してよろしいでしょうか。	No.79の通りです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応箇所						質問内容	回答	
			対応頁	1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
81	事業契約書(案)	事業者の債務不履行による契約終了	26 27	第7章	第3節	第60条	2			運営維持管理業務に係る対価における固定費、変動費のそれぞれの100分の20に相当する金額を、また所有権が県企業庁様へ移転されている場合には整備施設に係る割賦支払金の償還表の残存価格の100分の10を違約金として支払うとございます。一般的に金融機関としては運営・維持管理期間中の違約金相当額を積立金として留保することを事業者にご要求します。本事業は「豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業」に比べ割賦支払金が大きくなり、違約金も高くなるのが想定されます。そのため、事業者の違約金積立の負担が大きくなり資金繰りへの影響が懸念されるとともに結果的に総事業費がコスト高となるのが想定されるため、金融機関が融資を検討するうえでも慎重にならざるを得ません。従いまして違約金は運営維持管理業務に係る対価における違約金のみとし、整備施設に係る割賦支払金に係る違約金は対象外としていただけませんかでしょうか。	No.79の通りです。
82	事業契約書(案)	違約金	27	第7章	第3節	第60条	2			割賦支払金の償還表に定める残存価格とは、別紙14の表における「残額」を指すとの理解でよろしいでしょうか、念のためお伺いします。	No.79の通りです。
83	事業契約書(案)	工事費相当額の算出	27			第60条	2			「当該事業年度に実施される工事費相当額の100分の10」とありますが、これは当該事業年度に実施される予定であった工事費相当額との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
84	事業契約書(案)		27			第60条				違約金の考え方について整理及び確認をさせていただきます。 ①引渡前;当該事業年度に実施される工事費相当額の10% ⇒当該事業年度の工事費相当額はどのように算定されるのでしょうか、定義をご教示ください。 ②引渡後;当該事業年度の維持管理運営費の20%+割賦金償還表の残存価格の10% ⇒この理解で宜しいでしょうか、その場合、他案件を鑑みても、割賦金残価の10%は極めて重すぎると思慮します。当該文言について再度ご再考頂けないでしょうか。	No.79の通りです。
85	事業契約書(案)		27			第60条				違約金の算定について、対象となる対価は消費税等含む額でしょうか。含まない額でしょうか。	消費税等を含みます。
86	事業契約書(案)		27			第60条				本契約が解除に至った場合は、引渡しの前後に関わらず、既に支払われた一時支払金の返還義務は無いことを確認させていただきます。	既に支払った一時支払金の返還義務はありません。
87	事業契約書(案)		27			第60条				開発期間中の所有権移転済みの整備施設について違約金をお支払する理由と違約金額を残存価格の10%とする理由をご教示いただけないでしょうか。 引渡し済の整備施設について県企業庁が割賦支払金を一括して支払わない場合について、事業者側に何らかの非があるとしても違約金を先行して支払うことになってしまうので、そのようなケースは想定していないという理解で宜しいでしょうか。	No.79の通りです。
88	事業契約書(案)	違約金	28	第7章	第3節	60	2			本件整備施設の所有権が県企業庁へ移転されたのち、事業者の帰責事由により契約が解除された場合、事業者は割賦支払金の残存価格の100分の10を違約金として支払うこととされていますが、既に引渡されている（債務を履行している）施設に関する金額まで、違約金の計算対象とするのは事業者に対して過大です。引渡しを完了している部分については違約金の計算対象から除外するようお願いいたします。	No.79の通りです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所					質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
89	事業契約書(案)	第61条 県企業庁による任意解除	28			61条	1			「～本契約の全部または一部の実施の必要がなくなった場合には～」とありますが、 ①契約の解除は合理的な理由をもってのみ行われ、事業者への通知に先だつて理由の説明があるとの理解でよろしいでしょうか。 ②本事業の一部の実施が必要無くなった場合必ず本契約の全部の解除になるということではなく、本契約の部分解除もありえるとの理解でよろしいでしょうか。	①本条項は、県企業庁の方針変更等による解除といった県企業庁の裁量による解除を定めるものですので、事業者にとって合理的な理由があるとは限りません。また、180日以上解除通知期間を確保していますので、さらにそれに先立って理由説明を行わない場合も考えられます。 ②部分解除もありえます。
90	事業契約書(案)	検査の責任及び費用	28			第61条	2	(1)	(a)	県企業庁は、自らの責任と費用において、本件建設工事の出来形部分を検査の上で、「当該検査結果について双方協議の上、当該検査に合格した部分に相応する代金、負担した費用及び損害額を事業者に支払うものとさせていただきます。以下、	原案の通りとします。
91	事業契約書(案)	本件整備施設の出来形部分がないとき	29	第7章	第4節	第61条		(2)		本項は、(本件出来形部分がないとき)であるため、「また、運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費については、年365日の日割計算により算定するものとし、変動費については汚泥処理量及びピークカット運転時間に応じて支払うものとする。脱水ケーキの再生利用業務に係る対価については、別紙13「脱水ケーキの再生利用業務について」に準じて精算するものとする。」の記述は、どのようなケースが対象になるのでしょうか？	本件整備施設が全て完工済みで、維持管理・運営期間中の解除の場合を対象とします。
92	事業契約書(案)	原状回復時の費用負担	29			第61条	2			「県企業庁は、事業者に対して、当該原状回復の費用を支払うものとする。」とありますが、原状回復費用のみならず、当該時点までに発生した費用等は全て貴県にご負担頂く必要があるものと考えますので、以下の通り、ご修正頂けますでしょうか。 修正案:「県企業庁は、事業者に対して、当該原状回復の費用、並びに、工事開始日から事業者が負担した費用及び当該契約の終了により事業者が被った合理的な範囲の損害額を支払うものとする。」	「県企業庁は、事業者に対して、当該原状回復の費用、並びに、すでに支払った一時支払金部分に相当する出来形の負担分を除いた工事開始日から事業者が負担した費用及び当該契約の終了により事業者が被った合理的な範囲の損害額を支払うものとする。」に修正します。
93	事業契約書(案)		29			第61条	2	(1)(d) (2)		「事業者が被った合理的な範囲の損害額」とありますが、これにブレイクファンディングコスト等の金融費用も含むことを確認させてください。	融資に係る金融費用については、合理的と認められる範囲で増加費用を県企業庁が負担する考えでおります。
94	事業契約書(案)	県企業庁による任意解除	29			第61条	2	(1)	(d)	「割賦支払金を一括して支払う場合は、別紙14「割賦支払金の償還表」に定めた償還表の当該支払日以降の利息を控除し、」とありますが、事業者の融資契約に係るブレイクファンディングコストは県企業庁が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	融資に係る金融費用については、合理的と認められる範囲で増加費用を県企業庁が負担する考えでおります。
95	事業契約書(案)	法令変更	30			第65条	1			「本契約の締結日の後に法令等が変更されたこと」とありますが、事業者は本件の入札時点の法令に準拠して入札額等を算出しておりますので、以下の通り、ご修正頂けますでしょうか。 修正案:「本件入札後に法令等が変更されたこと」	原案の通りとします。
96	事業契約書(案)	協議及び追加費用の負担	30	第8章		第66条	2			法令変更により本件整備施設の変更がなされ、それにより運営・維持管理費の固定費又は変動費が変更となった場合も、費用変更分は認められ、別紙7に記載する負担割合によって費用の変更対象になると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	事業契約書(案)	設計変更及び追加費用の負担	30			第66条	2			法令等変更の施行日までに本件整備施設の設計変更及び追加費用の負担について合意が成立しない場合、「第86条に規定する管轄裁判所において調停を行い解決を図るものとする」とさせていただきます。	原案の通りとします。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所					質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
98	事業契約書(案)		30			第66条	2			法令等変更による追加費用の負担について、県企業庁と事業者は協議の上、負担について合意するものとし、合意が成立しなかった場合は、県企業庁は合理的な対応方法を事業者に対して通知し、別紙7の通り事業者はこれに従うことを規定されています。 別紙7の上記記載の法令以外の法令等の変更の場合、事業者負担は100%となっていますが、税制の改正以外の場合で、重要な影響を及ぼす場合は協議させて頂けるのでしょうか。	本事業に直接関係する法令等でない税制以外の改正については、本事業に重要な影響を及ぼすことは想定しておりません。
99	事業契約書(案)	法令変更	30			第67条	1			「本契約の締結後における法令等変更により」とありますが、事業者は本件の入札時点の法令に準拠して入札額等を算出しておりますので、以下の通り、ご修正頂けますでしょうか。 修正案:「本件入札後における法令等変更により」	原案の通りとします。
100	事業契約書(案)	保険	32	第9章		第70条	3			県企業庁様は、本件整備施設の建物・設備に対して、共済等火災保険に類似する共済・保険に加入されますか。加入される場合の共済・保険の内容についてご教示ください。	加入しません。県企業庁は、水道及び工業用水道施設を対象とした損害保険は、日本水道協会の水道賠償責任保険のみ加入しています(ただし、先行PFI事業において、事業者が付保した保険を除く。)
101	事業契約書(案)	保険	32	第9章		第70条	3			県企業庁様が共済・保険に加入される場合、不可抗力により県企業庁様が所有する本件整備施設の建物・設備に損害が生じた場合、県企業庁が加入する共済・保険による共済金等を損害に充当し、県企業庁様及び事業者が付保する保険の保険金で不足する損害について、本条を適用するという対応は可能でしょうか。	No.100の通り、加入しません。
102	事業契約書(案)	保証	32	第10章		第72条	1			契約保証金については、第72条第2項から第4項までの方法を組み合わせることにより、総額で第1項の金額を満足するような方法を採用することは可能でしょうか。	組み合わせることは考えていません。
103	事業契約書(案)	工事費相当額の対象	32			第72条	1			「工事費相当額」とは、様式6-4「設計・建設工事費内訳書」の「設計・建設費 小計」に記載する金額になると理解してよろしいでしょうか。（「設計・建設費 小計」について、「設計・」は誤りであり、脱水处理施設等(犬山浄水場)、脱水处理施設等(尾張西部浄水場)、常用発電設備(犬山浄水場)、太陽光発電設備(犬山浄水場)の建設工事費の合計額が、事業契約書(案)に記載されている「工事費相当額」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。）	「工事費相当額」とは、様式6-4「設計・建設工事費内訳書」の設計・建設工事費の総額です。様式6-4を修正します。
104	事業契約書(案)	契約保証金の返還	32			第72条	1			契約保証金は、本件整備施設の貴県への引渡後、速やかに返還されるとの認識で宜しいでしょうか。	契約保証金を直接返還することはありません。 予定価格は「愛知県企業庁設計基準」により積算していますが、諸経費に契約保証金相当額を含んでいます。即ち、工事代金(サービス対価)の支払を通じて、契約保証金を間接的に返還する仕組みとしています。
105	事業契約書(案)	契約保証金の返還	32			第72条	4			契約保証金の納付に代り、履行保証保険を付保する場合、当該保険の期限は、本件整備施設の貴県への引渡予定日で宜しいでしょうか。	一般的な工事においては、保険期間は工期としております。同様に、本件においては、設計・建設業務期間(平成27・28年度)を保険期間とお考えいただくと良いと存じます。また、事業提案の内容によっては、業務区分が明確等の理由で、事業者の判断に基づき、保険期間を建設業務期間に限定しても差し支えないと存じます。
106	事業契約書(案)	履行保証保険	33	第10章		第72条	4			事業者が付保する履行保証保険は本件整備施設の設計・建設業務を担当する企業が事業者に代わって付保してもよろしいでしょうか。	設計・建設業務を担当する企業が第72条4項に従い質権設定する前提であれば、ご理解の通りです。
107	事業契約書(案)		33			第72条				履行保証保険を選択する場合は保証金納付と同様に工事開始予定日までに付保すれば足りるという理解で宜しいでしょうか。	第72条第5項の通り、履行保証保険は本件整備施設の工事開始予定日前までに保険契約を締結して頂きます。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所					質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
108	事業契約書(案)	履行保証保険	33	第10章		第72条	4			「各本件整備施設的设计・建設業務において、かかる工事費相当額」とありますが、ここでいう工事費とは、様式6-4にある「設計・建設費小計」欄に示す金額と理解すればよろしいでしょうか。	No.103の通りです。
109	事業契約書(案)	関係者協議会	33			第73条				関係者協議会の開催頻度は年に何回程度想定されているかご教示願います。	関係者協議会は、必要に応じて開催することを想定しています。
110	事業契約書(案)	保険	33	第11章		第74条	1			事業者が付保する設計・建設業務に係る保険（建設工事保険、第三者賠償責任保険）は設計・建設工事を担当する企業が事業者に代わって付保してもよろしいでしょうか。	No.106の通りです。
111	事業契約書(案)	保険	33	第11章		第74条				県企業庁様が共済・保険に加入される場合、事業者の過失等（故意は除く）により県企業庁が所有する本件整備施設の建物・設備に損害を与えたとき、県企業庁が加入する共済・保険による共済金等を損害に充当し、当該共済金等で不足する損害につき事業者に損害賠償を請求するという対応は可能でしょうか。	No.100の通りです。
112	事業契約書(案)	権利及び地位の譲渡または担保提供	33			第76条				プロジェクトファイナンス方式で資金調達を行う場合には、事業者が有する全資産、権利及び地位について、融資金融機関に担保提供する必要がありますが、この場合、貴県には当該担保提供についてご承諾頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	承諾しない合理的な理由がない限り、承諾する予定です。
113	事業契約書(案)	著作権	34	第11章		第80条				「本事業に関することに限り」本事業に関することは、どの様なことかご教示ください。又、「事業者」に通知することなく、無償にてこれを利用することができる」とありますが、第三者に公表する場合はこの限りでは無いと考えて宜しいでしょうか。	本事業の実施等のために使用することを想定しております。また、基本的には、事業者の承諾を得ることなく事業提案書を開示することは想定していません（但し、法令等に基づき義務づけられる場合はこの限りではありません）。
114	事業契約書(案)	著作権	34			第80条				事業提案書について著作権は事業者に帰属するものとあり、貴県にて無償で利用できるの記載ありますが、これは、あくまでも提案書の内容のみ無償で利用でき、建設・導入する設備のコア技術要素（コントローラ内制御ロジック、詳細回路構成等）は事業者帰属であり、貴県が無断利用はできないという理解でよろしいでしょうか。	本条は、本事業に関することに限り、県企業庁に事業提案書の無償利用を許容するものですので、本事業に関し、県企業庁による「コア技術要素」の利用が必要な場合には、無償利用を行う可能性があります。
115	事業契約書(案)	秘密保持	35	第11章		第82条		(4)		愛知県の定める情報公開条例その他の法令等に基づき開示する場合。なお、この場合、事前に開示内容について乙に通知するものとありますが、入札説明書の著作権の箇所には入札参加者の承諾を得た場合のみ公表されるとあります。開示内容について乙に通知するものではなく、乙に承諾を得た後、開示すると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書記載のとおり、事業者に承諾を得て開示することを想定しております。但し、今後の法令等の変更その他の理由により、事業者の承諾が得られない場合でも、開示が義務付けられる場合には、事前通知での開示の可能性はあります。
116	事業契約書(案)	火災保険	40	別紙4	2					火災保険において、県企業庁に代わり事業者が保険会社に請求することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
117	事業契約書(案)	火災保険	40	別紙4	2					火災保険の保険金額（補償金額）は設計・建設業務の全額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りで、別紙9「サービス購入料について」の図表9-1の設計・建設業務に係る対価になります。
118	事業契約書(案)	事業者が付保する保険	40	別紙4	2					運営・維持管理業務において、第三者賠償責任保険及び火災保険に加入しなければならぬことが記載されていますが、次の事項についてご教示願います。 ①火災保険についてですが、本事業はBTO方式であり建設後の施設保有は県企業庁となるため、県企業庁においても火災保険に加入される予定なのでしょうか。また、県企業庁においても保険を加入される場合、免責金額等の内容をご教示願います。 ②火災保険の補償金額については、事業者提案との認識でよろしいでしょうか。	①No.100の通りです。 ②No.117の通りです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所					質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
119	事業契約書(案)	事業者が付保する保険	40	別紙4						事業者が付保する保険の保険金額(補償金額)は事業者の提案によるもの理解でよろしいでしょうか。	火災保険についてはNo.117の通りであり、その他は保険を付保する目的を考慮した上で提案してください。
120	事業契約書(案)	事業者が付保する保険	40	別紙4						設計・建設業務および運営・維持管理業務においてそれぞれ第三者賠償責任保険と、運営維持管理業務においては第三者賠償責任保険に加えて火災保険を付保することとなっておりますが、第三者賠償責任保険の免責金額および保証限度額および条件(対人〇〇円/1事故、対物〇〇円/1事故)と、火災保険の免責金額および保証限度額を設定下さるようお願い致します。	No.119の通りです。
121	事業契約書(案)	事業者が付保する保険	40	別紙4						建設工事保険及び第三者賠償責任保険の被保険者として、「設計業務受託者」も必須になる理由についてご教示下さい。	設計と建設を一体で行うものと位置付けているため、「設計・建設業務受託者」としており、被保険者として設計業務受託者は必須ではありません。被保険者は、「事業者又は設計・建設業務受託者」に修正します。
122	事業契約書(案)	別紙4 事業者が付保する保険	40	別紙4			1			第三者賠償責任保険の補償範囲に臨時費用とありますが、これは第三者の生命または身体を害したことに對するお見舞金等の初期対応費用を意味すると理解してよろしいでしょうか。	保険を付保する目的を考慮した上で提案してください。
123	事業契約書(案)	事業者が付保する保険	40	別紙4			1			別紙4の建設工事保険の補償リスク内容に「騒じょう」とありますが、建設期間中の工事保険を組立保険で引き受ける場合、組立保険において騒じょうリスクは免責事項となっております。提案者が建設期間中の保険として組立保険を提案した場合でも要件違反にはならないとの理解でよろしいでしょうか。工事内容から判断すれば組立保険での引き受けが想定されることから、念のためお伺いします。	免責事項から「騒じょう」を削除します。
124	事業契約書(案)	事業者が付保する保険	40	別紙4			1及び2			別紙4の表に記載されている保険名は一般的な名称であって、同種の保険であれば構わないとの理解でよろしいでしょうか。念のため確認します。	ご理解の通りです。
125	事業契約書(案)	事業者が付保する保険	40	別紙4			1及び2			別紙4に示される保険の条件以外は、事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。念のためお伺いします。	ご理解の通りです。
126	事業契約書(案)	事業者が付保する保険	40	別紙4			2			第三者賠償責任保険の補償範囲に臨時費用とありますが、これは第三者の生命または身体を害したことに對するお見舞金等の初期対応費用を意味すると理解してよろしいでしょうか。	No.122の通りです。
127	事業契約書(案)	事業者が付保する保険	40	別紙4						引渡後の建物に対するに火災保険は、施設所有者である貴庁に負担頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
128	事業契約書(案)	サービス購入料の構成	44	別紙6						別紙6の表中について、各業務に係る対価の相当額の1%までの部分は事業者負担となっておりますが、この場合、不可抗力により生じた損害額が当該業務に係る対価の相当額の1%に満たない場合は全て事業者が負担することになり、事業者の負担が過大であると思慮致します。ゆえに、事業者負担は「不可抗力による増加費用および損害額の1%とする」という内容に変更下さるようお願い致します。	原案の通りとします。
129	事業契約書(案)	不可抗力	44	別紙6						業務(設計・建設と維持管理・運営)による区分け表となっておりますが、設計建設期間中の対応が上段で、引渡後の期間における負担が下段部分であることを確認させていただきます。 また、保険対応が可能な場合の保険金の取扱い、どのように考えれば宜しいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については、事業者が付保する保険金充当後の残額につき、事業者負担を算出します。
130	事業契約書(案)	法令等変更による合理的な追加費用及び損害の負担	45	別紙7						「上記記載の法令以外の法令等変更の場合」の負担割合については、「双方協議の上、決定するものとする」とさせていただきますでしょうか。	原案の通りとします。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等			
131	事業契約書(案)	重大な影響を及ぼす税制改正	45	別紙7							「本事業の収益性に重大な影響を及ぼす税制の改正があった場合」には、とありますが具体的に想定している税制度があればご教示ください。	特にありません。
132	事業契約書(案)	サービス購入料の構成	47	別紙9	1						図表9-1「サービス購入料の内容」に関して、「開業業務等」の小分類として様式6-4「設計・建設工事費内訳書」の項目欄に記載のある「備品費」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。（「備品費」が「開業業務等」に含まれない場合、当該費用が図表9-1のどの分類に含まれるのかご教示下さい。）	備品費は開業業務等にも含むことでも差し支えないものと思いますが、SPCの経理については税務当局の指導に従ってください。
133	事業契約書(案)	開業業務等 図表9-1	47	別紙9	1						「運営・維持管理業務に必要な手続」については、「運営・維持管理業務の開始に必要な手続」にご修正頂けますでしょうか。	原案の通りとします。
134	事業契約書(案)	サービス購入料について	47	別紙9							試運転費用は、開業費に含めたいらいいのでしょうか。もしくはそれぞれの設備の建設費に配分するのでしょうか。	試運転費用は、建設費に含めることが自然と考えますが、開業費に含めても差し支えないものと思われませんが、経理については税務当局の指導に従ってください。
135	事業契約書(案)	サービス購入料の構成	48	別紙9	1						図表9-1において運営・維持管理業務にかかる対価の中にSPC事務経費の記載がありません。どこに含まれるのでしょうか。	ご指摘の費用は、「排水処理施設の運営・維持管理業務」「脱水ケーキの再生利用業務」「常用発電設備の運営・維持管理業務」「太陽光発電設備の運営・維持管理業務」のそれぞれに按分して含めてください。
136	事業契約書(案)	一時支払金	48	別紙9	2	(1)					一時支払金の対象となる金額は、様式6-4に示す設計建設工事費の常用発電設備(犬山浄水場)、脱水処理施設等(尾張西部浄水場)に示した金額と理解してよろしいでしょうか。	設計費及び建設工事費が一時支払金の対象となりますので、図表9-1の「設計・建設業務に係る対価」の大分類の「排水処理施設」(尾張西部浄水場分)及び「常用発電設備」の金額になります。また、必要に応じて一時支払金対象業務に係る開業業務等費が含まれます。なお、図表9-1と様式6-4を修正します。
137	事業契約書(案)	サービス購入料について	48	別紙9	1						図表9-1「サービス購入料の内容」に関して、「運営・維持管理業務に係る対価」の中に「SPC事務経費」の記載がありませんが、当該経費も含まれると理解してよろしいでしょうか。（様式6-5「運営・維持管理業務費用内訳書」の項目（「固定費（共通）」）として、「SPC事務経費」の記載欄があります。）	No.135の通りです。
138	事業契約書(案)	事業者監理費等 図表9-1	48	別紙9	1						運営・維持管理期間中に発生する事業者の事務経費、利益、税金等の共通費については、「運営・維持管理業務に係る対価」に含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
139	事業契約書	一時支払金	48	別紙9	2	(1)					一時支払金には支払限度額が設定されていますでしょうか。設定されている場合、事業者の提案額と著しく乖離することを避けるためにその額をご提示頂けますでしょうか。	一時支払金に支払限度額は設定していませんが、適切に計上されている必要があります。
140	事業契約書	一時支払金	48	別紙9	2	(1)					一時支払金の対象として、設計費(事前調査費・設計費)、工事監理費、生活環境調査費も含まれると考えてよろしいでしょうか。つまり、入札説明書の事業範囲(P4～5)における設計・建設業務内容が対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
141	事業契約書(案)	一時支払金	48	別紙9	2	(1)					一時支払金の金額は、提案値によるものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
142	事業契約書(案)	一時支払金	48	別紙9	2	(1)					一時支払金の金額が著しく妥当性に欠ける場合、是正指示または失格等の可能性はありますでしょうか。	著しく妥当性に欠ける金額の場合は、当該事業者と契約はしません。なお、一時支払金は、年度末に一時支払金に該当する整備部分と工事費内訳を確認し、提案金額の3分1とかい離がないと判断した上で、支払います。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所					質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
143	事業契約書(案)	一時支払金	48	別紙9	2	(1)				5/9の説明会において開業業務費等の支払いは平成27年度からとの説明がありましたが、平成26年度にかかった費用は平成27年度第1四半期に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理費の支払いは四半期ごとですが、設計・建設費の一時支払いは年度末の確定後になります。
144	事業契約書(案)	一時支払金	48	別紙9	2	(1)				犬山浄水場 常用発電設備の「係る対価」とは、図表9-1の常用発電設備を指し、小分類に記載の費用が補助対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	一時支払金の金額は、補助対象には影響しません。
145	事業契約書(案)	一時支払金	48	別紙9	2	(1)				尾張西部浄水場 排水処理施設の「係る対価」とは、図表9-1の排水処理施設を指し、小分類に記載の費用が補助対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	No.144の通りです。
146	事業契約書(案)	サービス購入料について	48	別紙9	2	(1)				「一時支払金は、物価変動に基づき改定するものとし、」とありますが、一時支払金の物価変動に考え方について教えてください。	別紙10「2. 設計・建設業務に係る対価の改定」の通りです。
147	事業契約書(案)	設計・建設業務に係る対価	48	別紙9	2	(1)	図表9-2			開業業務費は設計・建設業務費と合わせて支払うとありますが、設計・建設業務の設備毎に支払額が異なります。どの設備の支払額に準ずると考えればよろしいでしょうか。	事業者の提案によりますが、補助金の申請にあたっては、平成27、28年度における設計・建設の出来形として、それぞれ50%ずつを想定しています。
148	事業契約書(案)	一時支払金	48、49	別紙9	2	(1)	図表9-2			前文には、一時支払金は、本整備施設の所有権が県企業庁に移転した後、事業者は一時支払金を請求する。とあり、「図表9-2 一時支払金の支払概要」に、常用発電設備は、(年度毎の出来高に応じて、年度(H27、H28)ごとに支払う)とあり、尾張西部浄水場も、年度毎の出来高に応じて、年度(H27、H28)ごとに支払う)とあります。請求する場合、出来高部分に限定して所有権を県企業庁様に移すということでしょうか。	No.1の通りです。
149	事業契約書(案)	一時支払金の支払いの概要	49	別紙9	2	(1)				「一時支払金の支払いの概要」の犬山浄水場(常用発電設備)・尾張西部浄水場(排水処理施設)の出来高支払部分は、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	出来形の支払部分については、ご理解の通りです。なお、補助金の申請にあたっては、平成27、28年度における設計・建設の出来形として、それぞれ50%ずつを想定しています。
150	事業契約書(案)	一時支払金の支払いの概要	49	別紙9	2	(1)				「一時支払金の支払いの概要」の犬山浄水場(常用発電設備)・尾張西部浄水場(排水処理施設)の出来高支払部分の金額は、完成引渡日までに確定しているとの理解でよろしいでしょうか。	一時支払金の総額は提案時に確定します(ただし、別紙10に定める設計・建設業務に係る対価の改定を除く。)。各年度の出来形に応じた金額は、提案時の金額を基本としますが、平成27、28年度に実際の出来形によって調整があると考えています。
151	事業契約書(案)	設計・建設業務に係る対価	49	別紙9	2	(1)				図表9-2「一時支払金の支払い概要」に関して、常用発電設備の支払額は「係る対価の3分の1(水道補助金分)」とありますが、「係る対価」とは、様式6-4「設計・建設工事費内訳書」におけるどの費用の合計金額が該当するのをご教示下さい。(「係る対価」とは、図表9-1「サービス購入料の内容」における「常用発電設備」の中分類・小分類の記載内容に係る費用の合計金額が該当するとの理解でよろしいでしょうか。)	No.136の通りです。
152	事業契約書(案)	設計・建設業務に係る対価	49	別紙9	2	(1)				図表9-2「一時支払金の支払い概要」に関して、常用発電設備の支払額欄に「年度ごとの出来高に応じて、年度(H27、H28)ごとに支払う」とありますが、P48には「一時支払金は、本件整備施設の所有権が県企業庁に移転した後」に支払われると記載されています。当該設備に係る年度ごとの出来形の所有権は、県企業庁に移転されませんが、一時金として支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	No.148の通りです。
153	事業契約書(案)	設計・建設業務に係る対価	49	別紙9	2	(1)				図表9-2「一時支払金の支払い概要」に関して、常用発電設備の支払額欄に「年度ごとの出来高に応じて、年度(H27、H28)ごとに支払う」とありますが、「年度ごとの出来高」及び「年度ごとに支払われる一時支払金の金額」の算出方法についてご教示下さい。(年度ごとに支払われる一時支払金の金額は、年度ごとの出来高の3分の1になるとの理解でよろしいでしょうか。)	常用発電設備における一時支払金は、総額が常用発電設備の設計・建設業務に係る対価の3分の1の額であり、年度ごとの支払は、年度ごとの出来形に応じた金額になります。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応箇所							質問内容	回答	
			対応頁	1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等			
154	事業契約書(案)	設計・建設業務に係る対価	49	別紙9	2	(1)					図表9-2「一時支払金の支払い概要」に関して、尾張西部浄水場の排水処理施設の支払額欄に「係る対価の53/100」「係る対価の47/100」との記載がありますが、この「係る対価」とは、様式6-4「設計・建設工事費内訳書」におけるどの費用の合計金額が該当するのかご教示下さい。（「係る対価」とは、図表9-1「サービス購入料の内容」における「排水処理施設」の中分類・小分類の記載内容のうち、尾張西部浄水場に係る費用の合計金額が該当するとの理解でよろしいでしょうか。）	No.136の通りです。
155	事業契約書(案)	設計・建設業務に係る対価	49	別紙9	2	(1)					図表9-2「一時支払金の支払い概要」に関して、尾張西部浄水場の排水処理施設の支払額欄に「年度ごとの出来形に応じて、年度(H27、H28)ごとに支払う」とありますが、P48には「一時支払金は、本件整備施設の所有権が県企業庁に移転した後に支払われると記載されています。当該施設に係る年度ごとの出来形の所有権は、県企業庁に移転されませんが、一時金として支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	No.148の通りです。
156	事業契約書(案)	設計・建設業務に係る対価	49	別紙9	2	(1)					図表9-2「一時支払金の支払い概要」に関して、尾張西部浄水場の排水処理施設の支払額欄に「年度ごとの出来形に応じて、年度(H27、H28)ごとに支払う」とありますが、「年度ごとの出来高」及び「年度ごとの一時支払金」の算出方法についてご教示下さい。（年度ごとに支払われる一時支払金の金額は、当該施設の設計・建設費の53/100については年度ごとの出来高の3分の1、47/100については年度ごとの出来高の26.25%になるとの理解でよろしいでしょうか。）	尾張西部浄水場の一時支払金は、「水道」と「工業用水」の2種類あり、水道については、尾張西部浄水場の排水処理施設の設計・建設業務に係る対価の53/100の3分の1を一時支払金の総額とし、年度ごとに出来形に応じた金額を支払います。工業用水については、尾張西部浄水場の排水処理施設の設計・建設業務に係る対価の47/100の26.25%を一時支払金の総額とし、年度ごとに出来形に応じた金額を支払います。
157	事業契約書(案)	一時支払金の確定時期	49	別紙9	2	(1)					本件の長期借入は、通常のPFI事業と同様にベースレートとして、割賦金利の基準金利と同じものを採用し、SPCから金利変動に係るリスクを排除することを想定しております。しかしながら、当該借入れは、所謂固定ローンであり、借入額、借入時期等が変動した場合にはブレイクファンディングコストが発生します。一時支払金の額が提案時から変更となった場合には、当該ブレイクファンディングコストについては貴県が負担されるとの理解で宜しいでしょうか。	県企業庁の都合による一時支払金の金額変更はしません。
158	事業契約書(案)	割賦支払利息	49	別紙9	2	(2)					割賦支払利息の一部であるスプレッドは、事業者の利益分を含むとの認識で宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。
159	事業契約書(案)	設計・建設業務に係る対価	49	別紙9	2	(2)	エ				県企業庁による四半期報告書の確認を得た後、すみやかに県企業庁に請求書を提出する。県企業庁は請求を受けた日から30日以内に事業者に対して割賦支払金を支払うとございます。県企業庁様は四半期報告書の確認に要する日数はどの程度で、実際の支払日は何日頃を想定しており、最長では何日ごろになると想定しているかご教示下さい（第1四半期分の支払月は7月か8月か9月か最長は9月になるか）。融資の返済月を決定するうえで必要となります。	四半期が終了した後、概ね2か月以内に支払となる予定です。
160	事業契約書(案)	設計・建設業務に係る対価	49	別紙9	2						図表9-2「一時支払金の支払い概要」に関して、「開業業務等」に該当する費用は、図表9-1「サービス購入料の内容」における「開業業務等」の小分類に記載されている費用（「割賦金利」を除く）が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、図表9-1を修正します。
161	事業契約書(案)	サービス購入料について	49	別紙9							一時金の算定対象は、様式中具体的どの部分と考えたら良いかご教示ください。また算定対象は消費税等を含む金額でしょうか、含まない金額でしょうか。	前段については、No.136の通りです。後段については、事業提案書においては消費税等を含みません。
162	事業契約書(案)	サービス購入料について	49	別紙9							開業費は設計・建設業務費と合わせて支払とありますが、それぞれに按分してコストオンし、例えば発電機に乗せ分は一時支払金計算の原価として考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所					質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
163	事業契約書(案)	サービス購入料について	49 50	別紙9	2	(2)				割賦支払金の計算方法についてご教示ください。 1回あたりの割賦支払金の算定式から読み解くに、図表9-3に記載の通りにまず返済期間を1回/年の元利均等計算を行い、その金額の1/4が1回あたりの返済額と考えて宜しいでしょうか。 また割り切れない場合、各年度の最初の回で調整する等指定がありましたらご教示ください。	【算定式】を削除します。割賦支払金は、図表9-3に基づいて算出してください。
164	事業契約書(案)	サービス購入料について	49 50	別紙9						割賦金の元本は消費税込みの施設整備費でしょうか。もしくは償還表で算出された各回支払元本に消費税額を加算する方式でしょうか。	事業提案書における割賦元本は消費税等抜きで記入してください。実際の支払は、事業提案書の割賦支払元本及び割賦支払利息に消費税等を上乗せした額になります。
165	事業契約書(案)	サービス購入料について	49 50	別紙9						割賦金と維持管理運営サービス対価はそれぞれ別に請求書を発行し、それぞれの期日にて別々でお支払頂ける理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りと考えております。詳細は、事業契約締結後にお示します。
166	事業契約書(案)	設計・建設業務に係る対価	50	別紙9	2	(2)	エ			算定式に関して、1回あたりの割賦支払金は、四半期ごとに算出された金額ではなく、当該事業年度における割賦支払金合計額の1/4としていますが、下記の2点の理由を考慮し、四半期ごとに算出される金額に修正していただけないでしょうか。 (1)平成29年4月～平成39年3月までの割賦支払金は、①元本の10/20の金額を10年間(40回)で元利均等返済する金額+②元本の10/20に対する金利(利息)で構成され、県企業庁からSPCに対しては、①の金額の元金部分に消費税及び地方消費税が上乗せされて支払われるものと理解していますが、1回あたりの割賦支払金について、四半期ごとに算出された金額ではなく、当該事業年度における合計額の1/4になる場合、1回あたりの割賦支払金の内訳が分からなくなり(元金部分と利息部分を区分できなくなり)、消費税及び地方消費税の計算が困難になると想定されます。 (2)SPCの経理上、割賦支払金のうち、元金部分は売上、利息部分は営業外収入として処理することが一般的であり、1回あたりの割賦支払金が当該事業年度における割賦支払金合計額の1/4になる場合、1回あたりの割賦支払金の内訳(元金と利息の区分)が分からなくなり、仕訳が困難になると想定されます。	No.163の通りです。
167	事業契約書(案)	サービス購入料について	50	別紙9	2	(2)	エ			ここでの県企業庁の四半期報告書の確認は、事業者側では何を以って確認されたことを確認できるのでしょうか。請求書の提出タイミングをどのように考えたら良いかご教示ください。	県企業庁が、事業者が業務月報を四半期分にまとめた四半期報告書と、これまでのモニタリング結果を確認し、事業者に通知します。その通知を受けて、事業者は速やかに請求書を提出します。
168	事業契約書(案)	(1)対価 ア 排水処理施設	50	別紙9	3	(1)	ア			汚泥量について、濃縮槽以降に設ける流量計と定期的に計測する汚泥濃度から求めた乾燥重量(t-ds)を基本とするとの記載がありますが、流量計の仕様等は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
169	事業契約書(案)	(1)対価 ア 排水処理施設	50	別紙9	3	(1)	ア			汚泥量について、濃縮槽以降に設ける流量計と定期的に計測する汚泥濃度から求めた乾燥重量(t-ds)を基本とするとの記載がありますが、汚泥濃度の計測方法、頻度等は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
170	事業契約書(案)	サービス購入料について	50	別紙9	3	(1)	イ			運営・維持管理における常用発電設備の対価について、非常時における対価は固定費及び変動費以外の費用を県企業庁が支払うとありますが、この「非常時」とはどのような様な状況を想定されていますか。また、事業者への支払い方法をご教示願います。	前段については、大規模災害により、商用電源を喪失した状況等を想定しています。 後段については、第4四半期のサービス購入料の支払時に、併せて一括で支払います。
171	事業契約書(案)	常用発電設備	50	別紙9	3	(1)	イ			非常時における対価は、固定費及び変動費以外に要した費用を県企業庁が支払うものと記載されていますが、ここでいう非常時とはどのような事象を想定されているのでしょうか。	No.170の通りです。
172	事業契約書(案)	(1)対価 エ その他(見学者施設他)	50	別紙9	3	(1)	エ			その他(見学者施設他)について、前項ウに含めて支払うとの記載がありますが、太陽光発電設備とは関係のない業務についてもウの太陽光発電設備の運営・維持管理業務に係る対価として支払われるということでしょうか。	太陽光発電設備と関連を持たせた見学者施設他としてください。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所					質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
173	事業契約書(案)	サービス購入料について	50	別紙9	3	(1)				各対価の固定費について、入札説明書P42には各事業年度で異なる金額としても良い旨記載があります。事業契約上でも確認のためその旨明記頂けないでしょうか。	原案通りとします。
174	事業契約書(案)	電気使用量	51	別紙9	3	(4)	ア			「運営・維持管理業務に係わる対価より～」とありますが、電気代料金は図表9-1のどの項目に計上されているのでしょうか。 また電気代は変動費として整理されていると考えますが、運営業務の変動及び固定費の振り分け方は、事業者提案に基づくと考えておりますがこのような理解でよろしいでしょうか。	前段については、事業者の提案によります。 後段については、ご理解の通りです。
175	事業契約書(案)	サービス購入料について	52	別紙9	3	(4)	イ			運営・維持管理における浄化槽使用料の用役費について、尾張西部の既存浄化槽を使用する場合、この浄化槽に係る維持管理は事業者の責任で行うとありますが、適正な維持管理を事業者が行っているにもかかわらず経年劣化で故障した場合の修理は県企業庁の負担と理解してよろしいでしょうか。	故障の発生が事業者の責めに帰す事由でなければ、県企業庁が負担します。
176	事業契約書(案)	サービス購入料について	52	別紙9	3	(4)	ウ			ガス使用量について、事業者の費用負担とありますが、常用発電設備にて使用するLNGは除くとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
177	事業契約書(案)	割賦支払金	49	別紙10	3	(2)				割賦支払金には、消費税は含まれるのでしょうか。入札説明書の用語の定義の【割賦支払金】には割賦支払額に消費税等を上乗せした額と記載されています。	No.164の通りです。
178	事業契約書(案)	サービス購入料の改定について	53	別紙10	2					平成28年度の「国内企業物価指数 汎用機器(日銀調査統計局)」は大体いつ頃、公開される予定でしょうか。 事業者の資金調達額は物価変動に影響されます。少なくとも引渡し時の基準金利決定前に決定されるものであることを望みますが、如何でしょうか。	平成29年5月ごろ公開となるものと思われます。
179	事業契約書(案)	改訂の対象となる費用	54	別紙10	3	(1)				対象費用CBについて、ガスは単価改定の対象にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
180	事業契約書(案)	設計・建設業務に係る対価の改定	54	別紙10	3	(2)				改定対象とする価格指数について、CCは消費者物価指数(愛知県)とありますが、例えば発電エンジンなど消費者物価指数(愛知県)では必ずしも適切(合致しない)ではない費目もあります。ついては、個別費目において合理的と考えられる指数がある場合は契約書締結時において個別に規定させていただきたいと存じます。	運営・維持管理業務に係る対価の改定に関するご質問として回答します。原案通りとします。
181	事業契約書(案)	別紙11	58	別紙11	1	(4)	エ	(ア)	c	Webで認証可能な項目は、業務日報、業務月報、要求性能確認報告書との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
182	事業契約書(案)	減額等の対象	59	別紙11	2	(1)	ア			図表11-2に「太陽光発電設備の出力不足」とありますが、出力不足を確認するための天候における条件を明示願います。	天候における条件はありません。類似質問(今回回答の実施方針No.234)をご参照ください。
183	事業契約書(案)	モニタリングの実施とサービス購入料の減額及び支払い停止並びにサービス購入料の増額について	62	別紙11	2	(2)	イ			汚泥受入停止について、脱水設備等の能力を上回る汚泥の受入れを求められ、これを受入れできない場合は減額等の対象にはならないと理解してよろしいでしょうか。	全量受け入れが要求水準です。脱水可能な汚泥量は、設備等の仕様のみならず運用方法によっても変動します。事業者は県企業庁の事業パートナーとして、いかなる状況下においても、水道及び工業用水道の安定供給に対して最大限努力することが求められます。
184	事業契約書(案)	脱水設備等の能力に係る要求水準未達成	63	別紙11	2	(2)	ウ	(ア)		減額等の対象となる確認項目として、「～設計緒言」で定めている能力を維持できていないと県企業庁が合理的に判断した場合」とありますが、能力の維持ができていない理由が浄水施設の運転方法に起因する場合や、原水の水質に起因する可能性等があった場合には貴庁と事業者にて協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	浄水施設の運転方法に起因する場合や原水の水質に起因する場合が、事業者の責めによる以外は、ご理解の通りです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所					質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
185	事業契約書(案)	サービス購入料の減額等	63	別紙11	2	(2)	エ			また、当該最終処分場への埋立が再生利用市場の消失による場合、当該最終処分場への埋め立て費用の負担割合は、関係者協議会において協議とありますが、市場の消失の場合は不可抗力ではないでしょうか。	再生市場の消失は、別紙13 3(3)に規定するとおり、合理性を考慮した、不可抗力とは異なる概念です。
186	事業契約書(案)	常用発電設備の能力に係る要求水準未達成	65	別紙11	2	(2)	オ	(ア)		原水量の変動(主に減少)に伴い貴庁より発電量の調整(制限)があった場合、また、それに伴い実用燃費が低下した場合は要求水準未達成にはならないとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準未達成になります。
187	事業契約書(案)	常用発電設備の能力に係る要求水準未達成	65	別紙11	2	(2)	オ	(ア)		原水量の変動(主に減少)に伴い発生する費用は企業庁殿の負担と考えてよろしいでしょうか？	No.186の通りです。
188	事業契約書(案)	サービス購入料の増額(又は減額)	65	別紙11		(2)	オ			常用発電設備の能力に係る要求水準未達成時における減額について、基本料金及び従量料金の増、超過料金の発生について、事業者負担との記載がありますが、その場合の想定できる金額をご提示いただくことは可能ですか？	事業者にて試算ください。
189	事業契約書(案)	太陽光発電設備の能力に係る要求水準未達成	66	別紙11	2	(2)	カ			太陽光発電設備については、発電能力が要求水準を満たさず、その結果として県企業庁が電気事業者へ支払う電気料金が増加した場合、かかる増加分は事業者負担とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務において事業者の責めに起因し、太陽光発電設備の発電能力が要求水準を満たさない場合は、別紙11の減額対象になります。No.182もご参照ください。
190	事業契約書(案)	太陽光発電設備の能力に係る要求水準未達成	66	別紙11	2	(1)	カ	(ア)		太陽光発電設備の減額対象になる事項として、発電能力(2500kW以上)が満たさないという条件に係る質疑事項です。 ①発電能力2500kW以上とは、太陽光パネルの公称最大出力での値と認識してよろしいでしょうか。 ②20年間の運転の中で、パネルの経年劣化により出力低下が起こる可能性があります。経年劣化による発電能力の低下(2500kW以下になった場合)は、減額対象とならないと理解して宜しいでしょうか。 ③経年劣化により減額対象となる場合、経年劣化値は事業者側提案値とし、その数値以上の場合に発電能力不足と判断し減額対象となる理解で宜しいでしょうか。	①ご理解の通りです。 ②事業期間を通じて、要求水準の発電能力を維持する必要があるため、経年劣化による発電能力の低下は減額対象になります。 ③②の通りです。
191	事業契約書(案)	太陽光発電設備の能力に係る要求水準未達成	66	別紙11	2	(2)	カ			太陽光発電設備の発電能力の要求水準を満たさない場合となっておりますが、発電能力の出力不足の考え方(出力不足の定義、測定方法、確定方法等)についてご教示願います。	No.182の通りです。
192	事業契約書(案)	太陽光発電設備の能力に係る要求水準未達成	66	別紙11	2	(2)	カ			減額対象確認項目として太陽光発電設備の発電能力が要求水準を満たさない場合となっております。要求水準を満たす条件の1つとして、最大発電出力については、公称値(カタログ値)の2,500KW以上となっておりますが、太陽光アレイ又はパワーコンディショナーの合計出力が公称値(カタログ値)の2,500KW以上となっていることを引渡時のモニタリングで確認できればよいということでしょうか？また、公称値2,500KWの測定は難しいためモニタリング時の確認方法としては、技術提案書と同一仕様の太陽光アレイ又はパワーコンディショナーが設置されていることを型式および数量で確認するというでよろしいでしょうか？	公称値としては、カタログ値で確認しますが、モニタリング時は、県企業庁が発注する一般的な工事同等の検査を行うとご理解ください。また、具体的な検査方法は、検査前に事業者と調整して決定いたしますが、外部条件により出力が変動するため、施工後の実測では設計値の確認が難しいことは認識しています。
193	事業契約書(案)	燃費の測定	66	別紙11	3	(1)				燃費の測定方法は、協議の上決定し、費用は事業者負担とありますが、測定に必要な費用があまりに過大となる場合には、費用負担の協議に応じてもらえるでしょうか。	事業者が負担すべきと考えますので、協議には応じません。
194	事業契約書(案)	サービス購入料の増額(又は減額)	66	別紙11	3					サービス購入料の増額分について、事業提案上の収入として提案することは可能ですか。	サービス購入料の増額分は、様式6-7「事業収支計算書」の収入には含まれません。また、入札価格に反映させないでください。 同様に、サービス購入料の減額について事業提案書や入札価格に反映させる必要はありません。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所					質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
195	事業契約書(案)	サービス購入料の増額 (又は減額)	66	別紙11	3					「算定式により、サービス対価の増額がマイナスで算定された場合においては、サービス対価の減額とする。」とありますが、事業者の責めのない事由により、サービス対価の減額となった場合、県企業庁と協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	県企業庁が合理的に判断できる場合は協議とします。
196	事業契約書(案)		66	別紙11	3	(1)				常用発電設備と太陽光発電設備のサービス対価について、収入を当て込んでダンピング受注を狙うことも想定されますので失格基準を設けるべきではないでしょうか？	原案通りとしますが、審査において、事業の安定性等で評価します。
197	事業契約書(案)	サービス購入料の増額 (又は減額)	67	別紙11	3	(1)				XNm3/hはベースロード運転での燃費実績となっておりますが、発電出力を問わず9～17時の時間帯の燃料消費量を積算する方法でしょうか。あるいは同時時間帯の発電出力と燃料消費量から1000kW当りの燃費を算出する方法でしょうか。 後者の場合、ベースロード時間帯においても発電出力は3000kWを下回る日が多く、軽負荷運転となり事業者の責によらず発電効率が下がってまいります。	後者の、発電出力(電力量)と燃料消費量から1,000kW当りの燃費を算出する方法とします。要求水準(287Nm3/h以上の燃費)は、出力調整により発電効率が低下しても十分達成可能な水準と見ています。
198	事業契約書(案)	別紙11	67	別紙11	3	(1)				常用発電設備のサービス対価の増額の算定式で、係数3,000kW/1,000kWの分子の3,000kWは固定値ではなく、事業者が提案した出力[kW]を用いるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。また、発電機容量ではなく、運転実績によるのはNo.197のとおり。
199	事業契約書(案)	別紙11	67	別紙11	3	(1)				常用発電設備のサービス対価の増額の算定式中にTnがありますが、記号説明の欄ではThと別の記号を使用しています。できましたら統一をお願いします。	Thに統一し、修正します。
200	事業契約書(案)	常用発電設備	67	別紙11	3	(1)				*LNG1t当たり体積は1,250Nm3とする。」とありますが、この換算係数はLNG消費量算定にも使用するのでしょうか。	ご理解の通りです。
201	事業契約書(案)	サービス購入料の増額 (又は減額)	67	別紙11	3	(2)				太陽光発電設備のサービス対価について、事業提案書の設計・建設費が県企業庁の算定額(800,000千円(税抜))の80%未満の場合は、県企業庁は、Sc(太陽光発電設備に係る設計・建設費)の見直しを行うとありますが、事業者が太陽光発電設備に係る設計・建設費を積算した価格を採用するという理解でよろしいですか？	協議によります。何故ならば、県企業庁の算定額には、事業者の設計・建設費以外の費用も積み上げているため。
202	事業契約書(案)	太陽光発電設備のサービス対価の増額	67	別紙11	3	(2)				貴庁がFIT調達価格算定委員会において示された調達コストにより算定した太陽光発電設備の設計・建設コスト(800,000【千円】)の内訳(太陽光発電システムの他に造成費用及び設計費が含まれているかの内訳)をご教授願います。	800,000千円には、太陽光発電設備本体のほか、県企業庁の必要経費等を含みます。
203	事業契約書(案)	太陽光発電設備のサービス対価の増額	67	別紙11	3	(2)				太陽光発電設備のサービス対価の増額計算式において、Scの金額に関する質疑事項です。 サービス対価の増額を狙って、太陽光発電設備の設計・建設コストを極端な低価格で入札が行われない様に、設計・建設コストの最低価格の閾値はあるのでしょうか。 又、貴庁が算定したコスト800,000【千円】の80%以下を極端な低入札価格として理解してよろしいのでしょうか。	前段については、最低価格の閾値はありません。 後段については、事業者の提案(出力等)によるため、一概には言えません。
204	事業契約書(案)	サービス購入料の増額 (又は減額)	68	別紙11	3	(2)				サービス対価の増額がマイナスの場合、サービス対価が減額となることですが、FIT価格の引き下げに伴う売電収入の減額の場合は、サービス対価の減額とはならず、法令等の変更として見做されるとの理解でよろしいでしょうか。	太陽光発電の申請・接続契約を締結した時点でFIT価格が決定し、以降、事業期間中にFIT価格が変更になることはないため、ご指摘の状況は想定していません。
205	事業契約書(案)	サービス購入料の増額 (又は減額)	68	別紙11	3	(2)				「～なお、事業提案書の設計・建設費が県企業庁の算定額(800,000千円(税抜))の80%未満～」とありますが、ここでいう「事業提案書の設計・建設費」とは、様式6-4の太陽光発電設備の小計欄に入る金額が相当するとの理解でよろしいでしょうか。	図表9-1の「設計・建設業務に係る対価」の「太陽光発電設備」の金額が相当します。なお、図表9-1と様式6-4を修正します。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所					質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
206	事業契約書(案)	「脱水ケーキの再生利用業務について」	70	別紙13	1	(1)				脱水ケーキの所有権の移管タイミングをご教示願います。	別紙13 1.(1)の通りです。
207	事業契約書(案)	割賦支払金の償還表	74	別紙14						表中「残額」とは、残元本のことを指しますか。それとも割賦金利も含めた残りの割賦支払金(予定)を指すのでしょうか。	割賦金利も含めた割賦支払金の残金(予定)となります。
208	事業契約書	土地使用料	83	別紙18						建設工事等に使用する使用料金の概略単価と使用可能な場所のご提示をお願いします。	使用する時点の算定基準で算定した単価になります。場所については、協議によります。
209	事業契約書(案)									LNGの発熱量は納入業者により異なり、原産地などによっても異なる。Nm3だけではエネルギー量の評価ができないため、発熱量を定義してください。	要求水準は、LNG供給事業者による発熱量の違いを考慮せず一定(287Nm3/h以上の燃費)としたが、それでも十分達成可能な水準と見えています。
210	事業契約書(案)									ポンプ始動・停止の具体的な運用方法をご教示願います。(ダンプ閉め等により電力を絞るか等)	導水ポンプは手動で運転しています。構造について、既存資料の閲覧を希望する場合は、Webサイトに示した手順により犬山浄水場へ照会願います。
211	事業契約書(案)									常用発電機の停止は有人とされているが、機器保護のための自動停止はよいということよろしいでしょうか。	要求水準は電気保安上の必要性から、現地有人を求めています。現地手動操作を義務付けるものではありません。
212	事業契約書(案)									常用発電機の運転停止は遠方からの有人操作でもよろしいでしょうか。	No.211の通りです。
213	事業契約書(案)									自家発補給電力を締結しない方針となっていますが、電力会社との協議は完了しているということよろしいでしょうか。	未了です。
214	事業契約書(案)									自家発補給電力の締結要否について県企業庁と電力会社との間で協議を実施されて電力会社から締結を求められた場合は、県企業庁に費用を負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の帰責によるものでない限り、そのとおり。
215	事業契約書(案)	契約解除権について								本件において、設備の運営・維持の継続が著しく困難であると事業者が判断した場合は、県企業庁と協議又は第三者(第三者委員会、調停人、仲裁人等)による判断で解決を図ることは可能でしょうか。	ご質問の「第三者」が関係者協議会を意味する場合は、ご理解の通りです。第73条をご参照ください。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
1	様式集	様式9-4 脱水ケーキの有価利用 計画	3							「様式9-4」は2頁以内のご指定ですが、本様式は(1/2)と(2/2)で構成されており、それぞれが2頁以内と理解してよろしいでしょうか。	(1/2)と(2/2)を合わせて2頁です。
2	様式集		3							注意書きの箇所に、本文の文字ポイントは10.5ポイントと記載されていますが、事業提案書等については、枚数制限や指定様式が設定されており、一部様式内におさまらないと思われます。したがって、図表内の本文の文字ポイントは、10.5ポイント以下を使用したいと考えていますかよろしいでしょうか。	図表については、10.5ポイント以下の文字の使用も可能としますが、見易さに配慮してください。
3	様式集	文字の大きさ	6							「本文の文字の大きさは、10.5ポイントとすること」とありますが、見出し等の文字の大きさは10.5ポイント以上、図表等の中の文字の大きさは10.5ポイント未満で記載することを認めていただけないでしょうか。	見出しなどについては、10.5ポイント以上の文字の使用も可能です。図表等については、No.2を参照ください。
4	様式集	様式2-3 事業実施体制	13							事業実施体制について、融資機関が構成員又は協力企業に該当しない場合でも具体的な金融機関名まで記載する必要はありますでしょうか。	構成員または協力企業に該当しない場合に記載の必要はありませんが、記載を妨げるものではありません。
5	様式集	様式4-2	20							「入札価格は、様式6-11の数値と整合を図りながら～」とありますが、様式4-2において設計・計画業務に係る対価と運営・維持管理業務に係る対価の共通を記載する欄がありません。どこに織り込めばよろしいでしょうか。	共通の費用については、「1 入札価格内訳」の設計・建設業務に係る対価、排水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価のそれぞれに織り込んでください。
6	様式集	様式6-2	26							各様式の＜作成要領＞以下の文章はすべて削除してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
7	様式集	様式6-2	26							各様式の項目行(様式6-2であれば「事業実施方針」と記載されている行)にイラストを入れたり、カラーとしたりすることは可能でしょうか。	入札説明書回答No.110の通りとします。
8	様式集	様式6-4 設計・建設工事費内訳書	28							建設期間は平成28年度で終了するため、運営開始後は記載がありません。A3ヨコのままで提出することよろしいでしょうか。	様式6-4を修正します。なお、A3ヨコで提出してください。
9	様式集	様式6-4 設計・建設工事費用内訳	28							内訳書のうち各項目の定義についてご教授下さい。また、その定義の解釈は事業者にて判断した内訳にて構いませんか。 ・設計費(事前調査費、設計費)の定義 特に設計費における各設備の設計費との違いの考え方 ・常用発電設備における「機械」「電気」の定義 例えば、LNG設備は「機械」、発電設備は「電気」で良いか ・太陽光発電設備における「機械」の定義 「電気」項目がないが、設備工事すべて「機械」で良いか ・犬山浄水場における「建築」の区分け方 施工場所が同じため、明確な区分けができない可能性があり、その場合は事業者にて判断した内訳にて問題ないか	①様式6-4を修正します。施設ごとに設計費を記載してください。 ②常用発電設備は、機械を抜いた「建築」「電気」「その他」の分類に変更します。 また、区分できないものが発生した場合は、その他欄に記載し、その内容を明記しておいてください。 ③太陽光発電設備については、建築を抜き、機械を電気に変更します。また、区分できないものが発生した場合は、その他欄に記載し、その内容を明記しておいてください。 ④犬山浄水場における建築の区分けについては、用途別に、面積按分により算出する等、適宜計上してください。
10	様式集	様式6-4	28							県企業庁への引き渡し費用とは具体的にどのような費用かご教示願います。	特段の指定はありませんが、必要に応じて計上してください。
11	様式集	様式6-4	28							本様式の太陽光発電設備の小計欄に入る金額が、事業契約書(案)別紙11(P67)、(2)太陽光発電設備のサービス対価の増額の算定式のScに該当するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に基づいて発生する、太陽光発電設備に係る設計・建設費を記載してください。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所					質問内容	回答	
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等			i) ii) 等
12	様式集	様式6-4 設計・建設工事費内訳書	28							エクセルファイルの様式6-4に関して、「備品費」という項目がありますが、どのような備品を想定されているか例示をお願いします。	応募者において必要と考えられる費用を記載してください。No.13も参照してください。
13	様式集	様式6-4 設計・建設工事費内訳書	28							エクセルファイルの様式6-4に関して、「備品費」という項目がありますが、当該費用は「建設工事費」欄には記載できない（「備品費」は「建設工事費」の対象外になる）との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
14	様式集	様式6-4 設計・建設工事費内訳書	28							エクセルファイルの様式6-4に関して、「工事監理費」の下に「設計建設工事費」とありますが、「建設工事費」の誤りと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。様式6-4を修正します。
15	様式集	様式6-4 設計・建設工事費内訳書	28							エクセルファイルの様式6-4に関して、「太陽光発電設備（犬山浄水場）」の下に「設計・建設費 小計」とありますが、「建設工事費 小計」の誤りと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。様式6-4を修正します。
16	様式集	様式6-5	29							平成29年度の排水処理施設変動費（犬山浄水場）、排水処理施設変動費（尾張西部浄水場）、常用発電設備変動費（犬山浄水場）の欄に従量料金単価が記載されており、算定根拠の欄の記載と考えます。修正した表を再度公表いただけないでしょうか。	様式6-5を修正します。 なお、算定根拠については、本様式の算定根拠の欄は簡易な記載とし、詳細は別紙（様式任意）にて提出してください。
17	様式集	様式6-5 運営・維持管理業務費用内訳書	29							エクセルファイルの様式6-5に関して、「算定根拠」欄の記載事例をご教示ください。記載スペースが限られており、当該費用の算定根拠を記載している他の様式がある場合、当該様式を参照させるという記載方法（例：様式●-●参照など）でもよろしいでしょうか。	例えば、単価、数量、時間等を用いた記載が考えられます。 なお、本様式の算定根拠の欄は簡易な記載とし、詳細は別紙にて記載してください。 また、当該費用の算定根拠を記載している他の様式がある場合は、当該様式が参照できるよう記載していただければ結構です。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
18	様式集	様式6-5 運営・維持管理業務費用内訳書	29							エクセルファイルの様式6-5に関して、「固定費(共有)」の「運営・維持管理業務に係る費用」欄には、どのような費用を記載することを想定されているのかご教示下さい。	事業者の提案によりますが、例えば、公租公課や事業全体に関連する保険等が考えられます。
19	様式集	様式6-7 事業収支計算書	31							①収支計画の費用欄、②資金収支計算書の資金調達欄にある「圧縮記帳」欄は、事業者において圧縮記帳を行う案件ではないので、不要(削除可能)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。様式6-7を修正します。
20	様式集	様式6-7 事業収支計算書	31							エクセルファイルの様式6-7に関して、①収支計画及び②資金収支計算書の項目欄に「圧縮記帳」の記載がありますが、県企業庁とSPCとの間におけるどのような取引内容について、「圧縮記帳」として処理することを想定されるかご教示ください。	No.19の通りです。
21	様式集	様式6-7 事業収支計算書 (②資金収支計算書)	31							資金調達欄に「圧縮記帳」とありますが、SPCは固定資産を取得する予定は無いという理解です。具体的に想定されている内容をご教示ください。	No.19の通りです。
22	様式集	様式6-7 事業収支計算書	31							本案件は割賦処理がなされる案件ですので、資金収支計算書上、消費税を反映させないと正確な資金収支が計算できないと考えますが、反映は不要との理解でよろしいでしょうか。	様式6-7については、必要に応じて、消費税の処理状況がわかるように記入して下さい。
23	様式集	様式6-7	31							平成26年11月に基本協定締結後、直ちにSPC設立となり出資、開業費等のキャッシュの収支は平成26年度内に発生することから、平成26年度の欄を追加の上、修正した表を再度公表いただけないでしょうか。	様式6-7を修正します。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
24	様式集	様式6-7 事業収支計算書	31							エクセルファイルの様式6-7に関して、SPCを設定する「平成27年度」と、SPCを清算する「平成49年度」の記載欄を追記してよろしいでしょうか。	No.23の通りとします。
25	様式集	様式6-7 事業収支計算書	31							エクセルファイルの様式6-7に関して、①収支計画の「収入」欄の「その他」には、脱水ケーキの有価利用にかかる収入計画を記載するとの理解でよろしいでしょうか。（入札説明書P40に営業収入について、「脱水ケーキの売却等によるその他収入計算書（様式6-13）と整合を図ること」との記載があります。）	ご理解の通りです。
26	様式集	様式6-7 事業収支計算書	31							エクセルファイルの様式6-7に関して、①収支計画の「費用」欄に「公租公課」の項目がありますが、本欄への記載が必須となる税金の種類をご教示下さい。	事業者の提案に応じて必要な公租公課を計上してください。
27	様式集	様式6-7 事業収支計算書	31							エクセルファイルの様式6-7の脚注※4について、「諸経費、内部留保金運用益、その他項目等の算出根拠を別紙に記述」とありますが、本様式の項目内に記載できる場合は、別紙様式の提出は不要と理解してよろしいでしょうか。	算定根拠の記載は不要です。様式6-7の脚注※4を修正します。
28	様式集	様式6-7 事業収支計算書	31							エクセルファイルの様式6-7の脚注※7について、「A4横」とありますが、「A3横」の誤りと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。様式6-7の脚注※7について修正します。
29	様式集	様式6-7 事業収支計算書 （①収支計画）	31							収入欄に「内部留保金運用益」とありますが、運用を行う場合のみ数値を入力するもので、運用を義務付けるものではないことを確認させてください。	内部留保金の運用を義務付けるものではありません。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
30	様式集	様式6-7 事業収支計算書 (①収支計画)	31							法人税等とは別に費用欄に「公租公課」とありますが、具体的に何を想定されていますか。	No.26の通りとします。
31	様式集	様式6-8 固定費（共通）	32							「SPCの利益」（割賦支払利息のスプレッドに含まれる部分を除く）については、固定費（共通）に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。
32	様式集	様式6-9 キャッシュフロー計算書	33							6-7②資金収支計算書と6-9キャッシュフロー計算書とは多くの内容が重複しますが、別々に作成する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
33	様式集	様式6-9 キャッシュフロー計算書	33							消費税は考慮せずに作成することになっていますが、出来高払相当分についても事業者による消費税の負担は無いとの理解でよろしいでしょうか。ご確認願います。	事業提案書では消費税を考慮しませんが、事業開始後の出来形に応じた支払では消費税も支払います。
34	様式集	様式6-9 キャッシュフロー計算書	33							LLCR,IRRの算出に際しての基準年(第0年)は平成26年度でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
35	様式集	様式6-9 キャッシュフロー計算書	33							法人税の欠損金繰越等の基準となる事業年度は平成27年度との理解でよろしいでしょうか。	会計制度上の規定に従って判断してください。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
36	様式集	様式6-9	33							平成26年11月に基本協定締結後、直ちにSPC設立となり出資、開業費等のキャッシュの動きは平成26年度内に発生することから、H26年度の欄を追加の上、修正した表を再度公表いただけませんか。	様式6-9を修正します。
37	様式集	様式6-9 キャッシュフロー計算書	33							様式6-7「事業収支計算書」に「資金収支計算書」があり、同計算書と「キャッシュフロー計算書」は同様に資金調達（キャッシュインフロー）と資金需要（キャッシュアウトフロー）を計上し、資金収支（ネットキャッシュフロー）を明らかにする計算書と理解しております。様式6-7の「資金収支計算書」と様式6-9の「キャッシュフロー計算書」との相違点（それぞれの作成目的の違いや2つの計算書に計上する項目の違いなど）についてご教示下さい。	No.32の通りとします。
38	様式集	様式6-9 キャッシュフロー計算書	33							エクセルファイルの様式6-9に関して、平成27年度と平成49年度の記載欄を追記してよろしいでしょうか。	No.36の通りです。
39	様式集	様式6-9 キャッシュフロー計算書	33							エクセルファイルの様式6-9に関して、キャッシュインフロー欄に「補助金」とありますが、「一時支払金」の誤りと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、様式6-9を修正します。
40	様式集	様式6-9 キャッシュフロー計算書	33							エクセルファイルの様式6-9の脚注※5に「キャッシュインフロー、キャッシュアウトフローの項目は、適宜追加のうえ、記述すること」とありますが、様式に記載されている項目の削除は認められていないと理解してよろしいでしょうか。	不要な項目の金額欄は「0」を記入してください。
41	様式集	様式6-9 DSCR	33							DSCR、LLCR、プロジェクトIRR、エクイティIRRについて、具体的な計算方法をご指示頂きますようお願い致します。また、劣後ローン等を活用する場合であっても、優先ローンのみのDSCRを記載するとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書に関する回答No.134を参照してください。また、DSCRは劣後ローンも含めて算出してください。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
42	様式集	様式6-9 キャッシュフロー計算書	33							①「金利償却前税引後利益」とありますが、この定義をご教示ください。 ②「補助金」は「一括支払金」を指すものでしょうか。確認させてください。	①様式6-9を修正します。 ②No.39の通りです。
43	様式集	様式6-11 サービス購入料支払い 予定表	35							エクセルファイルの様式6-11に関して、「設定根拠」欄の記載事例をご教示ください。記載スペースが限られており、各項目について算定根拠を記載している他の様式がある場合、当該様式を参照させるといった記載方法（例：様式●-●参照など）でもよろしいでしょうか。	様式6-11を修正します。一時支払金についてのみ、算定根拠欄に記載してください。また、当該費用の算定根拠を記載している他の様式がある場合は、当該様式を参照できるよう記載していただければ結構です。
44	様式集	様式6-11 サービス購入料支払い 予定表	35							エクセルファイルの様式6-11に関して、「設計・建設業務に係る対価」の各項目は、「対価の分類（CA, CB, CC）」欄の記載が不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。様式6-11を修正します。
45	様式集	様式6-13 その他収入計算書	37							エクセルファイルの様式6-13に関して、脚注※3に「用紙はA4横」とありますが、見やすいように「A3横」での提出を認めていただけないでしょうか。	A3横で記載してください。様式6-13の脚注※3について修正します。
46	様式集	様式6-16 建設工事工程表	45							建設工事工程表(2/2)の工程表自体は技術提案書(様式10-24)で示すものとし、当様式では各建設工事工程の組み立て(作成)にあたり配慮した点、留意すべき点についてのみ記載すると考えてよろしいでしょうか。	記載方法は事業者提案とします。関連する資料を引用して記載する場合は、引用元を明記願います。
47	様式集	様式6-16 建設工事工程表(2/2)	45							「バーチャートにてA3版(様式は任意とする。）」とありますが、本様式の制限枚数(2枚以内)に含まれない(別途A3版を作成する)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
48	様式集	様式6-17 工事管理計画	46							本様式の見出しタイトルは、「設計・建設業務提案書」ではなく、「事業計画等提案書」が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。様式6-17を修正します。
49	様式集	様式7-4 設計・建設業務提案書	50							大規模災害時における安全性、安定性とありますが、この大規模災害の定義をご教授願います。	阪神淡路大震災、東日本大震災レベルの震災を想定していますが、浄水場付近の局所的な土砂災害などについても被害が甚大な場合は大規模災害同様の取扱いを想定します。
50	様式集	様式7-5 本件整備施設の性能について(脱水設備の信頼性及び脱水設備の処理能力)	51							「導入するシステムの実績について、過去10年間における同種、同規模の施設への納入実績及び安定稼働実績をできるだけ具体的に記入すること。」とありますが、実績が複数ある場合、代表的なものを記入することよろしいでしょうか？	実績が複数ある場合は、代表的な1事業について記入してください。
51	様式集	様式7-7 本件整備施設の性能について(太陽光発電設備)	53							年間発電量の計算に使用する日射量を統一する必要がありますでしょうか。	現実的に日射量は変動しますので、公的文献の数値を参照願います。
52	様式集	様式7-7 本件整備施設の性能について(太陽光発電設備)	53							太陽光発電設備の発電効率の持続性とは、経年劣化のことと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
53	様式集	様式8-3 3.運営維持管理業務の受託実績	57	3						「過去10年間における本事業と同種、同規模施設の運営・維持管理業務受託実績を出来るだけ詳細に記述すること」とありますが、「同種」、「同規模」の内容をご教示ください。PFIやDBOではない浄水場の維持管理業務委託についても、ここで示す受託実績に該当すると考えてよろしいでしょうか。	業務受託実績における同種、同規模の内容は下記の通りです。 排水処理施設：(同種)浄水場における浄水汚泥の排水処理施設、(同規模)公称浄水処理能力1万m ³ /日以上上の浄水場 常用発電設備：(同種)工場等における天然ガススコージェネレーションシステム、(同規模)平常時の発電出力の合計が1,000kW以上 太陽光発電設備：(同種)太陽光発電施設(同規模)発電出力が2,000kW以上

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
54	様式集	様式8-3 運営・維持管理人員体制	57				2			県企業庁(浄水場含む)との連絡方針、連携方針について考え方や特徴を記述することありますが、検討するにあたり、浄水場の現況の連絡体制、連携体制をお聞かせいただけませんか？	落札者決定基準回答No.9の通りです。
55	様式集	様式8-3 運営・維持管理人員体制	57				3			過去10年間における本事業と同様、同規模施設の運営・維持管理業務受託実績をできるだけ詳細に記述することありますが、実績が複数ある場合、代表的なものを記入することでよろしいでしょうか？	実績が複数ある場合は、代表的な1事業について記入してください。
56	様式集	運営・維持管理業務提案書 3受託実績	57							『・・・本事業と同様、同規模施設の運営・維持管理業務受託実績・・・』となっていますが、常用発電、太陽光発電、脱水機それぞれ別々の実績を記述すればよいでしょうか？	ご理解の通りです。
57	様式集	様式8-4 運転管理計画	58							運転員の配置計画(シフト表)は、別途作成して添付するのではなく、本様式の制限枚数内に記載すると理解でよろしいでしょうか？	原則、様式内に記載願います。
58	様式集	様式8-8-1 維持管理計画 (事業年度毎修繕計画)	63							様式8-7-1に、排水施設は1頁以内、常用発電設備は1ページ以内、その他は1ページ以内とありますが、提示いただいたエクセルシートに様式の指定があります。当該様式には、設備種別を記入することとなっておりますが、各施設・設備を1頁以内に分けて記入する必要がありますでしょうか？	項目が多くなる場合は複数枚で記載して頂いて結構です。
59	様式集	様式8-8-1 維持管理計画 (長期修繕計画)	65							様式8-8-1に、排水施設は1頁以内、常用発電設備は1ページ以内、その他は1ページ以内とありますが、提示いただいたエクセルシートに様式の指定があります。当該様式には、設備種別を記入することとなっておりますが、各施設・設備を1頁以内に分けて記入する必要がありますでしょうか？	No.58の通りです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
60	様式集	様式8-8-1 長期修繕計画	65							エクセルファイルの様式8-8-1の脚注※8に「維持管理計画(長期修繕計画)(様式8-9)と整合を図ること」とありますが、「主要機器の耐用年数(様式8-9)と整合を図ることの誤りと理解してよろしいでしょうか。	様式8-8-1の脚注※8は「維持管理計画(長期修繕計画)(様式8-8)と整合を図ること」と修正します。
61	様式集	運営・維持管理業務提 案書 長期修繕計画	65							長期修繕計画に、排泥池濃縮槽に設置されている(事業者が新たに設置するものを除く)機械・電気・計測設備は除外してよいと理解してよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
62	様式集	様式8-9 主要機器の耐用年数	66							*主要機器の耐用年数”とありますが、耐用年数の定義をご教示ください。	入札説明書回答No.100の通りです。
63	様式集	様式8-10-1 点検・保守計画	68							様式8-10-1に、排水施設は1頁以内、常用発電設備は1ページ以内、その他は1ページ以内とありますが、提示いただいたエクセルシートに様式の指定があります。当該様式には、設備種別を記入することとなっておりますが、各施設・設備を1頁以内に分けて記入する必要がありますでしょうか？	No.58の通りです。
64	様式集	様式10に関して 設計・建設提案書/運 営・維持管理提案書と、 技術提案書の違い	79							技術提案書は、本提案の根拠資料という位置づけと考えておりますが、技術提案書の各様式に記載する内容は、結果的に設計・建設提案書/運営・維持管理提案書の内容とほぼ重なってくると考えます。この技術提案にも提案の要旨や考え方を記述する必要があるのでしょうか？設計根拠や要求水準を満足していることの根拠資料を添付することでは、問題があるのでしょうか？	No.46の通りです。
65	様式集	太陽光発電設備計画	85				4)			太陽光発電設備の発電計画の設定で、「最大出力2000kW以上の設置、運営実績を記載すること」とありますが、運営実績とは運転管理実績と読み替えても良いでしょうか。その運営実績の対象とする範囲をご教示ください。	貴社の製品にて運営した実績とと考えてください。 運転管理実績でも結構です。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
66	様式集	太陽光発電設備計画	85				4)			太陽光発電設備の発電計画の設問で、「最大出力2000kW以上の設置、運営実績を記載すること」とありますが、ここでいう運営実績とはSPC構成員の実績を評価するものでしょうか。	安心、安定を迫及するために、実績を求めるものです。構成員または協力会社の実績です。
67	様式集	様式10-16 太陽光発電設備計画	85					4)		”年間発電量を記載すること”とあります。計算条件のご提示がありませんので事業者が独自設定するものと考えますが、その場合、提案者により計算条件が異なり、提案の優劣が判断できないと考えます。提案の公平性の観点から、計算条件の提示を、お願いいたします。	ご質問は、具体的には日射量の定数を意味されていると解釈します。日射量は該当位置での数値を、公的文献より算出願います。文献名も記載願います。
68	様式集	様式10-30 施工計画	87					7)		脱水設備及、常用発電等の機械器具等の設置とありますが、常用発電設備については、機械器具と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
69	様式集	様式10-32 運営・維持管理業務計 画	88					8)		”常用発電設備について、月別運転を様式10-32-2を用いて作成すること”とあります。また、技術提案書 3)常用発電設備計画で、”始動時、出力調整時を考慮した実質燃費予定を具体的に記載すること”とあります。様式10-32-2では、”始動時、出力調整時を考慮した実質燃費予定を反映した表とすると考えますが、よろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
70	様式集	様式10-32 運営・維持管理業務計 画	88					8)		”太陽光発電設備について、月別運転を様式10-32-3を用いて作成すること”とあります。計算条件のご提示がありませんので事業者が独自設定するものと考えますが、よろしいでしょうか。	計算に使用する数値は、公的文献より算出願います。文献名も記載願います。
71	様式集	受入表明書	90	10	44					受入表明書を提出の場合、その会社を優先しなければなりませんか。また、その会社以外を受入先としても可能でしょうか。	原則、優先とします。やむを得ない事情等がある場合には協議することとします。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
72	様式集	様式10-42.43 脱水ケーキの有価利用 計画／非有価利用計画	90		ウ	9)				作成要領欄の①エ、受入可能量は平成29年度分を記載する理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
73	様式集	様式10-42 脱水ケーキの有価利用 計画	90						9)	既存の有価利用先の脱水ケーキ引き取りサイクル、引取り車への脱水ケーキの積み込み方法、脱水ケーキ引取り車両の仕様を、ご教示ください。	引き取り方法、車両については事業者提案となります。既存の引き取りサイクル、積み込み方法や引き取り車両については、Webサイトに示した手順により、各浄水場へ照会願います。
74	様式集	様式10-46 関係法令及び有資格者 配置計画	92		ウ	10)				有資格者の配属先は、SPCもしくは維持管理会社（構成員）の区別を記載する理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
75	様式集	様式10-48 既設改造プラン	92							「要求水準書添付資料別紙11」の改造例に基づいた接続検討結果回答書を読覧しましたが、新設盤が屋外設置となっております。これらの盤は事業範囲外（企業庁様の施工範囲）と考えてよろしいでしょうか。	すべて事業者設置です。 また、電気盤類は屋内設置としています。 また、入札説明書回答No.79も参照願います。
76	様式集	様式10-48 既設改造プラン	92							「要求水準書添付資料別紙11」に示す、「県企業庁が実施する改造工事の例」にて、「事業者にて新設」と記載した項目との記載がありますが、要求水準書添付資料別紙11に記載がありません。 今回、太陽光発電設備及び常用発電機設備の送電設備はPFI事業者範囲とし、上記受配電設備は県企業庁範囲との理解でよろしいでしょうか。	事業者にて新設と示した項目は、事業者設置としてください。 主に既設機能増設が県工事となります。
77	様式集	様式10-48 既設改造プラン	92							「要求水準書添付資料別紙11」に示す、「県企業庁が実施する改造工事の例」にて、「事業者にて新設」と記載した項目との記載がありますが、要求水準書添付資料別紙11に記載がありません。 要求水準書添付資料別紙11に記載のある既設改造（中央監視装置改造含む）及び新盤はすべて県企業庁範囲とし、それ以外に必要な盤についてはPFI事業者範囲との理解でよろしいでしょうか。	No.76の通りです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等		
78	様式集	様式10-48 既設改造プラン	92							事業者にて設置すると仮定した場合との記載がありますが、既設機能増設は既設メーカーしか実施することは困難です。 本項目にて提示する金額は既設自社製と仮定した場合の金額でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
79	様式集	様式10-48 既設改造プラン	92					11)		大山浄水場の既設特高設備の改造及び、大山浄水場の既設中央計装設備の改造について、事業者にて設置すると仮定した場合の金額を提示することとありますが、総額にて提示する程度と考えてよろしいでしょうか。	機器単位の内訳を提示願います。
80	様式集	様式10-41-1 エネル ギー使用量計画	115							エネルギー使用量計画の使用量が提案書より上回った場合の罰則はないものと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	事業者の責めにより上回った場合の費用は、事業者の負担とします。法令等変更、不可抗力等に起因する場合は、事業契約書(案)の第65条、第66条、第67条、及び第68条、第69条、第70条を参照ください。また、それ以外の事由に起因する場合は、関係者協議会において協議を行います。
81	様式集	事業計画等提案書 設計・建設業務提案書 運営・維持管理提案書 脱水ケーキの再生利用 業務提案書								様式集の上部の標題欄は削除してもよろしいでしょうか。 例) 事業計画等提案書	標題の記載は必要です。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所							質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等			
1	要求水準書(案)	犬山浄水場、尾張西部浄水場の排泥池・濃縮槽設備の整備	5	2	2.3		表 2.3				犬山浄水場では、排泥池・濃縮槽のコンクリート構造物を除くすべては整備対象であると理解してよろしいか。尾張西部浄水場では、排泥池・濃縮槽の全施設（電源、監視操作装置を含む）はそのまま継続使用すると理解してよろしいか？	「汚泥の移送・引抜に係るポンプ等機器類、電気機器等の全て」が対象です。汚泥ポンプ及び接続配管、弁類、制御盤は整備対象です。掻き寄せ機、界面計等は含みません。
2	要求水準書(案)	整備対象施設	5	2	2.3						計画地内での雨水の排除方法はどのようになるのでしょうか。開発行為に伴う雨水調整池の設置等は事業者側で実施する必要があるのでしょうか。	土地対策会議資料を参照願います。県企業庁のプランは、開発行為に当たらないように計画しています。
3	要求水準書(案)	整備対象施設	5	2	2.3						現場説明会時に尾張西部浄水場の計画地周囲に素掘り側溝を確認致しました。施設計画に当たり、この側溝は残置する必要があるのでしょうか。または代替施設を設置する必要があるのでしょうか。	残置、代替施設設置ともに実施する必要はありませんが、詳細は協議とします。
4	要求水準書(案)	設計の確認	7	3	3.1	3.1.2					本件において制作する各機器について、工場における企業庁殿による御立会検査は無しと考えてよろしいでしょうか。	工事管理はSPCにて行うものであり、現時点では予定していません。
5	要求水準書(案)	騒音・振動規制基準	8	3	3.1	3.1.4	3.1. 4.2	(1)			実施方針等に関する意見・提案書(回答)において、「表3.2に示される騒音・振動規制基準の改定を検討します。」とあります。検討結果をご教示願います。	住居専用区域の規制を準用していましたが、要求水準書のとおり改めました。
6	要求水準書(案)	騒音・振動対策	8	3	3.1	3.1.4	3.1. 4.2	(1)			騒音・振動の規制値は、犬山・尾張西部共に表3.2(各種住居専用地域の規制値)でしょうか。(前回の実施方針等に関する意見・提案書回答No.24では「改訂を検討します」との回答でしたが、改訂していただけませんか。	No.5の通りです。
7	要求水準書(案)	騒音・振動対策	8	3	3.1	3.1.4	3.1. 4.2	(1)			騒音・振動の規制値は、犬山・尾張西部共に表3.2ではなく、市街化調整区域の規制値(規制値は県環境部Webサイトに掲示)でしょうか。	No.5の通りです。
8	要求水準書(案)	騒音・振動対策	8	3	3.1	3.1.4.2	(1)				騒音規制値の40dbは非常に小さい値との認識ですが、根拠となる該当法規等をご教示いただけないでしょうか。	法令以上の水準としていましたが、No.5の通り改めました。
9	要求水準書(案)	土壌汚染対策	9	3	3.1	3.1.4	3.1. 4.3	(1)			実施方針等に対する質問書(回答)No32において、「履歴報告書の閲覧は別途対応します」となっております。資料のご提示をお願いいたします。	履歴報告の結果は既に公表しており、その内容は事業提案にあたって必要な資料と認められないので、事業契約後等に契約相手方に対して提示することとします。
10	要求水準書(案)	下水・排水	9	3	3.1	3.1.5	(2)				場内雨水排水計算で用いる「降雨強度」「流出係数」等は愛知県開発許可技術基準にしたがうものと理解してよろしいでしょうか。	基本的には行政庁の指導に従うことでよいが、浄水場用地は開発済みです。No.2を参照してください。
11	要求水準書(案)	下水・排水	9	3	3.1	3.1.5	(2)				雨水排水計画において、全体流域面積の変更はありませんので、流末での流下能力はあるものとし、既設側溝接続点までの流下能力を確認・計画するものと理解してよろしいでしょうか。	雨水排水に必要な計画は、事業者にて検討してください。
12	要求水準書(案)	電源区分	9	3	3.1	3.1.5					『・・・既設受変電設備のフィーダーから・・・』と規定されていますが、分電可能な具体的なフィーダーが不明ですので、図面請求が可能でしょうか。またフィーダーを選択するに際しての条件(停電作業の可否等)は提示いただけるでしょうか。	既存資料については、県企業庁Webサイトの案内(平成26年2月14日付け実施方針等に関する質問への回答について「1 既存資料の閲覧について.pdf」)に従って照会してください。 工事に係る全停電については、協議により可能な限り対応する予定としていますが、非常に限定された条件となります。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所							質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等			
13	要求水準書(案)	監視操作盤の設置	9	3	3.1	3.1.6					浄水場中央監視室に本事業に係る監視設備を設置することと記載がありますが、尾張西部浄水場の監視室は上水側敷地内にあり、工水側とは約700mほど公道を挟んで離れているため、新規にケーブルを布設することは困難と考えます。 よって、監視室での新設排水処理設備の監視は、既設監視制御装置を改造して実施することとし、既設監視制御装置の改造は県企業庁にて実施することの理解でよろしいでしょうか。	水道浄水場～工業用水道浄水場間の通信は、光ケーブルが布設してありますので、協議により、この予備を利用することは可能です。
14	要求水準書(案)	信号の授受	9	3	3.1	3.1.7					常用発電機・非常用発電機・太陽光発電設備の1次側高圧ケーブル（既設特高変電設備に連係する電源ケーブル）敷設ルートは、事業者側の提案でよろしいでしょうか。 又、PFI事業者用地範囲外に敷設する事となりますが、指定配線ルートは、ありますでしょうか。	事業者提案で差し支えないが、工事協議により決定することとご理解ください。
15	要求水準書(案)	信号の授受	9	3	3.1	3.1.7					既設設備との信号取合を通信で行うことは可能でしょうか。	既設設備との責任分界が必要です。 アイソレータ等を使用した責任分界は、事業者にて行ってください。
16	要求水準書(案)	信号の授受	9	3	3.1	3.1.7					事業者が必要とする信号はほかにもあると思料しますが、別紙18の『…信号の例を…』とされていますので、必要性の説明ができれば掲載例以外も受信できると理解してよろしいでしょうか？	別紙18は「例」ですので、ご理解の通りです。
17	要求水準書(案)	ユーティリティ 下水・排水	9	3	3.1	3.1.8	(2)				常用発電設備の利用後の冷却水（温水）、ポイラードレン（pH中和実施後）を浄水場排水池に返送しても宜しいでしょうか？	個別協議としますが、浄水処理に影響が無いと判断すれば可能です。 浄水処理に支障となる場合は、処理を行った後、排水池へ返送してください。
18	要求水準書(案)	監視操作盤	9	3	3.2	3.1.6					閲覧資料別紙5（5-1-3）の制御設備（汚泥処理棟）緑色着色部分のうちコントローラ以外の部分は老朽化していると思料されますので、その機能を「事業者管理の施設（赤色着色）」に取込むことは許容されるでしょうか？	合理的な提案については、例外的に応じる場合もありますが、既設機器は県企業庁管理とし、事業範囲に取り込まないことを基本としています。
19	要求水準書(案)	脱水機等の洗浄排水水質管理	9	3	3.2	3.1.8					脱水機等の洗浄排水は、「脱水ろ液」の返送点（排水池入口）での濁度管理は必要ないと理解してよろしいか？	既設と同等水準の濁度であって、油類を含まず、浄水処理に影響が無ければご理解の通りです。
20	要求水準書(案)	保安設備	10	3	1	9					「～事業区域の境界は、標示杭・舗装等で明確にすること。」とありますが、明確にした境界内の用地が事業者側の管理対象範囲になるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	要求水準書(案)	土工事	10	3	3.1	3.1.13					犬山浄水場については、できるだけ現在の地形を有効に利用することとありますが、「建設残土は浄水場外へ搬出・処分しない計画とすること」についても犬山浄水場についての項目と考えてよろしいでしょうか。	両浄水場に適用します。
22	要求水準書(案)	土工事	10	3	3.1	3.1.13					建設残土は浄水場外へ搬出・処分しない計画とすることとありますが、杭工事や地盤改良に伴い発生する汚泥については事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	工法等による例外はなく、全ての残土を浄水場外へ搬出・処分しない計画としてください。
23	要求水準書(案)	ユーティリティの設計条件	10	3	3.1	3.1.8	(3)				管理棟で使用する熱源は、原則、電気とすることとされており、LNGサテライトの効率的な運用を検討するにあたり、電気以外の空調を提案することは可能でしょうか。	県企業庁が供給するLNGは、常用発電設備の運転用以外にLNGそのものを使用することは認めません。 また、常用発電設備の廃熱は排水処理に活用し、それでもなお廃熱が残る場合は、管理棟熱源等として利用いただくことは可能です。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所							質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等			
24	要求水準書(案)	ガス	10	3.1	3.18		(3)				事業者の管理棟で使用するとある、管理棟はいずれの棟でしょうか。	事業者にて新設する建屋の内、管理要員が執務する管理室を有する建屋を意味します。
25	要求水準書(案)	必要脱水能力	11	3	3.2	3.2.1					2月14日に公表された脱水機設計の基本的な考え方では、各浄水場の現在給水能力に適合する脱水機を整備することと記載されています。これは要求水準書(案)添付資料の15頁において発生汚泥量の計画値を算出する際と同じ考え方となっております。またこの発生汚泥量の計画値をもとに別紙3では処理固形物量を算定しており、その結果が要求水準書(案)の11頁の表3.3に示されています。これより固形物処理量に対しては、表3.3の脱水機設備の必要能力を満足することが要求事項との理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解の通りですが、将来浄水場から発生する汚泥全量を処理できることが条件となっています。
26	要求水準書(案)	脱水機等	12	3	3.2	3.2.2					ろ布破損の定義は、ろ液の水質、例えば濁度が著しく上昇することの理解でよろしいでしょうか。	ろ布破損に限らず、問題があったときは、当然、停止することが必要です。
27	要求水準書(案)	汚泥移送、汚泥引抜ポンプ	12	3	3.2	3.2.3					大山浄水場の既設汚泥引抜ポンプの整備経歴(H25年度含)についてご教示願います。	事業者が運営・維持管理を引き継ぐ必要がないので、公表する必要がない資料と考えますが、県企業庁Webサイトの案内(平成26年2月14日付け実施方針等に関する質問への回答について「1 既存資料の閲覧について.pdf」)に従って、照会してください。
28	要求水準書(案)	汚泥移送、汚泥引抜ポンプ	12	3	3.2	3.2.3					大山浄水場の既設汚泥引抜ポンプについて、PFI移行前に企業庁殿にて修繕又は更新等の計画はありますでしょうか。	現時点では、更新の予定はありませんが、修繕は必要に応じて適宜実施します。
29	要求水準書(案)	汚泥移送、汚泥引抜ポンプ	12	3	3.2	3.2.3					汚泥引抜ポンプ室内設置の排水用ポンプ(水中ポンプ)はPFI事業対象外と考えてよろしいでしょうか。	質問は床排水ポンプと思われませんが、ご理解の通りです。
30	要求水準書(案)	汚泥移送・汚泥引抜ポンプ	12	3	3.2	3.2.3					汚泥引抜ポンプを更新した場合、動力配線はそのまま使用しても良いでしょうか？また設置位置の関係等でケーブル長が不足した場合はどのように対応すれば良いでしょうか？	流用が可能であれば、使用して頂いて結構です。ケーブル長が不足する場合は、敷設替え下さい。
31	要求水準書(案)	大山浄水場の汚泥移送、汚泥引抜ポンプ電源の新設	12	3	3.2	3.2.3					汚泥引抜ポンプの電源(閲覧資料別紙5(5-1-1))現汚泥処理設備CCを新設することは許容されると理解してよろしいでしょうか？	No.18のとおりです。
32	要求水準書(案)	既設汚泥移送・引抜ポンプ撤去時の躯体開口について	12	3	3.2	3.2.3					既設汚泥移送・引抜ポンプを撤去する際に、ポンプ室の躯体に一部開口を設けてもよろしいでしょうか。	開口を設置する場合、必要な構造的な補強については協議の上、事業者にて対応願います。
33	要求水準書(案)	汚泥移送ポンプ、汚泥引抜ポンプ	12	3	3.2	3.2.4					大山浄水場の汚泥移送ポンプ、汚泥引抜ポンプの更新は必須ではなく、事業者の判断によるとの理解でよろしいでしょうか。	必須です。
34	要求水準書(案)	ろ液等の返送先	12	3	3.2	3.2.4					尾張西部浄水場のろ液の返送先は、「工業用水道施設の排水池」と理解してよろしいか？	ご理解の通りです。
35	要求水準書(案)	ろ液等の水質監視	12	3	3.2	3.2.4					返送ろ液の水質管理のための水質測定点は、脱離液取合点(要求水準書 別紙9)に設けることとしてよろしいか？	ろ液の水質管理が可能であれば、脱離液取合い点でも結構です。ただし、洗浄排水と合わせた水質測定については、事業者提案事項です。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所							質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等			
36	要求水準書(案)	排泥池・濃縮槽の整合性の確保	12	3	3.2	3.2.5					排泥池・濃縮槽のオーバーフローは排水池に流下する構造になっているため、「……浄水場の施設内容及び運転計画と整合のとれた設計」とするためには、排泥池・濃縮槽と排水池の運転制御に関する情報（もしくはデータ）が不可欠ですが、それらは資料請求により提供されると理解してよろしいか。	県企業庁Webサイトの案内（平成26年2月14日付け実施方針等に関する質問への回答について「1 既存資料の閲覧について.pdf」）に従い閲覧してください。
37	要求水準書(案)	脱水機棟（発電機棟）、ケーキヤード棟	13	3	3.2	3.2.6					臭気対策は、大山市及び一宮市の規制に準拠すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	悪臭防止法ならびに条令等の定める当該地域の規制に準拠下さい。
38	要求水準書(案)	常用発電施設の設計業務	14	3	3.3	3.3.2					ブラックアウトスタート時に常用発電機を用いない場合は、LNG以外の燃料を使用することについて、H26年2月の質問回答「要求水準書(案)回答No.117」で「ご理解のとおり」とされておりませんが、浄水場に既設の燃料貯槽がある場合、それを活用することは可能でしょうか。	利用可能な既設の燃料貯槽はありません。
39	要求水準書(案)	常用発電設備の発電出力	14	3	3.3	3.3.2					常用発電設備の定格発電出力は予備機を除いて3,000kW以上とありますが、この要求は定格出力に対する基準であると考えます。実運転において3,000kWを超える需要電力がある場合に、燃費向上などの理由で発電出力が3,000kWを下回することは許容されますか。	浄水場の電力需要により、発電量が下回るとは認めますが、燃料費削減を目的として、常時下回るとは認めません。浄水場の需要に鑑み発電してください。
40	要求水準書(案)	監視場所	14	3	3.3	3.3.3					「…監視設備を設置すること」と規定されていますが、監視場所は「事業区域」のほかには設置することを排除していないと理解してよろしいか	必要に応じ協議に応じます。ただし、事業に関連する事項に限ります。
41	要求水準書(案)	自動回路の機能	14	3	3.3	3.3.3					「…自動回路を構築すること」と規定されていますが、自動回路の具体的な内容は「入札説明書等に記されている機能を果たす限りにおいて事業者の裁量の範囲内」と理解してよろしいか	ご理解の通りです。
42	要求水準書(案)	「維持管理が一体的」の意味	14	3	3.3	3.3.3					「……維持管理が一体的に行えるように」とは、「浄水場の水処理を行う者がその維持管理を発電事業と一体的に行えるように」との理解でよろしいか？	県企業庁が、県企業庁の電気設備とPFI事業の電気設備の保安等を一体的に行えることを意味します。
43	要求水準書(案)	常用発電設備の設計条件	14	3	3.3	3.3.3					常用発電設備の補機類（廃熱利用設備、冷却塔等）の一部または全てを屋外設置してもよろしいでしょうか。	電気設備は屋内設置としていますが、屋内に設置できない装置に関しては、その限りではありません。入札説明書に関する質問への回答No.79も参照願います。
44	要求水準書(案)	系統連系に伴う既設受変電設備の改造	14	3	3.3	3.3.4					系統連系に必要な既設受変電設備の改造は、添付資料別紙11に記載のない項目につきましても、事業者提案に基づき、県企業庁殿所掌で実施していただけたらと考えてよろしいでしょうか（例：逆潮流防止制御のための受電電力信号取り出し、遮断器間のインターロック改造、非常用発電機起動信号、太陽光発電接続のための回路変更など）	ご提案によりませんが、既設の改造は合理的な範囲で県企業庁の工事範囲です。
45	要求水準書(案)	県企業庁との取り合いとしての電力量計	14	3	3.3	3.3.4					電力量計は、事業者側の盤に検定なしのものを設けると考えてよろしいでしょうか。この場合、マルチメーター等の電力量計量機能で代用してもよろしいでしょうか。また、電源系統毎に複数になっても可との理解でよろしいでしょうか。	電力量計は検定品で設置願います。また、電源系統毎の複数台設置とすることでもよい。
46	要求水準書(案)	既設高圧受変電設備との接続	14	3	3.3	3.3.4					既設特高室建屋開口部築造についても既設設備の改造と捉え、事業範囲外としてよろしいでしょうか？	No.32の通り。既設改造を事業範囲外としたのは、既設設備の納入メーカーでない者が競争上、不利とならないための措置。建築・土木については、このような措置をとる必要がないため、必要な改造は当然、事業範囲となる。
47	要求水準書(案)	既設高圧受変電設備との接続	14	3	3.3	3.3.4					既設特高室設備とPFI事業区域の配線配管路については、一般基準類で問題が生じない範囲での施工としますかよろしいでしょうか？	No.14の通り。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書(案) ・基本協定書(案) ・様式集 等	質問項目 (タイトル)	対応頁	対応箇所							質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) 4) 等	i) ii) 等			
48	要求水準書(案)	既設高圧受変電設備との接続	14	3	3.3	3.3.4					既設特高室設備からPFI事業区域及びPFI事業区域間の配線配管路のルートについて、配線配管路ルートとしては使用していけない場所区域はありますか？	No.14の通り。
49	要求水準書(案)	契約電力	14	3	3.3	3.3.6	(1)	①			電力会社との契約電力の値は事業者の提案とし、技術評価の対象外という理解でよろしいでしょうか。	契約電力については、県企業庁にて決定いたします。
50	要求水準書(案)	常用発電施設の設計業務	14	3	3.3						LNGサテライト、常用発電機の運用にあたり、冷気や水蒸気による白煙が発生する可能性があります。無害であることおよび敷地境界まで距離があることから、白煙対策は不要という理解でよろしいでしょうか。	行政指導に従ってください。
51	要求水準書(案)	非常時の発電機の起動	15	3	3.3	3.3.	(2)				『停電から……120分程度を想定』と規定されていますが、非常発電機からの給電完了までの時間は「提案事項」と理解してよろしいか。	要求水準以内でご提案願います。
52	要求水準書(案)	燃料消費量	15	3	3.3	3.3.6	(1)	④			「燃費は、1,000kWあたり 287Nm ³ /時以下」と決定する際に使用された燃料の低位発熱量を御教示ください。 また、手配される低位発熱量の最低値は、いくつを想定されていますか？ 燃料の持つ発熱量が極端に低い場合、ガス消費量(Nm ³ /h)で評価とした時に事実上達成不可能である可能性が考えられますので、熱消費量(kW)で評価として頂くのが妥当と考えます。	287Nm ³ /時以下は、県企業庁調査の平均値を採用したものであり、低位発熱量は考慮していません。また、LNG供給会社は限られているため、質的な差は少なく、影響のない範囲と考えています。 事業契約書(案)No.209もご参照ください。
53	要求水準書(案)	燃料消費量	15	3	3.3	3.3.6	(1)	④			「燃費は、1,000kWあたり 287Nm ³ /時以下」と決定する際に使用された燃料の低位発熱量を御教示ください。 また、手配される低位発熱量の最低値は、いくつを想定されていますか？ 燃料の持つ発熱量が極端に低い場合、ガス消費量(Nm ³ /h)で評価とした時に事実上達成不可能である可能性が考えられますので、熱消費量(kW)で評価として頂くのが妥当と考えます。	No.52の通りです。
54	要求水準書(案)	非常時等自立運転時の高調波発生負荷	15	3	3.3	3.3.6	(2)				非常発電設備の容量検討にあたり、1号導水ポンプのインバータからの高調波流出はないものとしてよろしいでしょうか。また、他の非常時運転負荷についても、発電機容量に影響するような高調波発生や相間不平衡等はないものとしてよろしいでしょうか。	既設資料を基によく検討し、適切な事業提案をお願いします。
55	要求水準書(案)	非常用専用発電機を設ける場合の台数	15	3	3.3	3.3.6	(2)				非常用専用電源を設ける場合は、別紙14のイメージに従い、非常用専用機は1台のみとの理解でよろしいでしょうか。この場合、非常用専用発電機の点検中には停電対応できないこととなります。	機器構成は、県企業庁が示すイメージ図にとらわれることなく、より良いものを事業提案してください。 原則、いかなる場合であっても停電対応が必要ですが、点検については、入札説明書No.84をご参照ください。
56	要求水準書(案)	非常用専用発電機の運転条件	15	3	3.3	3.3.6	(2)				別紙14のイメージでは、非常用専用機は負荷始動時のみの運転となっていますが、非常用専用発電機単独で指定時間(72時間)運転する仕様も許容されますでしょうか。主回路や制御が単純になり、信頼性向上やコストダウンに寄与する可能性があります。	県企業庁の実施方針及び要求水準は、「防災兼用型のLNGコージェネレーションを提案せよ」である。したがって、導水ポンプ起動時において、重油・軽油の発電機、蓄電池等を補助的に用いることは認めるが、常用はLNGコージェネ、非常時の起動のみならずその後の連続運転は非発(重油)という質問の提案は認められない。 また、質問の提案は「LNGで3日分の燃料を備蓄する」という要求水準も満たさない(県企業庁の狙いは、非常時の重油燃料3日分を地下タンクで長期保管することで生じる燃料漏えいリスクを避けることにもある。)

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所							質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等			
57	要求水準書(案)	非常用専用発電機の燃料	15	3	3.3	3.3.6	(2)				非常用専用発電機の燃料はLNG以外でも可、とのご回答をいただいておりますが、前項で、非常用専用発電機単独の72時間運転が許容されるとした場合、たとえば油燃料で72時間運転してもよろしいでしょうか。また、その場合の油の購入は県企業庁殿所掌という理解でよろしいでしょうか。	No.56のとおり。
58	要求水準書(案)	廃熱利用装置	15	3	3.3	3.3.8					前回の質問書(回答)No.126で、排水処理に対しては半量だけの部分的な対応は不可との回答がありました。これは平均濁度時が対象と考えてよろしいでしょうか。	複数台の脱水機に対して、廃熱を利用するものと利用しないものがあることは認めず、全台に対して廃熱の利用を要求しています。ただし、一度、全量に利用した後であれば、ケーキの品質向上や加工のため、一部ケーキに対して余熱を最利用することは妨げません。
59	要求水準書(案)	排熱利用事業	15	3	3.3	3.3.8					脱水処理以外への排熱供給を平成49年までの事業期間中に実施した場合も、SPC事業(水道事業の一環としての事業との解釈で)と認定されるのでしょうか？	本事業は水道事業であり、廃熱利用は原則、浄水場内に限ります。
60	要求水準書(案)	排熱利用装置	15	3	3.3	3.3.8					排熱利用の「排熱」にはLNGサテライトで発生する「冷熱」も含まれると理解してよろしいか？	想定しておりませんが、気化冷熱の有効利用を妨げるものではありません。
61	要求水準書(案)	排熱利用装置	15	3	3.3	3.3.8					常用発電機の排熱で蒸気を生成する場合、上水を貴県から支給頂き、事業者側で軟水を作ることでよろしいでしょうか。	軟水を作ることを要求水準とはしていません。
62	要求水準書(案)	LNGサテライト	15	3	3.3	3.3.9					LNGサテライト、常用発電機の運用にあたり、操業による排水が生じますが、浄水場の既設排水設備に排水することは可能でしょうか。可能である場合、排水の基準値をご教示ください。	No.17の通りです。
63	要求水準書(案)	LNGサテライト	15	3	3.3	3.3.9					LNGサテライトから常用発電機に送る天然ガスは、付臭は不要という理解でよろしいでしょうか。	要求水準では、付臭について指定はありません。
64	要求水準書(案)	LNGサテライト	15	3	3.3	3.3.9					LNGサテライトには保安電力が必要と認識しておりますが、それを加味した提案を行うという理解でよろしいでしょうか。	必要なものは、適宜、提案してください。当然、必要なものが欠落した事業提案は、要求水準の未達になります。
65	要求水準書(案)	LNGサテライト	15	3	3.3	3.3.9					LNGタンク内ではLNGが常時蒸発するため、夜間など負荷がない状態ではタンク圧力が上昇していきます。タンクの設計圧力には上限がありますので、運用の条件により危険な状態になった場合は気化ガスを大気放散するという設計でよろしいでしょうか。大気放散を前提としない場合は、LNG設備の状況に合わせて夜間等に常用発電設備を運転することができるという理解でよろしいでしょうか。	No.64の通りです。 保安のために夜間運転は必要ないと考えていますが、LNGサテライト設計については、必要な保安を確保してください。
66	要求水準書(案)	LNGサテライト	15	3	3.3	3.3.9					発電施設とLNGサテライトの運用やメンテナンス等によっては、非常時に72時間の運転が出来ない期間が生じることは可能という理解でよろしいでしょうか。	No.55の通りです。
67	要求水準書(案)	LNGサテライト設備	15	3	3.3	3.3.9					LNGサテライト設備(制御盤含む)は屋外設置でよろしいですか。	電気設備は屋内設置でご提案願います。
68	要求水準書(案)	設計条件	16	3	3.4	3.4.1					実施方針等に対する質問書(回答)No131において、「浄水池の当初設計の資料については別途お示しします。」とあります。資料のご提示をお願いいたします。	県企業庁Webサイトの案内(平成26年2月14日付け実施方針等に関する質問への回答について「1 既存資料の閲覧について.pdf」)に従い照会してください。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所							質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等			
69	要求水準書(案)	設計条件	16	3	3.4	3.4.1					浄水池上部に太陽光発電設備を設置する際は、施工時においても上載荷重（積載荷重0.5t/m ² ）を考慮した設計・施工計画（重機等の配置）を考案する解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
70	要求水準書(案)	太陽光発電の設計業務	16	3	3.4	3.4.1					浄水池の当初設計の上載荷重(0.5t/㎡)は長期荷重との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
71	要求水準書(案)	太陽光発電の設計業務	16	3	3.4	3.4.1					浄水池上部は重機(25tラフタークレーン等)を搬入しても問題ない構造でしょうか。	0.5t/m2以下で設計願います。施工計画にあたっては、既存資料等を事業者でご確認ください。
72	要求水準書(案)	太陽光発電の設置場所	16	3	3.4	3.4.2					添付資料別紙15の浄水池の一部で2m程度はみ出すことは許容されるでしょうか。	指定の範囲内でご提案願います。
73	要求水準書(案)	電気盤仕様	16	3	3.4	3.4.4					昇圧に必要な電気盤は屋内設置とすることとありますが、パワーコンディショナは盤架台取付けなどでもよいですか。	入札説明書回答No.79の通りです。
74	要求水準書(案)	見学者対応	16	3	3.5						実施方針等に対する質問書(回答)No154において、「見学者対応の施設として、トイレは車椅子対応が必要」とあります。車椅子対応トイレ以外のユニバーサルデザインの内容については、事業者提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
75	要求水準書(案)	見学者対応	16	3	3.5						見学者受け入れる際のバスの駐車スペースは、浄水場内の駐車場を無償で使用させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、従事者通勤用駐車スペースは、犬山浄水場、尾張西部浄水場共にPFI事業者管理対象範囲内に設置するとの理解でよろしいでしょうか。	見学者の駐車場スペースとして、既存駐車場を利用しても構いませんが、必要に応じて追加提案等をご提案願います。 事業者のスペースは事業者管理対象範囲内とします。
76	要求水準書(案)	試運転	18	4	4.1	4.1.8					試運転の開始時期は「提案事項」との理解でよろしいか？	入札説明書等で示す範囲内において、そのとおり。
77	要求水準書(案)	管理項目	20	5	5.2	5.2.3					ろ液の水質管理は水質汚濁防止法に準拠するとのことですが、ろ液の返送は排水処理工程の一部であり、また場外に排出されるものではありません。これより水質汚濁防止法のどの項目に準拠する必要があるか具体的にご提示願います。	全てを満たすこと。
78	要求水準書(案)	ろ液の水質管理	20	5	5.2	5.2.3					要求水準書(5.2.3 20ページ)に「20度を超えない……希釈した後返送」と規定されていますが、希釈用に無償で提供される水道水を用いることは許容されるでしょうか？	一時的にやむを得ない場合を除き、脱水処理の能力不足を補うために希釈水を常用することは許容できません。
79	要求水準書(案)	平常時の発電施設の運転管理	20	5	5.3	5.3.2					保安上の観点から「運転の停止は有人で行うこと」とありますが、遠隔制御等により停止することはできないでしょうか。	要求水準は、「有人で停止」ですが、現場手動での停止を義務付けるものではありません。
80	要求水準書(案)	平常時の発電施設の運転管理	20	5	5.3	5.3.2					常用発電機の運用で逆流発生の際があります。太陽光で発電する電力に常用発電機による発電電力が混合しないシステムとするという理解でよろしいでしょうか。	混合の意味が不明ですが、要求水準書「別紙13常時の運転イメージ(参考)」を参照願います。
81	要求水準書(案)	平常時の発電施設の運転管理	21	5	5.3	5.3.2					実施方針公表時の要求水準書(案)の質問回答No.209において「運転の停止は有人で行うこと。」に対して『非常時は電力供給面、運転管理面、保安面などから有人ということである。』との主旨は理解致しました。一方、夜間におけるピークカット対応での常用発電機の停止操作については、有人で無くても燃料消費量の増加が発生する事項を除いて、技術的には対応可能であると考えます。有人とする理由をご教示願います。	技術的には可能と考えますが、電気保安上の理由で「停止は有人」を必須条件にしています。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書(案) ・基本協定書(案) ・様式集 等	質問項目 (タイトル)	対 応 頁	対応箇所							質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等			
82	要求水準書(案)	平常時の発電施設の運 転管理	21	5	5.3	5.3.2					停止操作について非常時と同じく、運転開始から120分以内に停止作業を行なう者を大山浄水場へ配置させる案を採用することにより、夜間発電設備における人件費の低減を図りたいと考えます。過去における配水量の予測から、夜間電力のピークカット運転をどの程度の継続時間及び頻度について運転が発生するものとして考えられているかご教授願います。	入札説明書「資料1-2」を参照願います。また、実施方針・閲覧資料として浄水場の使用電力量の実績データを示しました。
83	要求水準書(案)	常用発電施設の運転管 理業務	21	5	5.3	5.3.2 5.3.3					発電施設の停止は有人対応とされていますが、非効率な運転管理になると想定されます。H26年2月の質問回答「要求水準書(案)No.209」でご懸念されている電力供給面、運転管理面、保安面が満足される場合においては、無人停止によるシステムを提案することは可能でしょうか。	No.79のとおり。
84	要求水準書(案)	平常時及び非常時の発 電施設の運転管理	21	5 5	5.3 5.3	5.3.2 5.3.3					発電設備の「ピークカット運転時の運転の停止」及び「非常時運転の運転の停止」について、どちらも有人での停止を求められていますが、自動停止が可能であり、人員配置の面で効率的(人件費削減)であるため、自動停止(無人)を認めて頂けないでしょうか。	No.79のとおり。
85	要求水準書(案)	運転支援業務 業務内 容 表5.1	22	5	5.5	5.51					表5.1でPFIの業務分担の中の「汚泥移送の運転操作業務」を行うためには、浄水場の運転状況の把握が不可欠と思料しますが、必要な情報(データ)は事業者に円滑に与えられるものと理解してよろしいか	県企業庁Webサイトの案内(平成26年2月14日付け実施方針等に関する質問への回答について「1 既存資料の閲覧について.pdf」)に従い照会してください。
86	要求水準書(案)	環境整備	23	6	6.2	6.2.3					PFI事業区域の浄水池上の芝生の品種を提示お願いします。	正しい品種までは承知していません。
87	要求水準書(案)	環境整備	23	6	6.2	6.2.3					第2回現地説明会の時、PFI事業区域の浄水池上の芝刈り作業をされておりましたが、現状の年間の芝刈り等整備作業の頻度、除草回数、作業項目をご教示願います。	事業者提案により、異なるものと思いますので、提示しません。
88	要求水準書(案)	修繕業務	23	6.1.3							「必要に応じた設備の修繕を行うこと」とありますが、建築物に関する修繕業務は含まれていないのでしょうか。	含まれます。
89	要求水準書(案)	防犯・緊急対応	24	6	6.3	6.3.2					実施方針等に対する質問書(回答)No239において、「建築物等には太陽光設備が含まれる。」とありますが、これは屋内設置する太陽光設備に関してのみとの理解でよろしいでしょうか。	屋外設置分を含んだ防犯です。
90	要求水準書(案)	ユーティリティ	24	6	6.4						LNGの発熱量(低位発熱量)をご教示いただけますでしょうか。	No.52の通り。
91	要求水準書(案)	ユーティリティ	24	6	6.4						参考までにLNG単価、買電電力料金(基本料金、従量料金)をご教示いただけますでしょうか。	ユーティリティ検討の参考となる浄水場の電力料金は示した。LNGは県企業庁が購入するため、予定単価は示さない。必要があれば事業者で調査すること。
92	要求水準書(案)										要求水準書の公表の予定をご教示ください。実施方針等の質問書に関する回答で、「別途回答します。」「要求水準書(案)の改訂を検討します。」「訂正を検討します。」等がどのような結論か確認する必要があります。	入札説明書回答No.4の通りです。
93	要求水準書(案)	要求水準書に関して									5月2日の入札説明書等の公表時に要求水準書が添付されていませんでしたが、平成25年12月24日公表の要求水準書(案)がそのまま適用されると理解してよろしいでしょうか。	入札説明書回答No.4の通りです。
94	要求水準書(案)	公表予定日									要求水準書の公表予定日をご教示下さい。また、そのタイミングで要求水準書に関する質問の機会をいただけたらと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書回答No.4、21の通りです。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所							質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	7) イ) 等	i) ii) 等			
95	要求水準書(案)添付資料	脱水規模算定表	4	別紙3							実施方針等に対する質問書(回答)No.261において「別紙3を一部訂正いたします」とあります。訂正のご提示をお願いいたします。	改定版を参照してください。
96	要求水準書(案)添付資料	脱水機規模算定表	4	別紙3							実施方針に関する質問書(回答)No.261において、「別紙3を一部訂正いたします。」とありますが、訂正版の公表予定日をご教示下さい。	改定版を参照してください。
97	要求水準書(案)添付資料	PFI事業者管理対象範囲	23	別紙9							排水処理棟、発電機棟及びケーキヤードの建設予定地の側溝に既設配線(FEP転がし)が敷設してあります。本既設配線は、PFI事業開始前までに件企業庁にて移設して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	協議には応じますが、極力移設が生じない工事方法をご検討下さい。
98	要求水準書(案)添付資料	別紙9 大山浄水場全体平面図	23	別紙9							要求水準書別紙9 大山浄水場のPFI事業者管理対象範囲と平成26年3月5日に県企業庁ウェブサイト公表された「実施方針等に関する質問への回答(その2)について」の計画平面図(別紙1)とでは、ケーキヤードスペースならびに排水処理、発電機棟設置スペース付近の範囲が若干異なっております。どちらを正とすべきかご教示願います。	要求水準書 添付資料 別紙9を参照願います。
99	要求水準書(案)添付資料	別紙9 尾張西部浄水場全体平面図	23	別紙9							尾張西部浄水場のPFI事業者管理対象範囲において、ケーキヤードスペースと排水処理棟設置スペースの間が空いておりますが、コンベヤ等設置する際のように対処すればいいかご教示願います。	配置はイメージを例示したものであり、指定ではありません。より良い配置をご提案ください。
100	要求水準書(案)添付資料	別紙9 大山浄水場全体平面図	23	別紙9							大山浄水場の脱水機棟・発電機棟設置スペースには、側溝内にケーブルが布設されています(おそらく広域調整池へのケーブルと思われる)。実施方針等に関する質問書(回答)No.277では「基本的に移設となります。」との回答でしたが、これは事業者の所掌でしょうか。事業者所掌の場合は、ケーブルのルート、仕様がわかる図面を支給下さるようお願いいたします。	No.97の通りです。
101	要求水準書(案)添付資料	PFI事業区域の地耐力	23	別紙9							PFI事業区域の地盤条件提示として、地耐力、ボーリング結果などの提示をお願いします。	提示済の資料が全てです。
102	要求水準書(案)添付資料	PFI事業者管理対象範囲	24	別紙9							実施方針等に対する質問書(回答)No.290において、「既存の雨水排水経路が分かる資料について別途提示します。」とあります。資料のご提示をお願いいたします。	県企業庁Webサイトの案内(平成26年2月14日付け実施方針等に関する質問への回答について「1 既存資料の閲覧について.pdf」)に従い照会してください。
103	要求水準書(案)添付資料	PFI事業者管理対象範囲	24	別紙9							実施方針等に対する質問書(回答)No.295において、「建設開始時の引渡し状況、解体・伐採の可否、復旧移植の有無、処分の区分は別途提示します。」とあります。資料のご提示願います。	今回、要求水準書(案)No.295の回答をしていますので、参照ください。
104	要求水準書(案)添付資料	PFI事業者管理対象範囲	25	別紙9							尾張西部浄水場の排水処理棟設置スペースに水路のような構造物を確認しましたが、これが水路である場合、その排水接続経路をご教示願います。	県企業庁Webサイトの案内(平成26年2月14日付け実施方針等に関する質問への回答について「1 既存資料の閲覧について.pdf」)に従い照会してください。なお、当該構造物については、必要に応じて撤去して差し支えない旨、他の質問で回答しています。
105	要求水準書(案)添付資料	添付資料別紙11	27	別紙11							「県企業庁が実施する改造工事の例」で新規製作盤(新盤)が含まれています。この新盤が屋内設置の場合、新盤を収納する電気室(建屋)の建設は、貴県が実施するという考えでよろしいでしょうか。	事業者範囲です。No.46を参照してください。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対 応 頁	対応箇所							質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	イ) ii) 等			
106	要求水準書(案) 添付資料	添付資料別紙11	27	別紙 11							「県企業庁が実施する改造工事の例」に関し、別途貴県で発注する範囲（新盤及び機能増設箇所）についての維持管理は貴県で実施するという考えでよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、事業者にて設置した盤は、事業者の管理になります。
107	要求水準書(案) 添付資料	添付資料別紙11	27	別紙 11							「県企業庁が実施する改造工事の例」によれば、系統連系リレーは貴県が整備する内容になっています。この系統連系リレーの所掌範囲は絶対条件という考えでよろしいでしょうか。系統連系リレー含む保護継電システムは太陽光発電設備及び常用発電設備と密接に係る重要なシステムです。その責任所掌について、条件の明示をお願いします。	提案に基づき協議に応じます。
108	要求水準書(案) 添付資料	昼間の買電電力	30	別紙 13							昼間の買電電力300kWは参考値とし、落札後県企業庁と協議し決定するとの理解でよろしいでしょうか。	300kWは事業概要を示したものに過ぎず、実際には閲覧資料に示したとおり、浄水場の電力需要は変動するため、当然、これに応じたコージェネの運転が必要になります。コージェネの運転計画については、接続検討申込等により、電力会社と十分に協議願います。
109	要求水準書(案) 添付資料	昼間の買電電力	30	別紙 13							昼間の買電電力の値は事業者の提案とし、技術評価の対象外という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書等を満たす範囲内において、そのとおり。
110	要求水準書(案) 添付資料	常時の運転イメージ(参考)	31	別紙 14							停電運転時の運転イメージを記載いただいておりますが、導水ポンプ2台を72時間運転できる提案であれば別のシステムでもよろしいでしょうか。	そのとおり。県企業庁が示す機器構成イメージに限らない。ただし、要求水準書を満足する必要があることはNo.56のとおり。
111	要求水準書(案) 添付資料	日影図について	33	別紙 16							実施方針等に対する質問書(回答)No.300において、「冬至の日影図の提示を検討します。」とあります。資料のご提示をお願いいたします。また周囲建屋の高さが解る図面を公表して頂けないでしょうか。	建物データは、犬山浄水場TS測量CADデータとして収録し閲覧した。冬至日影図については、CADデータから事業者で検討されたい。
112	要求水準書(案) 添付資料	日影図	33	別紙 16							実施方針等に関する質問書(回答)No.300の冬至の日影図の提示をお願いします。	No.111のとおり。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
1	土地対策会議研究会 （平成26年1月29日） 意見に対する調整結果	調整・協議								各窓口殿との調整の中で「協議することで了解を得ました」「届出を行うことで了解を得ました」とありますが、これらの協議、調整は企業庁殿にて行っていただき、事業者は資料作成などの補助業務を行うものと理解してよろしいでしょうか。	行政庁の指導により、各種規制の届出等は県企業庁又は事業者が行いますが、県企業庁が届け出るものについて、事業者が補助することはご理解の通りです。なお、事業者が行う届出等について、県企業庁は必要な協力をを行います。
2	土地対策会議研究会 （平成26年1月29日） 意見に対する調整結果	緑地								1自然環境課（生物多様性保全グループ）(1) 自然公園・鳥獣グループ殿との調整結果②において、「自然公園内での行為面積が1haを超える場合は、緑地を確保する必要がある」とあります。必要な緑地面積と種類をご教示願います。	県企業庁の考え（要求水準書の規定等）は、自然公園法の届出対象外の行為の範囲内において本事業を実施するものであるため、緑地は必要最小限の任意の植栽で結構です。 基本的には認められませんが、土地の形状変更を行うような事業提案を行う場合は、緑地を確保する必要があります。この場合の緑地の確保については、規制行政庁へ各事業者から確認してください。
3	土地対策会議研究会 （平成26年1月29日） 意見に対する調整結果	太陽光発電施設								1自然環境課（生物多様性保全グループ）(1) 自然公園・鳥獣グループ殿との調整結果③において、「太陽光発電施設は、周辺の風致景観に配慮した設計とすることで了解を得ました。」とありますが、具体的に配慮すべき内容をご教示願います。	例えば太陽光アレイの設置にあたり、架台の高さを抑える、周囲に植栽する等により周辺から目立ち難くする、防眩型の製品を採用する、等々が考えられますが、各事業者の事業提案としてください。
4	土地対策会議研究会 （平成26年1月29日） 意見に対する調整結果	希少種の生息生育								1自然環境課（生物多様性保全グループ）(2) 野生生物グループ殿との調整結果において、「事業計画用地における希少種の生息生育について犬山市に確認し、確認された場合はその保全策について自然環境課と協議することで了解を得ました。」とあります。この内容は事業者が確認することが困難であり、対応内容によっては入札価格に大きく影響するものですので、事業者の対応事項ではないことを明示願います。	平成26年5月20日、県企業庁から犬山市役所公園緑地課へ照会したところ、「浄水場敷地内には希少種はいない」とのことです。
5	土地対策会議研究会 （平成26年1月29日） 意見に対する調整結果	開発行為の許可								5建築指導課（開発グループ）殿との調整結果において、「都市計画法の許可（または協議）が必要か否かについて、尾張建設事務所建築課に相談することで、建築指導課の了解を得ました。」とあります。実施方針等に関する質問書（回答）No30で「開発行為の許可は不要」との回答を頂いておりますので、相談の結果をご教示願います。	本件事業において犬山浄水場に設計・建設する施設が水道施設である場合は開発行為の許可は不要とされており、水道施設であるか否かについては届出窓口の尾張建設事務所建築課に相談することとされています。 県企業庁の考える機器構成（要求水準書の規定等）においては、本事業で設計・建設する施設は全て水道法の水道施設であるが、これが都市計画法で規定する水道施設となるか否かについては、届出窓口への相談が必要となります。
6	その他	実施方針質問回答 No.242								実施方針質問回答No.242に関して、太陽光発電設備に関して、要求水準の根拠（日射時間、日射量の根拠及び改善・減額に関する考え方）を入札説明書等の公表までにご提示頂けるとの回答でしたが、明記がありませんでしたので御教示願います。	入札説明書において示しました。No.234もご参照願います。
7	その他	住民説明会								住民への事業説明会等は実施される予定ですか。実施の場合は、貴市にて説明・対応頂き、弊社は説明のための資料作成、説明会での同席という立場と考えますがよろしいでしょうか。	質問にある貴市は、県企業庁として回答します。 事業構想段階において必要な地元調整は、必要に応じて県企業庁で進めているところですが、設計・建設段階において必要な地元調整は、事業者が行うこととなります。なお、事業者が行う地元調整について、県企業庁は必要な協力をを行います。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
8	その他	工事車両等搬入導線								周辺道路及び場内道路における通行ルート及び通行時間帯・重量・車幅等の制限がありますでしょうか。 また、工事期間中、入場門付近にガードマン等の交通誘導員を配置する必要はありますでしょうか。	公道における車両制限等は、道路法等の法令に従ってください。場内通行については、県企業庁との協議によります。 工事期間中の交通安全の確保については、法令等他、「実施方針等に関する質問への回答(その2)（平成26年3月5日（水）」）によります。
9	その他	工事区画								工事期間中、事業範囲周囲の仮設バリケード等の区画について、ご指定等ありますでしょうか。	指定はありません。必要なものを事業提案してください。なお、施工にあたっては県企業庁との協議が必要です。
10	その他	作業時間等								現地工事における休日作業及び作業時間について、制約等がありますでしょうか。	休日について、県企業庁の指定する制約はありません。ただし、電気工事については県企業庁の選任する電気主任技術者の指示に従い、又、電気工事以外の作業内容についても県企業庁との協議により実施してください。
11	大山浄水場施設整備事業 計画概要	別添1 計画平面図								提示されているPFI事業区域に対し、提案するPFI事業区域が小さい場合、余剰エリアはPFI事業区域対象外と考えますが相違ないでしょうか？	入札説明書回答No.15を参照願います。
12	大山浄水場施設整備事業 計画概要	別添1 計画平面図								提示されているPFI事業区域の地中に粒径の大きい石や転石ガラ等埋設している区域があればご提示いただくことは可能ですか？	PFI事業区域は、昭和40年代の浄水場建設事業において、畑等を切土・盛土により造成したものであり、ガラ等を埋設した事実は把握していません。なお、必要な調査は各事業者で行ってください。
13	実施方針に関する質問書(回答)	要求水準書(案)	44	127						サテライトのガス補給回数が3日に1回と出ておりますが、1日1回などとした補給回数で計画してもよろしいですか？	タンク容量の設計にもありますが、要求水準の未達と判断する場合があります。LNG供給契約については未定です(入札説明書回答No.14参照)が、県企業庁がLNG供給事業者からヒアリングしたところでは、3日に1回程度と把握しています。
14	実施方針	資料1 リスク分担表(案)	32	No. 56						施設性能リスクについて、「事業期間終了時における要求性能水準の保持」と記載されていますが、対象は建物であり、機械・電気設備は対象外と考えてよろしいですか？	本事業において設計・建設する施設は全て対象となります。経年劣化により性能が低下する機械・電気設備については、予め余裕を持った設計とすることを求めます。
15	実施方針などに関する質問書(回答) 要求水準書(案)	質問No.46 (質問No.118)	37/66							現状導水ポンプは手動運転ですが、事業者提案で「導水ポンプの自動起動装置」を設置しても構わないということでしょうか？	起動指令は浄水場オペレーターが各種情報を的確に判断して実施しており、これを自動化することは想定していません。ただし、起動指令を受けて、コージェネの運転や受電状況をチェックした後、導水ポンプの起動を行うインターロック回路を構築することは、事業提案により行ってください(関連:要求水準書 3.3.6運転条件 ② 発電電力はすべて場内で消費し、確実に電力会社への逆潮流を防ぐ自動回路を構築すること。)
16	実施方針などに関する質問書(回答) 要求水準書(案)	質問No.68	39/66							設置スペースA、B、C全てに太陽光アレイを設置しない場合、設置しない場所の伐採・整地は不要で宜しいでしょうか？	必要です。入札説明書回答No.15も参照願います。
17	実施方針	応募者等の参加要件	11	2	2.4	2.4.1				入札参加者の構成員(SPCの構成員+SPCの協力企業)ではない下請け等の「協力会社」は、複数の入札参加者の「協力会社(入札参加者ではない下請け等)」になることは可能ですか？	入札説明書回答No.30の通りです。
18	実施方針	応募者等の参加要件	11	2	2.4	2.4.1				他の入札参加グループ構成員及び協力企業の製造する製品(機器・材料)を購入・使用することは可能ですか？	入札説明書回答No.30の通りです。
19	実施方針等に関する質問書(回答)	閲覧資料別紙5	61/66	5						閲覧資料に対する質問ご回答No.5によれば、既設配電設備から事業者への分電は「原則1ライン、1電力量計とします」とありますが、要求水準書(案)に対する質問ご回答No.305には、動力負荷、建屋動力、照明等の電源取り出しについて、既存(それぞれ個別)と同様という質問に対して、「ご理解の通り」とお答えになっています。どちらを正としたらよいでしょうか。	原則1ラインで取り出して1電力量計で使用量を測定し、以降は既設と同様に適宜、必要な電圧に降圧・分電することを回答しました。

入札説明書等に関する質問書

平成26年6月20日（金）愛知県企業庁

No.	資料名 ・入札説明書 ・要求水準書 ・事業契約書（案） ・基本協定書（案） ・様式集 等	質問項目 （タイトル）	対応頁	対応箇所						質問内容	回答
				1 2 等	1.1 1.2 等	1.1.1 1.1.2 等	1) 2) 等	ア) イ) 等	i) ii) 等		
20	実施方針等に関する質問書(回答)	非常時の発電設備の運転管理	51/66							要求水準書(案)に対する質問ご回答No.209他では、コージェネレーションシステムの停止制御を有人対応することが示されています。そこで、この条件(有人で停止対応)が絶対条件ということであれば、要求水準書への記載を要求します。また、停止を有人で行う場合、コージェネレーションシステム停止の指示は貴県からどのような手段・方法で頂けるのでしょうか。ご教示ください。	要求水準書5.3.2に「運転の停止は有人で行うこと」と規定しています。導水ポンプの起動は手動で行っているため、3台目の導水ポンプの起動・停止については県企業庁(県企業庁から浄水場の運転管理を受託した者)から事業者へ予め連絡することが可能です。 なお、コージェネの停止は有人で行うことで必要な電気保安を確保することとしています。これはコージェネの停止操作を現地手動で行うことを要求しているものではありません。
21	実施方針に関する質問への回答	要求水準書(案)及び要求水準書(案)添付資料の訂正について	-	-	-	-	-	-	-	質問および回答を重ねて変更が生じた「要求水準書(案)」は、愛知県企業庁水道部ホームページにて随時開示されるとのご説明でした。 その改訂版の開示時期は、回答公表後すぐと考えてよろしいでしょうか。	別添の通り改定しました。